

賠償問題とヒルファディングの経済政策論

河 野 裕 康

賠償問題とヒルファディングの経済政策論

河 野 裕 康

目 次

序.....	1
第1章 ロンドン最後通牒と賠償問題の本格化.....	4
第1節 ロンドン最後通牒	
第2節 社会化委員会	
第3節 暫定国家経済協議会	
第2章 「税妥協」をめぐる政策論争	18
第1節 「税妥協」	
第2節 ドイツ中央銀行の独立性	
第3節 「現実的平和主義」とジェノヴァ会議	
第3章 統一社会民主党の結成と通貨危機.....	29
第1節 両社会民主党の統一	
第2節 通貨危機と賠償猶予	
第3節 「ヒルファディング案」	
第4章 ルール占領下の内外政策.....	40
第1節 ルール占領と国際的抗議運動	
第2節 国内経済問題への対応	
第5章 財務大臣としてのヒルファディング.....	51
第1節 財務大臣への就任	
第2節 ルール問題と財政政策	
第3節 通貨改革案	
第6章 受動的抵抗の停止と内閣の再編.....	64
第1節 受動的抵抗の停止	
第2節 ヒルファディングの辞任	
結び.....	73

Die Reparationsfrage und Hilferdings Wirtschaftspolitik

Kawano, Yuko

Einleitung	1
I Das Londoner Ultimatum und die Reparationsbelastung	4
1 Das Londoner Ultimatum	
2 Die Sozialisierungskommission	
3 Der Vorläufige Reichswirtschaftsrat	
II Kontroverse über "das Steuerkompromiß"	18
1 "Das Steuerkompromiß"	
2 Die Unabhängigkeit der Deutschen Reichsbank	
3 "Der realistische Pazifismus" und die Konferenz von Genua	
III Gründung der Vereinigten Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und die Währungskrise	29
1 Vereinigung der beiden Sozialdemokratischen Parteien	
2 Die Währungskrise und das Moratorium	
3 "Der Plan Hilferdings"	
IV Die innere und äußere Politik unter der Ruhrbesetzung	40
1 Die internationale Protestbewegung gegen die Ruhrbesetzung	
2 Ringen mit den inneren ökonomischen Probleme	
V Hilferding als Finanzminister	51
1 Amtsantritt als Finanzminister	
2 Die Ruhrfrage und die Finanzpolitik	
3 Die Währungsreform	
VI Einstellung des passiven Widerstandes und die Kabinettsumbildung	64
1 Einstellung des passiven Widerstandes	
2 Hilferdings Ausscheidung	
Schlußbetrachtung	73

序

第一次世界大戦後ドイツの賠償問題は、1919年6月のヴェルサイユ講和条約の調印と翌年1月の発効を経て、1921年5月のロンドン最後通牒による支払い計画の確定を機に本格化する。賠償問題は1923年1月のルール占領などの対外的摩擦を引き起こし、外交政策の中心的課題であっただけではなく、その膨大な経済的負担から財政危機や通貨不安、大インフレーションを招き、すぐれて経済政策の問題でもあった。さらにこの問題をめぐる政治対立から極右勢力が台頭して、1923年11月のヒトラー一揆など政治的危機も生ずることになる。まさに賠償問題は、生成期のヴァイマル共和国の存立そのものにかかわる極めて重要な政治的経済的課題であった。

本稿はこうした賠償問題の重圧が大きな困難を引き起こした共和国の初期、とりわけ相対的安定期に至る前の1921年ころから1923年にかけて、独立社会民主党(USPD)および統一社会民主党(VSPD)の理論的指導者で1923年後半には財務大臣も務めた経済思想家R. ヒルファディング(1877-1941年)が、当時の政治的経済的諸問題にいかに対応したかを、特に経済政策論を中心に検討しその意義を考察する。彼はこの時期に社会化委員会で社会化問題^①のみならず、新たに賠償問題にも取り組み、また同時に経済および社会政策の国家的審議機関である暫定国家経済協議会にも参加して、各種法案を国会審議に先立って検討した。彼はこれらの会議で議長や委員長を務め、決議の起草ととりまとめで中心的な役割を演じた。そして党の指導者として政策方針を提起し、国際会議を通じて他国にも働きかけ、さらに政府閣僚として自ら直接に政策実践に携わった。

彼は1918年11月のドイツ革命以来、資本主義批判の立場から社会化による経済改革を積極的に提起しつつも、このころまでには「ブルジョア支配の復活強化」^②を認識し、資本主義存続の見通しをすでに持つようになっていた。国際的な権力政治による賠償の強制、戦争で疲弊した経済、そしてブルジョア支配の復活といった厳しい制約条件の下で、彼自身は本来戦争にも反対した体制批判者でありながら、今や野党のみならず与党の政策提言者として、さらには連立政権内の国家財政の最高責任者として、賠償の履行、国庫均衡と通貨安定による経済の再建、国民生活の苦境克服の任務を負わざるをえなくなるのである。

従来の当該期のヒルファディング研究では、賠償問題に対する彼の対応を包括的に論じたものではなく、また財政、通貨問題では彼の財務相時代に主として焦点が当てられてきたように思われる。まず上条勇氏はこの時期に彼の「現実的平和主義論の考えが熟成」し、そして彼が経済再建の方向性として「組織された資本主義を唱え」るようになった「転換」を強調している^③。また黒滝正昭氏は社会化委員会の1921年の審議を中心に扱い、彼が源泉課税と資産掌握を説き、賠償支払いに「見通しの甘さ」があったというだけでなく、工業界の抵抗など「ブルジョアジー内部の変転」も彼の「見通しを狂わせた」要因だったと評している^④。

そしてヒルファディングの財務相時代についてはC.-D. クローンは、大インフレーション

ンの根本原因が戦費をもっぱら公債で調達した K. ヘルフェリヒの戦時財政政策にあるとし、ヒルファディングは「過剰流動性の除去のために徹底した通貨削減という唯一の正しい道」を主張したが、「無視」されてしまったと述べている⁽⁵⁾。また M. フォークトは「実際にしばしば柔軟すぎた」ヒルファディングがヘルフェリヒの通貨案も補助的に検討する姿勢を示したことで、「敵を利する誤り」を犯し、結局「権謀術数」によって打倒されたと総括している⁽⁶⁾。G. D. フェルドマンは彼の「無力さ」の原因が「内部の反対と妨害」のみならず彼自身の「財政金融の保守主義」にあり、彼が不適切な条件下で「大胆な」非正統的施策を困難と見なし、通貨策で「かなり受動的役割」に甘んじ、彼の「逡巡」が「思慮を欠く」ものだったと評している⁽⁷⁾。そして F. P. ワーグナーは彼がそれまでの政府の誤った通貨政策だけでなく、「頑迷固陋な」ドイツ中央銀行（ライヒスバンク）総裁と同行の「放漫さ」を「極めて正しく批判」したと論じている⁽⁸⁾。さらに W. T. スモールドンは彼の「優柔不断」ではなく「閣内外の政治的対立」が彼の「敗北」の原因だとしながら、彼がますます「非革新的」で伝統的な「政治経済学の正統派的手法」を取るようになったのは、「進化主義的」な「組織された資本主義」論と関連していたと見ている⁽⁹⁾。一方わが国では伊東弘文氏は彼の通貨案がルール闘争継続への配慮から蔵券の中央銀行割引の停止を求めず、また同行の保有金の減少を考慮して、金発券銀行の資本金額、発券限度額も比較的小規模で「徹底性を欠いていた」と記している⁽¹⁰⁾。そして保住敏彦氏は彼の新通貨案が「客観状況の悪さ」によって実現を妨げられたとしつつ、ここでの「古典派譲りの金本位制論」と『金融資本論』（1910 年）での「純粹紙幣本位制」論との関係を問題提起している⁽¹¹⁾。

こうした研究状況の中で、本稿は賠償問題が本格化した 1921 年から 1923 年のヒルファディングの財務相時代に至る過程を連続的にとらえ、彼の経済政策論の展開を当時のさまざまな論争の中に位置づけて論ずる。その際特に社会化委員会については 1921 年以後 1923 年までの未公開議事録も含め、また暫定国家経済協議会については総会のみならず財政政策や経済政策に関する各種委員会など、これまであまり解明されてこなかった領域にも焦点を当て、彼がこれらの会議やさらに党、国際会議、閣議、国会審議、また論文等を通じて、相対的安定期に至る前の経済的困難に対していかなる政策を提起し実践しようとしたのかを、賠償問題を軸に検討する。

以下ではこの時期を賠償協議の推移や政治的経済的状況の変化、ヒルファディングの役割等を考慮して、おおよそ 6 つに区分して扱う。まず 1921 年のロンドン最後通牒と社会化委員会および暫定国家経済協議会での賠償審議の開始、次いで 1922 年前半の政府の「税妥協」をめぐる論争とジェノヴァ会議の経過、そして 1922 年後半の W. ラーテナウ暗殺後の統一社会民主党結成と「ヒルファディング案」による状況打開の試み、さらに 1923 年前半のルール占領に対する対外的働きかけと国内経済の安定化策の提起、最後に 1923 年後半の財務相時代を受動的抵抗の停止の前と後とに二分して、彼の財政、通貨政策を跡づける。

このような検討を通じて、彼は講和条約を根本的に批判しながらも賠償問題の平和的解決を一貫して追求し、国際協調の新たな可能性も模索しつつ、国内外のさまざまな場で精力的に働きかけたことがまず示されるだろう。同時に彼は当初から賠償履行のためだけでなく国民経済そのものの安定に向けて、具体的な財政再建策や通貨安定策を提起し、その際その時々を経済状況や政治的力関係に応じて、異なる立場の人々とも合意形成に努め、多くの決議のとりまとめに成功する。結果的にそれらは必ずしも十分実施に移されなかったとはいえ、たえず多数派の獲得を図りながら次善策の実現をめざした限りでは、彼は理論家でありながら、極めて政治的、実践的志向を持っていたことが明らかになるだろう。通貨改革でも彼は早くから独自案を保持しつつ、他案の限定的な利用も想定して条件整備に努め、最終的に彼本来の形態でないながらも暫定的な通貨安定への道筋をつける中で、自分なりの政策目標を盛り込もうとしたことが読み取れるように思われる。さらに彼は連立政権の維持も含めて政治的影響力の確保にたえず尽力するが、それは自らの経済政策の実現のためというだけでなく、なによりも彼が反動的右派勢力、ファシズムの危険性を早くから認識し、民主主義と共和国を防衛しようとしたからであったことも看過しえない視点であろう。

注

- (1) 拙稿「ヒルファディングと第二次社会化委員会」『土地制度史学』第172号、2001年、34頁以下参照。
- (2) *Protokoll der Verhandlungen des ersten Reichskongresses der Betriebsräte Deutschlands*, 5.-7. Okt. 1920 zu Berlin, Nachdruck (ND.), Berlin, 1981, S. 116; ヒルファディング「社会化と諸階級の力関係」『現代資本主義論』倉田稔、上条勇編訳、新評論、1983年、34頁。
- (3) 上条勇『ヒルファディングと現代資本主義』梓出版社、1987年、183頁および188頁参照。
- (4) 黒滝正昭『ルードルフ・ヒルファディングの理論的遺産』近代文藝社、1995年、99頁および103頁参照。
- (5) Cf., Krohn, C. -D., "Helfferich contra Hilferding", *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 62, H. 1, 1975, S. 86 u. S. 89.
- (6) Cf., Vogt, M., "Rudolf Hilferding als Finanzminister im ersten Kabinett Stresemann", Büsch, O., Feldman, G. D., *Historische Prozesse der deutschen Inflation 1914 - 1924*, Berlin, 1978, S. 149f. u. S. 153.
- (7) Cf., Feldman, *Great disorder*, New York, 1993, p. 713, p. 723 & p. 729.
- (8) Cf., Wagner, F. P., *Rudolf Hilferding*, New Jersey, 1996, p. 140 & p. 142.
- (9) Cf., Smaldone, W. T., *Rudolf Hilferding*, Illinois, 1998, p. 122 & pp. 134ff.
- (10) 伊東弘文「ドイツ・インフレーションの終焉と通貨・財政改革（1923 - 1924年）(1)」『北九州大学商経論集』第13巻第1号、1977年、102頁参照。
- (11) 保住敏彦「ドイツ・インフレーションとヒルファディング」『愛知大学経済論集』第144・145号、1997年、29頁以下参照。他にも以下を参照。James, H., "Rudolf Hilferding and the application of the political economy of the Second International", *The Historical Journal*, Vol. 24, No.

4, 1981, pp. 858ff.; Leuschen-Seppel, R., *Zwischen Staatsverantwortung und Klasseninteresse*, Bonn, 1981, S. 94ff.

第1章 ロンドン最後通牒と賠償問題の本格化

第1節 ロンドン最後通牒

1919年5月7日に公表されたヴェルサイユ講和条約は、ドイツの欧州内領土面積の13%と人口の10%に及ぶ領土割譲および植民地の放棄を迫り、そして戦争の「首謀者」として戦時被害への「責任」と賠償義務を規定した。その際賠償額は1921年5月1日までに連合国の賠償委員会で確定されることとし、その間占領軍費などとして200億金マルク相当の支払いが課された⁽¹⁾。ヒルファディングは講和条約を「連合国帝国主義」と批判しつつも、その拒否が封鎖の強化や占領地域の拡大、さらには双方での民族主義の助長につながるとして、条約の「締結」を説いた⁽²⁾。6月22日の国会では独立社会民主党と社会民主党、中央党、そして民主党のごく一部が賛成し、他方国家人民党、人民党などが反対する中で、結局6月28日に社会民主党と中央党のG. バウアー（SPD）連立内閣は署名した⁽³⁾。講和条約は翌1920年1月10日に発効したが、軍備削減への反発などから3月13日には右翼軍事クーデターのカップー揆が生じ⁽⁴⁾、さらに6月6日の選挙を経て革命後初の純ブルジョア政府である中央党、人民党、民主党のC. フェーレンバッハ（中央党）連立政府が成立する。

1921年1月24-29日にパリ連合国会議が開催され、具体的な支払い総額が提示されたことで、賠償問題は新たな局面に入る。すなわち会議の結果、ドイツは42年間にわたり賠償額2260億金マルクと各年輸出額の12%の支払いが課せられることが判明した⁽⁵⁾。ドイツ政府は直ちに「この取り決めを今後の協議の基礎となしえない」として、「新案を作成する」意向を示し⁽⁶⁾、独立社会民主党や社会民主党、中央党、民主党なども、パリ決議の受け入れが不可能であるむね意見表明した⁽⁷⁾。この後2月22-27日にヴィーン国際社会主義者会議が開かれ、独立社会民主党、イギリス独立労働党、フランス社会党、オーストリア社会民主労働者党など連合国側も含めていわゆる「中央派」的な「国際社会党共同体」の各党が参集し、ヒルファディングも賠償問題で基本的立場を示して決議の起草に加わった。以下では会議で彼の果たした役割を見てみよう。

彼は席上次のように主張した。われわれ独立社会民主党は反戦から生じ、無併合と無賠償の講和の原則を主張してきた党であり、今でも暴力的講和に反対する権利がある。ただドイツの民族主義的政党とは違い、われわれは北フランスとベルギーの荒廃地域への賠償を認める。だが今回のパリ決議は「原理的に誤りで実行不可能」⁽⁸⁾である。そもそも賠償額は「天文学」の数字で、しかも今世界市場の縮小時にドイツに輸出増を迫れば、連合国にとっても破滅的競争となって恐慌が激化し、雇用の減少を招くだろう。またドイツは輸

出代金の多くを賠償に取られれば、輸入の3分の2を占める原料と穀物の調達が困難となり、完成品等の輸出増が不可能となって、賠償の前提そのものが崩れる。ドイツ勤労者の生活はすでに戦争で悪化し、戦後もインフレによって賃金購買力は戦前の半分に低下しており、低賃金圧力は国際競争の中で他国へも及ぶ。まさにパリ決議はドイツ労働者のみならず各国労働者にも害を及ぼす。むしろドイツの生産力を増大させることによってこそ、荒廃地域の復興、賠償支払いも可能になる。

ただ新たな交渉決裂と暴力的措置はドイツの民族主義的反動の強化や占領にもつながり、現状では一層危険である。われわれは国家人民党や共産党の「破綻政策を拒否する」(S. 82)。暴力的解決は国際協力や経済再建、真の賠償に役立たず、われわれは資本主義の経済的手段による戦争続行を阻止するつもりである。このように彼は賠償そのものは認めつつも、パリ決議の過大な賠償負担がドイツ経済と労働者を圧迫して、賠償の前提自体を破壊するだけでなく、輸出競争の強制により連合国自身にも被害を及ぼす矛盾を指摘した。ただし決裂、破綻政策は民族主義的反動の強化や占領をもたらすだけで、国際協力や経済再建に役立たないため、回避するよう主張した。

A. ブラック(仏)はヒルファディングに「完全に同意」(S. 84)しつつも、フランスの荒廃地域の惨状やインフレによる実質賃金の低下、病気の蔓延などにも考慮を払うよう訴え、「和解の必要性」(*ibid.*)を強調した。またJ. H. ハドソン(英)はパリ決議が実行不可能で「今以上に経済困難を激化」(*ibid.*)させ、世界経済からのドイツの排除は恐慌を永続化させるだけだとして、英仏労働者ともに新たな抑圧的外交策に反対するよう説いた。

結局会議では、ヒルファディングも加わった委員会決議案が採択された⁽⁹⁾。すなわち、会議は戦時債務の国際的調整と非戦災国による復興支援を賠償の不可欠の条件と見なし、暴力的解決や、ドイツ労働者の窮乏と従属および他国労働者への破滅的競争を引き起こすような全規定に反対しつつ、「講和条約の全般的修正」(S. 114)、民族自決権、国際連帯の原理に基づく経済問題の解決を要求した。

しかしこの直後3月1-7日のロンドン連合国会議は、これまでの支払い額の控除等を求めるドイツ側の対案を拒否し⁽¹⁰⁾、8日にはデュッセルドルフなどを占領した。さらに5月5日に連合国は新たに総額1320億金マルクで毎年20億金マルクと輸出額の26%を支払う賠償計画を示して、ドイツ政府に「6日以内」の無条件受諾を迫り、さもなくば「ルール地域の占領」に踏み切るとのいわゆる「ロンドン最後通牒」を発した⁽¹¹⁾。

これを受けて独立社会民主党議員団は、最後通牒の受諾に一致して賛成を決議し⁽¹²⁾、ヒルファディングやA. クリスピーンらが起草委員会となって次のような声明を発表した。党は連合国の経済的要求を、ドイツのみならず全世界の労働者への重大な脅威と見なす。しかし要求の拒否はルール地の即時占領などにつながるのに対して、受諾は少なくとも息継ぎを与える。その履行は連合国や中立国の経済生活にもすぐに壊滅的影響を及ぼし、こうした暴力的政策の変更を迫るだろう。それゆえ政府は「より小さな悪」として、「受諾せざるをえない」⁽¹³⁾。

5月10日の国会では最後通牒の受け入れは、独立社会民主党と社会民主党、中央党そして約半数の民主党の賛成、他方国家人民党や共産党および大部分の人民党の反対によって220対172で可決された⁽¹⁴⁾。翌11日に社会民主党、中央党、民主党のJ. ヴィルト（中央党）新内閣は正式な受諾表明を行って、「履行政策」の道を歩み、そして31日には10億金マルクの賠償支払いを開始した⁽¹⁵⁾。

同じころやはりヴェルサイユ講和条約に関連して、オーバーシュレージェンの帰属問題が生じていた。同地域は講和条約により住民投票でポーランドかドイツかの帰属が決定されることになっており⁽¹⁶⁾、3月20日の住民投票ではドイツへの帰属を望む者が全体で61%と多数を占めた⁽¹⁷⁾。しかしその後5月に入って同地域のポーランド系住民の蜂起があり、両国の間に対立が起こっていた⁽¹⁸⁾。

5月25日の独立社会民主党集会でヒルファディングは、この問題の「平和的解決」⁽¹⁹⁾を強く訴えた。彼によれば、オーバーシュレージェンは豊富な原料生産地で工業も発達しており、資源の利用が経済関係を容易にすることこそ、同地域とドイツおよびポーランドの利益となる。ポーランドの発展可能性は、ロシアのヨーロッパ経済への再編入と同様に重要な意義を持ち、この問題でドイツ側の民族主義的動きを防止することは、国際的連帯を強めて他国の軍国主義の抑制にもつながる、と。

党はこの集会で「民族自決権を擁護」(*ibid.*)する立場から、投票結果を尊重するように求めた。そしてドイツとポーランドの経済協定によって、オーバーシュレージェンの資源と産業の利用が両国の利になるよう規定されねばならないとし、混乱の民族主義的闘争への悪用を各国で阻止するよう訴えた。しかし後に10月20日に連合国はポーランドとフランスへの配慮から、オーバーシュレージェンの「工業地域を分割」して、石炭生産の約8割など主要鉱工業をポーランド側に帰属させ、ドイツ国内の内閣辞任を引き起こし、紛争の火種を残すことになる⁽²⁰⁾。

ヒルファディングはこの時期の連続論文「賠償とドイツの政治」で、賠償問題をめぐる政治状況と経済政策の課題について以下のように論じている。賠償要求をめぐる闘争は「民主主義と共和国の基盤を守る闘争」⁽²¹⁾であるとともに、「労働者階級の社会的地位を維持する闘争」(*ibid.*)でもある。というのは、勤労者に負担を転嫁しようとする政党は、同時に君主制と軍国主義復活を労働者打倒の最良手段と見なす政党だからである。今や勢力を拡大した反動派は民族主義的煽動によって中間層を利用し、虚偽宣伝で資産課税を逃れようとしているが、これに対して労働者は「新たな負担阻止のために統一行動」⁽²²⁾が必要である。

その際われわれの全政策の最重要課題は、「国庫の均衡回復」⁽²³⁾であると彼は言う。国庫赤字は紙幣増刷によるインフレを通じて、勤労者の生活悪化と有産者への所有移転をもたらし、技術改善よりも投機利得の追求で生産政策を阻害し、さらに為替相場の低下に伴う輸出競争から、他国の反発を招いて国際的通商関係を損ねる。賠償履行も含めて国庫均衡には新たな税収が必要だが、今所得税はもっぱら勤労者の負担となり、他方資産課税は有

産者の抵抗で脱税が横行している。納税モラルを回復し資産を実質的に捕捉するためには、国家の企業株式取得や農地への抵当権設定によって、生産収益の「源泉での課税」⁽²⁴⁾も検討せねばならない。このように彼は賠償問題において民主主義および共和制の防衛と労働者の生活維持の闘争が結合していることを指摘し、反動派による民族主義的煽動と労働者への負担転嫁に対抗して、一致結束して民主共和制を維持しつつ、賠償と国庫均衡回復のために資産に対する収益源泉での課税を提起した。

彼は革命以来経済の再生のために、租税政策を社会化とともに重視していた。彼によれば、ドイツは戦時に資産課税を回避してもっぱら公債で戦費を調達し、戦時利得者や重工業家のための「税関取引政策」⁽²⁵⁾を行い、戦後も税収不足による国債発行から紙幣増刷、インフレにつながった。彼自身は革命直後に「全私有財産の即時登録と……財産税法および相続税法の即時公布」⁽²⁶⁾を臨時政府に要求したが、独立社会民主党の政権離脱などで実現せず、その後も「租税政策と社会化の結合」⁽²⁷⁾により高所得と資産への課税で財政再建を図りつつ、生産を規制し、経済全体を誘導するよう主張した。1920年3月に所得税法や資本収益税法等をもたらしたM. エルツベルガーの財政改革は、「資本逃亡と脱税による機能不全」に陥り、十分な成果を上げられなかった⁽²⁸⁾。そのエルツベルガーも翌1921年8月26日には極右団体員によって暗殺され、8月29日に共和国保護令⁽²⁹⁾が発せられることになるが、それはヒルファディングが指摘していた政治的な右傾化と経済的な負担転嫁問題の結びつきを、ある面で示唆していたとも言えよう。

第2節 社会化委員会

さて社会化委員会もロンドン最後通牒を契機に、賠償問題に取り組むようになる。同委員会は1920年3月のカップ一揆を受けて再招集され、炭鉱業やカリ鉱工業などの社会化を審議していたが、今や自らの活動領域が「賠償義務の履行への対応方法によって決定的な影響を受ける」⁽³⁰⁾との考慮から、賠償問題をも検討対象とするようになったのである。実際に炭鉱業の社会化は、賠償問題の余波で立ち消えになった経緯があった⁽³¹⁾。委員会は賠償の個別問題を避けて、「全体的方向」に審議を集中することを方針とした。1921年夏時点の委員はヒルファディングをはじめ、キリスト教労働組合総同盟事務局長F. バルトルッシュ、A. v. バトッキ元地方長官、中央労働共同体事務局長A. コーエン、『フランクフルト新聞』編集長A. ファイラー、ドイツ・カリ工業社長W. カイン、K. カウツキー、会社取締役H. クレーマー、ベルリン－シェーネベルク市統計局長R. クチンスキー、E. レーデラー教授、H. リンデマン教授、ニュルンベルク第一市長H. ルッペ、C. F. v. ジーメンス国会議員、労働組合総同盟(ADGB)執行部P. ウムブライト、T. フォーゲルシュタイン、A. ヴェーバー教授、技術職員官吏同盟事務局長G. ヴェルナー、R. ヴィッセル国会議員ら合計25名であった⁽³²⁾。

7月11日から賠償問題の審議が始まり、まずクチンスキーは財政的必要のために、「国家による全私的資産の接收」⁽³³⁾と「国家相続権の導入」(ibid.)を根本的な解決策と見なしつ

つ、現状では実現性を考慮して、「部分的な」資産接収と所得からの徴収を主張した。具体的には、一度限りの資産課税によって国内資産の半分を 1921 年 10 月 3 日までに国の所有に移し、さらに相続税を強化することなどを提案した。

一方ヒルファディングは「資産課税も一つの方法たりうる」(S. 23) としながらも、基本的には生産の拡大と合理化を通じて税収の確保を追求した。彼は 7 月 12-13 日の会議で、ドイツ中央銀行の高率割引策が産業信用の利子負担を増して「世界市場での競争力を弱める」⁽³⁴⁾ことを懸念し、「諸銀行の高率産業信用への利害」⁽³⁵⁾を「除去」するよう主張した。また 14 日の会議では「合理化の必要性」⁽³⁶⁾を強調し、「強制カルテルがあらゆる競争を廃して……技術進歩への衝動を抑制する」(S. 185) と批判した。そして実物資産を直接に減少させることのない税はすべて、「所得から支払われる」⁽³⁷⁾と述べた。

レーデラーは所得からの税収であっても、税率引き上げによって「資本が侵害される」(S. 233) 可能性を排除できないと指摘したが、これに対してヒルファディングは、税負担が実際に国民経済の収益を超えない限り、そうした事態は生じないと反論した。そして彼は収入源泉での徴税の最も根本的な形態として、「生産収益への国家の直接参与」(S. 246)、具体的には国家の株式取得による企業収益の継続的徴収を提起した。その利点としては、複雑な税査定や管理の節減、経済進歩に伴う増収、外国への株式投げ売りの阻止が考えられる。他方穀物や家賃、石炭など統制経済の廃止による価格上昇から生ずる利益の徴収は、いわば「新たに発生する地代の捕捉」(S. 253) という限りで「特別な問題」であり、家賃税など特別税で対処しうる。また一般にインフレでは紙幣マルク受給者は相対的に生活が悪化するのにひきかえ、金価値所有者は改善されるから、資産課税も道義的に正当化される。このように彼は国家の株式参与を通常の課税技術の問題と見なし、統制廃止によって発生する地代やインフレ利得の徴収の問題とは区別した。これについてカインは企業家の立場から、ヒルファディングが法人税の代わりに国家の収益参与を提起したとしても、利潤課税であることに変わりはなく、必要なのは「経済企業が利潤の吐き出しを強要されない」(S. 254) ことだと批判した。

7 月 16 日の会議でヒルファディングは議長として声明案のとりまとめを図り、まず「生産拡大や合理化等を妨げない税政策」⁽³⁸⁾を行うために、現時点では経営資産に大きな影響を及ぼすような政策を回避することを主張した。そして「源泉課税の原理」(*ibid.*) と、「実物資産の捕捉」(S. 348) による税収補填および国際信用獲得への利用、さらに都市不動産や農地、炭鉱部門での統制経済の廃止に伴う「地代の公的接収」(S. 370) などを提言した。

結局委員会は 7 月 28 日にヒルファディング、A. コーエン、カウツキー、レーデラー、ヴェルナーら過半数の署名で、以下のような「暫定的声明」を公表した。実効的な賠償策の前提として守るべき原則は、「生産の拡大と合理化をめざす経済政策の枠内」⁽³⁹⁾での賠償、貨幣減価を回避し国庫の均衡を回復するための資金調達、源泉課税への移行、すなわち国家による農工商業および銀行の収益への直接的参与、実物資産の国有による緊急時の貸与

ないし譲渡を通じた賠償履行と、無計画な国民的資産の投げ売り防止である。この声明に賛成しなかったのは、カインやクレーマー、クチンスキーらであった。

社会化委員会はさらに9月から、「外貨調達と租税計画」の問題に着手した。9月3日の会議でヴェーバーは外貨調達のために、収益性のある産業に対して後に納税額に算入できる条件で「一度限りの外貨抛出台金」⁽⁴⁰⁾を課すことを提起した。当該産業はそのため自ら国際信用を獲得するか実物資産の一部を引き渡さざるをえず、こうして民間経済を媒介とした外債獲得によって当面を乗り切ろうとするものであった。ヒルファディングはこの考えを「支持」(S. 20)し、直接に對外支払いが可能な形態で経済界から貨幣を引き出すという意味で、「一種の直接的な外貨調達」(S. 23)と見なした。

そして9月16日の委員会で彼は国家が「実物資産への介入」⁽⁴¹⁾を行うか、あるいは「経済界が自ら国家に金外貨を提供」(*ibid.*)するかという選択肢を示し、経済界では資産を担保に当面の對外支払額を調達する案が考えられていることを紹介した。これを受けて経済界代表クレーマーは実物資産の捕捉を拒否し、現状ではただ「担保提供のみが考慮の対象」(S. 58)となると主張した。その際彼は企業家が税の前払いとして生産収益から弁済し、そして調達額をすべて賠償支払いに充当することを条件とした。他方クチンスキー案は早期納税の必要から、特に資産課税である国家緊急税⁽⁴²⁾について、納税義務者の資産が「土地資産や経営資産ないし資本資産」⁽⁴³⁾である限り、全納税額を1922年5月1日までに支払うよう求めた。それは実物資産の所有者と、インフレで価値を失った確定金利証券の所有者の負担を均衡させるためであった。

ヒルファディングは10月7-8日の会議でクチンスキー案に対して、経営資本の主要部分を国家に接収すれば、経営の維持が困難になるとして「異議」⁽⁴⁴⁾を唱えた。一方経済界案⁽⁴⁵⁾の実現は「大銀行と企業がいかなる熱意でこの問題に取り組むか」⁽⁴⁶⁾にかかっており、外貨調達が挫折するならば、金価値資産の捕捉や資産税徴収の改善、石炭の徴用なども考慮せねばならない。経済界の中にはマルク為替相場の改善が経済に有害と考える潮流が存在しており、むしろ為替相場の悪化がドイツの賠償支払いの不可能性と中止の必要性を諸外国に確信させるだろうという「極めて危険な世論操作」⁽⁴⁷⁾がなされている。ドイツの生産設備は基本的に無傷のままで、特定社会層の実質収入は増加しており、税を倍増すれば、国庫赤字のみならず賠償負担の大部分も補填できるだろうと彼は論じた。

最終的に10月9日の秘密会議はヒルファディング議長の下で以下の決議をあげ、政府に提出した。すなわち、賠償支払いを紙幣マルクでなく物財と金資産によって行うことは必須であり、それによってのみマルクの破滅的下落が回避される。当面は経済の通常の収益からでは對外債務を支払えないため、「実物資産の利用が不可避」⁽⁴⁸⁾であり、経済界が国際信用を得て国家に金外貨を調達する案は有益である。ただ国際信用が不十分なら、国家は実物資産の徴用によってさらなる資金調達を行わねばならない。このように委員会は実物資産の捕捉の必要性を認めつつも、経済界自身の行動を見守る姿勢を示した。

第3節 暫定国家経済協議会

社会化委員会の賠償審議とほぼ同じころ、ヒルファディングは暫定国家経済協議会にも正式に参加し、経済政策論を展開することになる。暫定国家経済協議会は協議会（レーテ）運動の高まりを背景に、国会の機能を補うものとして、1920年5月4日に制度化された⁽⁴⁹⁾。この機関は、「国民全体の経済的利害の代表」（S. 866）として農工商業の企業家と労働者、消費者、専門家、政府任命委員など326人で構成され、総会と各種委員会において重要な社会政策と経済政策の法案に事前に検討を加え、自らも法案提出権を持っていた。ヒルファディングは1921年6月7日にカウツキーの辞任に際して、彼の「思想的立場に近い後任」として推薦され、閣議で了承された⁽⁵⁰⁾。

だがヒルファディングは実はすでにそれ以前から、暫定国家経済協議会とかかわりがあった。彼は同年1月28日に経済政策委員会の生産信用小委員会で、生産者層の資金調達の困難に関して、専門家として意見聴取を受けた。その際彼は銀行手数料率の高さが大銀行の「条件とカルテルによる競争排除」⁽⁵¹⁾などに起因すること、また高価格問題では信用制限による生産縮小よりも、むしろ経済界の一部の「独占価格」（Bl. 286）が大きな役割を演じていることを指摘した。そして事態の改善策として、ドイツ中央銀行の金利政策の変更や、貯蓄金庫資金の産業信用への利用、協同組合による中間層の信用需要の充足などを提言した。

さて彼は暫定国家経済協議会への正式な招聘後、まず6月10日の経済政策、社会政策および財政政策委員会の合同会議で設置された賠償問題委員会に加わることになった⁽⁵²⁾。6月28日の賠償問題委員会で彼は内部の指数委員会の報告として、ロンドン最後通牒の問題点、特に年輸出額の26%の支払い義務を取り上げた。彼によれば、指数としての輸出はそもそも経済改善の尺度ではなく、また自給策による輸入制限で中立国や連合国の販路も狭めて通商関係の回復を困難にし、さらに輸出増が同時に債務増となって、ある時点で支払い能力を超える危険性がある。こうした害を部分的にでも回避するには、再輸出や加工取引、交換取引など過大な賦課になじまない貿易形態も考慮しながら「輸出概念を詳細に規定」⁽⁵³⁾し、さらに生産や消費、雇用水準などを組み合わせて「経済繁栄の改善を示す指数」（S. 2）を作成する必要がある。このように彼はロンドン最後通牒を批判し、輸出概念の精密化と経済実態を示す新たな指数の必要性を論じた。

ただ彼はその際、指数の修正では根本的な変化は望めず、今後の協議ではむしろ「可変額の代わりに確定額」⁽⁵⁴⁾を設定できるか否かや、基準年の選択が焦点となることを示唆した。いずれにせよここでは利害対立が絡むがゆえに、たんに「数学的解決」の発見ではなく、なによりも「力関係の変更」を含む「権力問題」（S. 321）が存在することを彼は強調した。結局彼の指数委員会報告は、賠償問題委員会で受理された⁽⁵⁵⁾。

翌29日の会議で法人税法案が審議された際に、ヒルファディングは財政政策全体における位置づけが不明で、別の形態の資産課税が困難になるとして、現状ではそれ単独での決定は「好ましくない」との考えを示した。彼は自ら「源泉課税原理の支持者」⁽⁵⁶⁾である

ことを表明し、国の産業株式取得による直接参与を説いたが、ただそれは「決して社会主義的施策でなく、たんなる源泉課税」(ibid.)にすぎないことを念押しした。そして彼はF. ヴェッソウ案が「会社利益の源泉課税」(Bl. 395)を提起したことを評価しつつも、同案がその代わりに株主を課税免除としたことについては逆進化を懸念し、むしろ全税額からの控除により「所得税の累進制を維持」(Bl. 397)するよう主張した。

続く7月6日の賠償問題委員会で彼はヴィルト首相兼財務相を前にして、国庫均衡の重要性を強調しながら、財務省案ではいぜん税込不足が続く、国家緊急税の改良程度では大資産課税から「当座のかなり軽微な資産税への転化」⁽⁵⁷⁾が生ずるだけだと批判した。そして彼は「徴税方法の変更」(Bl. 471)を求め、あらためて源泉課税として生産への国家の直接参与を提起した。また統制経済の維持がもはや不可能な中で、個別部門のみの統制は「無意味」であり、例えば石炭価格の抑制は他の石炭消費産業に不平等な「贈り物」を提供し、経済的均衡の攪乱要因ともなっている。それゆえ石炭や穀物の世界市場価格化に伴って新たに生ずる地代は石炭税等によって「公共のために接収」(Bl. 477)し、労働者も人為的な価格規制よりは賃金の物価適応で対応することが必要だと彼は論じた⁽⁵⁸⁾。

さらに9月10日の会議でヒルファディングは、持続的なインフレ状況ゆえ、資産課税は実際には「もっぱら紙の上」⁽⁵⁹⁾だけにとどまっているため、「客観的な税」に移行し、「金価値資産の捕捉」(ibid.)として国家の直接参与と資産価値の実質的掌握を行わねばならないと説いた。これまで国は信用調達で経済界から完全に見捨てられ、ごくわずかの外貨提供しか受けなかったが、今こそ経済界は必要な資金を供出すべき時だと彼は訴えた。

そして彼は12-14日の暫定国家経済協議会の総会に決議案を提出し、経済界と公然と論争することになった。彼はヴィッセルらとの共同決議案において、現国家財政の危機的状況では、賠償支払いに必要な国際収支の黒字が達成されるまでは、「ドイツ経済の金価値資産ないし実物資産の徴用」⁽⁶⁰⁾が不可避であるとして、生産基盤を損ねずに金価値資産を動員する法案の作成を政府に求めた。ヴィッセルは、われわれが経済からの収益を増大できずに農工業などの抵抗で挫折するならば、現にある「実物資産に介入」⁽⁶¹⁾せねばならないと論じた。

ヒルファディングはあらためて以下のように主張した。労働者政党がドイツ資産を接収して外国へ引き渡すかのように言いふらして対立を煽ることは「全く不当」(S. 965)であり、むしろ外国所有の拡大は労働者にとって、自らの影響力喪失や債務従属化につながるがゆえに、反対すべきものである。経済界はこの間経済状況が回復したにもかかわらず、国庫の健全化になんら寄与してこなかった。今や所得税の主要部分は賃金と俸給からなっており、税収がインフレに追いつかない状況では、経済収益への参与の形でも徴税を検討する必要がある。またインフレに製品値上げで対応できる生産手段所有者と、それに十分対応できずに「最悪の犠牲者」となる金利生活者や労働者との「格差は埋められねばならない」(S. 970)。さらに賠償支払いは当面は経済の収益のみならず、実物資産からもなされる必要がある。こうした現状ゆえにわれわれは金価値資産の捕捉を要求し、その具体的

形態としては、法人資産への国の持ち分所有、農地への抵当設定や農地税徴収などが考えられる。経済界代表は自発的に国に金外貨を用立てるように言うが、それには懐疑的である。見られるように彼は資産の接収と外国への委譲といった虚偽宣伝を退けつつ、財政健全化の視点から、インフレによる格差の是正や賠償支払いの必要性も考慮して、金価値資産の捕捉を提起した。

これに対して重工業代表のジューメンスは金価値資産の「明確な定義がなされていない」⁽⁶²⁾と批判し、そもそも生産手段所有者にとっては実物資産でなくただ収益がマルクで増加しうただけであり、しかもそれは税によってのみ徴収可能だと論じた。そして彼は経済回復には地域差があり、経済界の納税妨害の証拠も示されていないとして、われわれは賠償支払いを望まないのではなくできないのだと訴えて理解を求めた。また工場経営者 W. フェーゲレも、実物資産への介入によって「事態が永続的に改善するとは思わない」(S. 1007)と反対した。他方農業労働者同盟の O. アルプレヒトは、一般国民が貧困化している状況では、有産者層の負担なくしてこれ以上の大衆賦課は認められないと述べ、決議案を「唯一可能な道」(S. 1022)と擁護した。結局決議案は賠償問題委員会への付託扱いとなった。

翌 9 月 15 日の賠償問題委員会でヒルファディングは、これは社会主義ではなく国家財政の問題であることを再確認し、そもそも社会化は「組織の問題、生産の問題」⁽⁶³⁾であり、税による社会化は不可能だと述べた。そして彼は工業界の信用調達案は彼らの「やる気」しだいとはいえ、個別企業家の間ではインフレを輸出促進や賠償履行不能の政治宣伝に利用しようとする利害が存在するため、われわれは「法的な『後ろ盾』」(S. 283)によって確実に経済界から資金を入手し、通貨下落を阻止せねばならないと主張した。

その後彼が経済界には「信用行動計画に反対する強力な勢力」⁽⁶⁴⁾が存在すると懸念した通り、ドイツ工業全国連盟は 11 月 5 日の臨時会議で、先に自ら同意したはずの信用行動について、新たに「緊縮財政」や経済の「自由化」などの条件を付け⁽⁶⁵⁾、さらに 10 日には「国鉄をはじめ他の公企業を私的経済形態に変更」しうよう立法作業も要求し、実質的に非協力的姿勢に転じた⁽⁶⁶⁾。

こうした事態を受けて 11 月 25 日の賠償問題委員会でヒルファディングは、数ヶ月もの協議を経て了解事項がまさに実施に移されようとしている時に、経済界が一部企業家の主導で「信用行動の完全な拒否」⁽⁶⁷⁾の態度を取り、自らの資産には賦課せずに国有資産にまで手を付けようとしているのは「背信行為」(Bl. 262)であり、暫定国家経済協議会の存在意義にも「致命的打撃」(Bl. 264)を与えるものと強く非難した。そして彼は産業界が信用の保証を与えないのなら、国は自ら信用に「必要な担保物件を産業界から確保」(Bl. 272)し、実物資産の捕捉で基礎づけるべく、あらゆる強制力を発揮するほかないと主張した⁽⁶⁸⁾。委員会は結局「信用行動の速やかな実施」を必要不可欠と見なし、それへの留保条件を「拒否」する決議を一致してあげたが、その後も事態の進展は見られず、政府の政策はむしろ「税妥協」といった別の方向に向かうことになる⁽⁶⁹⁾。

さてヒルファディングは財政政策委員会でも活動し、10月14-15日の会議ではM.イルとともに「外国為替投機防止に関する議案」⁽⁷⁰⁾を提出し、有価証券投機利得の増税と、外国為替取引および外貨建売買の管理による投機防止策を即時提案する必要性を説いた。彼は紙幣マルクの急落がたんにドイツ商品の不当廉売による実物資産の喪失のみならず、純国民経済的に見て「ドイツのある種の安売り」⁽⁷¹⁾、つまりドイツ株式企業そのものの安値売却につながる危険性を懸念していたのである。

1921年12月下旬から翌1922年初頭にかけて、彼は税捕捉の問題と取り組んだ。彼はまず、所得税の四半期早期納入を義務づけて最終査定後に自己申告との誤差に追加金利を課す案が、国会税制委員会で否決されたことを問題にし、当財政政策委員会でもこの案の「検討を開始する」⁽⁷²⁾よう促した。そして彼自身は同案の趣旨に理解を示し、否決の理由とされた財政当局の申告確認作業の負担もわずかにすぎないとして、なによりも「税額が数ヶ月早く納入される」⁽⁷³⁾利点を強調した。

また有価証券の銀行への供託義務⁽⁷⁴⁾と銀行の税務当局への顧客情報提供義務⁽⁷⁵⁾について、企業家側がそれらの廃止や制限を求めたのに対して、ヒルファディングは源泉課税がまだ実現せず納税モラルが麻痺している限り、銀行秘密の復活は「動産資本所有者の実効的課税を不可能にする」⁽⁷⁶⁾だけだと批判した。そして有価証券の供託義務を廃止すれば、銀行の情報提供義務も無意味となり、こうして「脱税が助長され、動産資本課税の管理が放棄される」⁽⁷⁷⁾ことになる。ドイツではそもそも戦前来「動産資本の動員は全く不十分」⁽⁷⁸⁾であることを彼は指摘して、銀行秘密復活案と供託義務廃止案に反対した。結局委員会では前者は否決されたが、後者は可決されたため⁽⁷⁹⁾、翌1922年2月16日に総会での審議に付された。銀行代表F. シュヴァルツが供託義務をもはや不適切として「廃止する」⁽⁸⁰⁾よう訴えたのに対して、ヒルファディングは「動産資本に脱税の特権を与える」(S. 1741)ような案は「決して受け入れられない」(S. 1742)と反対し、最終的に供託義務廃止案は「否決」(S. 1744)された。ただし問題がこれで決着したわけではなく、後述するように、1年後に再度争点となる。

さらに納税共同体構想をめぐる議論にもヒルファディングはかかわった。この構想は、巨額の税を個別的査定によって迅速に公正に徴収することが困難なため、産業部門ごとに納税共同体を作って、個別納税者への割当作業と連帯責任を負わせ、税務当局の負担軽減を図ろうとするものであった⁽⁸¹⁾。彼はまず社会化委員会で、1921年11月12日の決議に名を連ねた。すなわち、納税共同体は査定業務を別の箇所に移すだけで、官僚機構の削減は難しく、しかも個別部門および企業間で割当税額をめぐる対立が生じ、大産業部門と大企業の支配的な影響力が懸念される。納税共同体は生産合理化よりも生産制限によって税を消費者へ転嫁し、「絶対的独占力を持つ経済シンジケート」⁽⁸²⁾に急速に転化する恐れがある。決定的な難点は、国家が租税主権の委任によって利益集団に依存するということである。委員会はこうした理由から納税共同体構想に「反対」(*ibid.*)し、署名者は彼をはじめファイラー、ジューメンス、ウムブライトら多数に上った。

そして暫定国家経済協議会の財政政策委員会でも彼は納税共同体制度検討作業委員会に選出され⁽⁸³⁾、1922年2月23日の会議で以下のように問題点を指摘した。納税共同体で部門ごとに税総額を確定したとしても、生産性が変化するため、じきに個別査定に戻らざるをえず、また「税負担を極力軽減するための利益共同体」⁽⁸⁴⁾が形成されて、国家と対立する恐れがある。それゆえ監視機関として国家が必要となり、結局納税共同体と国家の「官僚制の完全な二重化」(Bl. 143)が生ずることになる。さらに納税共同体の形で「合法的独占」(Bl. 155)が存在するなら、競争が制限され生産が阻害される。見られるように彼は課税技術上の問題のみならず、生産性の観点からも納税共同体を批判した。作業委員会はその後も審議を重ねたが、明確な結論は出なかった。

最後にヒルファディングが1921年12月5-7日の金属産業経営協議会で行った「ドイツ経済」と題する報告で、この時期をどう総括したか見ておこう。彼はまずドイツ経済が回復し「健全」になりつつあるのに対して、国家財政が「極めて不健全」⁽⁸⁵⁾であることを対比させた。そして対外的に履行不可能な講和条約の改定を求めるとともに、対内的に国庫赤字の克服の必要性から、特にインフレ利得者たる生産手段所有者に対して、直接に収入源泉への課税や実物資産の捕捉を主張した。彼は産業界が当初の信用行動の約束を反故にし、鉄道民営化や経済的規制の撤廃を要求していることを批判し、今や一部の集団が原料支配によって独自の権力中枢となっていることを指摘した。それゆえ彼は社会化によって少数の私的独占家の権力を公共に移し、支配的に組織化されたドイツ資本主義を「社会主義的に民主的に組織された経済」(S. 55)へ転換するよう説いた。最終的に彼はレーダーとの共同決議において、対外的には「講和条約の経済的規定の改定」(S. 59)による現金から実物賠償への大幅な移行、賠償支払いの繰り延べ、信用供与、国内的には財政再建と紙幣発行抑制、生産手段への国の参与による実物資産の捕捉、社会政策による労働力の維持保全などを求め、会議の賛同を得た⁽⁸⁶⁾。

注

- (1) Cf., Der Friedensvertrag von Versailles, 28. 6. 1919, *Reichs-Gesetzblatt (RGBl.)*, Jg. 1919, S. 717ff., bes. S. 985ff.
- (2) Cf., Hilferding, R., "Wir müssen unterschreiben!", *Die Freiheit (Fr.)*, 8. 5. 1919, Abendausgabe (AA.), S. 1, Sp. 1; *Annehmen oder Ablehnen?*, Berlin, 1919, S. 32f. 強調は以下原文通り。拙稿「ヴァイマル初期のヒルファディングの国際労働運動論」『大原社会問題研究所雑誌』第476号, 1998年, 17頁参照。
- (3) Cf., Sitzung, 22. 6. 1919, *Verhandlungen der verfassunggebenden Deutschen Nationalversammlung*, Bd. 327, Berlin, 1920, S. 1113ff.; *Schulthess' europäischer Geschichtskalender*, Jg. 1919, Teil 1, München, 1923, S. 271f.; *Die Entwicklung der Reparationsfrage*, 2. Ausgabe, Berlin, 1924, S. 10f. ちなみに共産党は、1月19日の国会選挙そのものをボイコットしていた。
- (4) 前掲拙稿「ヴァイマル初期のヒルファディングの国際労働運動論」, 22頁以下参照。
- (5) Cf., Pariser Beschlüsse der Alliierten vom 29. Jan. 1921, *Verhandlungen des Reichstags (VdRT.)*,

- Bd. 366, Berlin, 1924, Nr. 1640, S. 19; Krüger, P., *Die Aussenpolitik der Republik von Weimar*, Darmstadt, 1985, S. 121ff.; 有澤廣己, 阿部勇『世界恐慌と国際政治の危機』改造社, 1931年, 116頁以下, 高橋進『ドイツ賠償問題の史的展開』岩波書店, 1983年, 16頁以下参照。
- (6) Cf., Sitzung, 1. 2. 1921, *VdRT.*, Bd. 347, Berlin, 1921, S. 2305.
- (7) Cf., Sitzung, 2. 2. 1921, *ibid.*, S. 2310ff.
- (8) *Protokoll der Internationalen Sozialistischen Konferenz in Wien*, vom 22. bis 27. Feb. 1921, ND., Berlin, 1978, S. 79; Hilferding, “Die Wiedergutmachungen und das internationale Proletariat”, *Der Sozialist*, Jg. 7, Nr. 9, 1921, S. 201ff. 以下, 文中の引用頁は直前の参考文献による。
- (9) Cf., *ibid.*, S. 24 u. S. 106.
- (10) Cf., Die Berichte über die Sitzungen der Konferenz nebst Teilnehmerverzeichnis und den deutschen Gegenvorschläge, *VdRT.*, Bd. 366, Nr. 1640, S. 163ff.
- (11) Cf., Zahlungsplan vom 5. Mai 1921, *VdRT.*, Bd. 372, Berlin, 1924, Nr. 4140, S. 20ff.; Die Erklärung der alliierten Regierungen vom 5. Mai 1921, *ibid.*, S. 19.
- (12) Cf., Sitzung, 9. 5. 1921, Internationaal Instituut voor Sociale Geschiedenis (IISG), Amsterdam, Fraktionsprotokolle USPD.
- (13) “Der Tag der Entscheidung”, *Fr.*, 10. 5. 1921, Morgenausgabe (MA.), S. 1, Sp. 2.
- (14) Cf., Sitzung, 10. 5. 1921, *VdRT.*, Bd. 349, Berlin, 1921, S. 3652ff.
- (15) Cf., *Schulthess'* . . . , Jg. 1921, Teil 2, München, 1926, S. 267f.; *Die Entwicklung der Reparationsfrage*, S. 19.
- (16) Cf., Der Friedensvertrag. . . , *op. cit.*, S. 841ff.
- (17) Cf., Ergebnis der Abstimmung in Oberschlesien vom 20. März 1921, *Ursachen und Folgen*, Bd. 4, Berlin, [dat. 1960], S. 51.
- (18) Cf., *Schulthess'* . . . , Jg. 1921, Teil 1, S. 148ff. u. Teil 2, S. 282; Schattkowsky, R., *Deutschland und Polen von 1918/19 bis 1925*, Frankfurt am Main, 1994, S. 58ff.
- (19) “Gegen die nationalistische Gefahr”, *Fr.*, 26. 5. 1921, MA., S. 3, Sp. 2.
- (20) Cf., Schreiben des Präsidenten der Botschafterkonferenz, Aristide Briand, an den deutschen Botschafter in Paris, 20. 10. 1921, *Ursachen und Folgen*, Bd. 4, S. 66; Kuppers, H., *Joseph Wirth*, Stuttgart, 1997, S. 125f.
- (21) Hilferding, “Die Wiedergutmachung und die deutsche Politik (1)”, *Fr.*, 9. 7. 1921, MA., S. 2, Sp. 2; *id.*, “Die Einigung der deutschen Arbeiterklasse”, *Der Kampf*, Jg. 14, Nr. 8, 1921, S. 265ff.
- (22) *Id.*, “Die Wiedergutmachung. . . (2)”, *Fr.*, 10. 7. 1921, Sonntagsausgabe (SA.), S. 1, Sp. 1.
- (23) *Id.*, “Die Wiedergutmachung. . . (3)”, *Fr.*, 12. 7. 1921, MA., S. 1, Sp. 3.
- (24) *Id.*, “Die Wiedergutmachung. . . (4)”, *Fr.*, 14. 7. 1921, MA., S. 1, Sp. 3.
- (25) *Id.*, “Sozialistische und bürgerliche Steuerpolitik”, *Fr.*, 14. 7. 1919, MA., S. 2, Sp. 1.
- (26) *Der Kongreß der Betriebsräte u. Arbeiterausschüsse der Textilindustrie*, 22. u. 23. Feb. 1920, o. O. u. J., S. 63.
- (27) Hilferding, “Steuern und Wirtschaftspolitik”, *Fr.*, 15. 7. 1919, MA., S. 1, Sp. 3.
- (28) Cf., *id.*, “Die Entwicklung der Valuta und die Ursachen der Wirtschaftskrise”, *Fr.*, 26. 5. 1920, MA., Beilage, S. 1, Sp. 1; “Die sog. Erzbergersche Finanzreform von 1919 bis 1920”, 30. 4. 1920, *Quellen zur deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik*, (hg.) Steitz, W., Darmstadt, 1993, S. 118ff.; 野津高次郎『独逸税制発達史』

- 有芳社, 1948 年, 379 頁以下, 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会, 1973 年, 117 頁以下参照。
- (29) Cf., Verordnung des Reichspräsidenten auf Grund des Artikels 48 der Reichsverfassung, 29. 8. 1921, *RGBl.*, Jg. 1921, S. 1239 f.
- (30) *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission über die Reparationsfragen*, Bd. 1, Berlin, 1921, Vorwort.
- (31) 前掲拙稿「ヒルファディングと第二次社会化委員会」, 40 頁参照。なおヒルファディングの社会化論については, 拙稿「ドイツ革命初期のヒルファディングの政治経済構想」『土地制度史学』第 146 号, 1995 年, 25 頁以下, 「ヒルファディングの社会化思想」『歴史学研究』第 707 号, 1998 年, 1 頁以下も参照。
- (32) Cf., Die Mitglieder der Sozialisierungskommission, Sommer 1921, *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission...*, Bd. 1, S. 1.
- (33) Sitzung, 11. 7. 1921, *ibid.*, S. 15.
- (34) Sitzung, 12. 7. 1921, *ibid.*, S. 60.
- (35) Sitzung, 13. 7. 1921, *ibid.*, S. 122.
- (36) Sitzung, 14. 7. 1921, *vm.*, *ibid.*, S. 184.
- (37) Sitzung, 14. 7. 1921, *nm.*, *ibid.*, S. 230.
- (38) Sitzung, 16. 7. 1921, *ibid.*, S. 347.
- (39) Vorläufige Erklärung zur Reparationsfrage, 28. 7. 1921, *ibid.*, S. 387.
- (40) Sitzung, 3. 9. 1921, *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission...*, Bd. 2, Berlin, 1922, S. 15.
- (41) Sitzung, 16. 9. 1921, *ibid.*, S. 53.
- (42) Cf., Gesetz über das Reichsnopfer, 31. 12. 1919, *RGBl.*, Jg. 1919, S. 2189ff.
- (43) Vorschlag von Dr. Kuczynski, *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission...*, Bd. 2, S. 60.
- (44) Sitzung, 7. 10. 1921, *ibid.*, S. 76.
- (45) ドイツ工業全国連盟は 9 月 27-28 日の会議で, 自ら「国外で得る信用を利用して, 政府に金ないし外貨を提供する」方法の協議に入ることを決議した。Cf., *Die Kabinette Wirth I u. II*, Bd. 1, (bearb.) Schulze-Bidlingmaier, I., Boppard am Rhein, 1973, S. 298, Anm. 2.
- (46) Sitzung, 7. 10. 1921, *op. cit.*, S. 74.
- (47) Sitzung, 8. 10. 1921, *ibid.*, S. 227.
- (48) Sitzung, 9. 10. 1921, *ibid.*, S. 235.
- (49) Cf., Verordnung über den vorläufigen Reichswirtschaftsrat, 4. 5. 1920, *RGBl.*, Jg. 1920, S. 858ff.
- (50) Cf., Reichswirtschaftsministerium [Sch.] an Kautsky, K., 8. 6. 1921, Bundesarchiv Berlin (BA. B.), Reichswirtschaftsministerium, R3101/1315/6016, Bl. 4 u. Rückseite (RS.); Kabinettsitzung, 7. 6. 1921, *Die Kabinette Wirth I u. II*, Bd. 1, S. 54.
- (51) Sitzung des Unterausschusses für Produktionskredit, 28. 1. 1921, BA. B., Vorläufiger Reichswirtschaftsrat (RWR.), R401/53974/459, Bl. 282.
- (52) Cf., Gemeinsame Sitzung des Wirtschaftspolitischen, Sozialpolitischen und Finanzpolitischen Ausschusses, 10. 6. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/611, Bl. 121.
- (53) Bericht der Index-Kommission des Reparations-Ausschusses, Berichterstatter: Hilferding, Bayer Archiv, Leverkusen, Reichswirtschaftsrat, 64/4. 2, Vorläufiger Reichswirtschaftsrat, Tgb.

Nr. 5918, 1920/21, S. 1.

- (54) Sitzung des Reparationsausschusses, 28. 6. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/611, Bl. 319.
- (55) Cf., *ibid.*, 322f.
- (56) Sitzung des Reparationsausschusses, 29. 6. 1921, *ibid.*, Bl. 396.
- (57) Sitzung des Reparationsausschusses, 6. 7. 1921, *ibid.*, Bl. 470.
- (58) 彼はただ財務省案と比べて、経済省案が「実物資産への賦課」として「土地債務」や「国家の企業および企業収益への参与」を提起しているのを、「源泉捕捉」の原則に相応し、「より合理的で簡単かつ有力」と評価した。Cf., *ibid.*, Bl. 471 u. Bl. 473; “Die Belastung der Sachwerte als Teil des Reparationsprogramms”, 27. 6. 1921, Hirsch, H., *Die deutsche Währungsfrage*, Jena, 1924, Anlage 1, S. 58ff. そして彼はまた後に 11 月 17 日の会議でも、インフレによる為替格差の障壁から国内が「独占市場」となっている中で、鉄鋼業などが独占的な高価格を維持しつつ、石炭価格の統制によって高利潤の「贈り物」を得ている状況を改善するには、石炭税により地代の公的接收を行わねばならないと主張した。Cf., Sitzung des Reparationsausschusses, 17. 11. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/613, Bl. 225f.
- (59) Sitzung des Reparationsausschusses, 10. 9. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/612, Bl. 218.
- (60) Sitzung, 12. 9. 1921, *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats*, Bd. 1, (hg.) Schubert, W., ND., Frankfurt am Main, 1987, S. 933; “Warum fordern wir die Erfassung der Goldwerte? Reden des Genossen Hilferding im Reichswirtschaftsrat”, *Fr.*, 14. 9. 1921, MA., S. 3.
- (61) Sitzung, 13. 9. 1921, *ibid.*, S. 945.
- (62) Sitzung, 14. 9. 1921, *ibid.*, S. 991.
- (63) Sitzung des Reparationsausschusses, 15. 9. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/612, Bl. 281.
- (64) Sitzung, 3. 11. 1921, *Protokolle über die Plenarverhandlungen*. . . , Bd. 1, S. 1234.
- (65) Cf., *Die Kabinette Wirth I u. II*, Bd. 1, S. 368, Anm. 1.
- (66) Cf., *ibid.*, S. 376, Anm. 2; *Schulthess*. . . , Jg. 1921, Teil 1, S. 315; Maier, C. S., *Recasting bourgeois Europe*, repr., Princeton, 1988, pp. 263ff. 賠償問題委員会内では M. ハッヘンブルクの信用支援案をもとに、労働者側のヒルファディングと企業家側のクレーマーが「歩み寄り」の努力をしていたが、特に H. シュティネスら重工業家が強く反対した。Cf., Hachenburg, M., *Lebenserinnerungen eines Rechtsanwalts und Briefe aus der Emigration*, Stuttgart, 1978, S. 198ff.
- (67) Sitzung des Reparationsausschusses, 25. 11. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/613, Bl. 263.
- (68) ちなみに彼はこの会議で、賠償問題に対する自らの基本的立場を次のように率直に述べている。「私は履行政策に全面的に賛成であり、当面その実施のためにあらゆる資金を用いることを完全に支持する。というのは、私はこうした実施によってのみ講和条約規定の改定を期待するからである」。Cf., *ibid.*, Bl. 267.
- (69) Cf., Mitteilung für die Presse, 25. 11. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/609, Bl. 208.
- (70) Cf., Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 14. 10. 1921, BA. B., RWR., R401/53986/547, Bl. 375.
- (71) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 15. 10. 1921, *ibid.*, Bl. 513.
- (72) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 20. 12. 1921, BA. B., RWR., R401/53986/549, Bl. 406.
- (73) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 21. 12. 1921, BA. B., RWR., R401/53987/550, Bl. 18.

- (74) Cf., Verordnung über Maßnahmen gegen die Kapitalflucht, 24. 10. 1919, *RGBl.*, Jg. 1919, S. 1820ff.
- (75) Cf., Reichsabgabenordnung, 13. 12. 1919, *ibid.*, S. 1993ff., bes. S. 2037f.
- (76) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 21. 12. 1921, *op. cit.*, Bl. 36.
- (77) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 19. 1. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/550, Bl. 89.
- (78) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 20. 1. 1922, *ibid.*, Bl. 129.
- (79) Cf., Hauschild, H., *Der Vorläufige Reichswirtschaftsrat 1920 - 1926*, Berlin, 1926, S. 374ff.
- (80) Sitzung, 16. 2. 1922, *Protokolle über die Plenarverhandlungen*. . . , Bd., 2, S. 1737.
- (81) Cf., Hauschild, *op. cit.*, S. 371.
- (82) EntschlieÙung zur Frage der Steuergemeinschaften, *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission*. . . , Bd. 2, S. 379.
- (83) Cf., Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 20. 12. 1921, *op. cit.*, Bl. 404.
- (84) Sitzung des Arbeitsausschusses zur Prüfung des Systems der Steuergemeinschaften, 23. 2. 1922, BA. B., RWR., R401/54060/1238, Bl. 147.
- (85) *Erster Reichsbetriebsräte-Kongreß für die Metallindustrie*, 5. bis 7. Dez. 1921 in Leipzig, ND., Berlin, 1981, S. 40.
- (86) Cf., *ibid.*, S. 64.

第2章 「税妥協」をめぐる政策論争

第1節 「税妥協」

本章では1921年末から1922年半ばころまで、賠償支払いが現実には不可能となる新たな状況で、国内外の政策に対するヒルファディングの対応を検討する。1921年10月22日にヴィルト内閣はオーバーシュレージェン帰属問題を契機に辞職し、民主党も党としては政権を離脱して、10月26日に社会民主党と中央党中心の第二次ヴィルト内閣が成立する⁽¹⁾。政府は1921年度の賠償額を辛うじて払い終えたが、資金難から12月14日にはついに連合国賠償委員会に対して、翌年1月15日と2月15日分の割賦金の「支払い猶予を要請」⁽²⁾するに至った。これに対して1922年1月6-13日の連合国カンヌ会議で賠償委員会は、ドイツの支払い猶予を認めたものの、その際の条件として、暫定的に10日ごとに3100万金マルクの支払いとともに、財政改革と支払い計画の提出などを求めた⁽³⁾。なおこの会議中の1月13日にフランスでは、対独強硬派のR. ボワンカレ政権が誕生した。

連合国賠償委員会の回答を受けてヴィルト政府は、ブルジョア政党との「税妥協」を図り、1月26日に税制案を公表した。その主要内容は、中位水準の資産税と資産増加税、10億金マルクの強制公債の発行、戦後利得税の断念、売上税と石炭税および砂糖税の引き上げ、コーヒーやカカオ関税の引き上げなどであり、実質的な意義は、与党社会民主党が強制公債とひきかえに実物資産の捕捉を断念したことにあった⁽⁴⁾。政府はこれに基づき28日に連合国賠償委員会に財政改革と賠償支払い計画案を提出し、「基幹関税と消費課税

の大幅引き上げ」による増収と支出削減、「強制公債の発行」、さらに連合国の懸念払拭のために「ドイツ中央銀行の独立性」の保障などを伝えた⁽⁵⁾。この「税妥協」について独立社会民主党は、有産者への課税を断念ないし緩和する一方で、消費課税の引き上げなどにより「大衆の社会的困窮を著しく増大させる」ものとして「拒否」した⁽⁶⁾。

ヒルファディングも「税妥協」を批判したが、彼は大衆負担のみならず、特にインフレ阻止と財政均衡の観点から論じた。彼によれば、重工業の利害を背景にした人民党は、有産者の資産を守り、強制公債で最小限の犠牲にとどめるために妥協したにすぎない。現在の最優先課題は、国庫赤字に起因するインフレを阻止することであり、「税妥協は純財政政策的視点から見て全く誤り」⁽⁷⁾である。農工業が弁済する公債という手段も取りうるにもかかわらず、総額も不十分な紙幣マルク強制公債では、国庫赤字が継続してインフレが昂進するだろう。強制公債の割当の基礎となる資産査定も困難であり、しかも減価する紙幣マルクの長期分割納入では「詐欺」が生ずる。結局強制公債は有産者の抵抗で初めから挫折するか、実施で「茶番」(S. 2, Sp. 1)に転ずるだけだと彼は述べた。

だがまもなく「税妥協」を含め政府に対する対応をめぐる、独立社会民主党内で執行部多数派とヒルファディングら少数派が対立することになる。直接の契機は、2月1日の鉄道ストに対して政府が禁止令を出したことであり⁽⁸⁾、独立社会民主党はこの措置を「憲法違反」と追及した⁽⁹⁾。他方人民党も政府を攻撃したが、それはむしろ政府の弱腰を責めるものであり、また賠償問題で「履行政治家」のラーテナウが1月末に外務大臣に任命されたことへの反発も背景にあった⁽¹⁰⁾。2月15日の国会では独立社会民主党と人民党および国家人民党といった左右両政党から政府不信任動議が提出され、結果的には与党側の政府信任案が220対185で採択され、ヴィルト政権は辛うじて維持された⁽¹¹⁾。こうした投票結果は、R. ブライトシャイトら独立社会民主党少数派議員の欠席によるところが大きかった⁽¹²⁾。

独立社会民主党内では少数派の行動をめぐる論争が生じ、ヒルファディングら『フライハイ特』編集部は2月15日の「覚書」で、少数派の立場を以下のように説明した。われわれが君主的民族主義的政党との不自然な協力によって現政権を打倒し、その結果右派政府が誕生すれば、国際的にフランスの軍事的権力政策を強めて双方で民族主義を助長し、国内的には新政府の反動的政策の責任はわれわれにも帰すことになっただろう。また税問題では、インフレ阻止が労働者の最重要課題である今、国庫均衡のために各種税収が必要であり、われわれが間接税を全面的に拒否すれば、政府は右翼多数派の形成に向かい、人民党の影響力が一層強まることになる。われわれは「税妥協」を批判するが、議会の力関係を利用して自らの要求を実現するために、あらゆる問題で「より柔軟な戦術」⁽¹³⁾が必要である、と。ヒルファディング自身はもともと間接税の「逆進的」⁽¹⁴⁾負担ゆえ批判的立場を取っていたが、今回は政治情勢も考慮して、すでに前もって党議員団会議でも、議員団と党中央が「税妥協問題で完全な行動の自由」を持たねばならないと主張していた⁽¹⁵⁾。

しかし2月22日の党全国会議はあらためて「議員団多数派の……論拠を正当と認め

る」⁽¹⁶⁾との決議をあげ、その後さらに執行部多数派は、特に税問題でヒルファディングら『フライハイト』編集部の方針違反を追及する方向に向かった。W. ディットマンは、党中央が「間接消費税拒否という旧来の原則を堅持」⁽¹⁷⁾したにもかかわらず、ヒルファディングは社会民主党との早期統一を期待して新間接税を含む「税妥協」策を容認したと批判した。また G. レーデブーアは「編集部が党決議に違反して、ブルジョア政党との連立政策、右派社会主義者への一方的接近、税妥協などへとたえず宣伝した」⁽¹⁸⁾と攻撃した。そして3月24日に党執行部は、編集部が今後「党大会決議に合致する政策を明確に決然と擁護する」⁽¹⁹⁾場合にのみ、効果的な活動を期待できると決議した。編集部はこれを「不信任決議」(*ibid.*)と見なし、結局27日にヒルファディングは同紙創刊以来の編集長職を辞し、編集部も彼を追って総辞職した⁽²⁰⁾。その後彼の後任にはディットマンが就くことになった⁽²¹⁾。

さて「税妥協」の中心的内容をなす強制公債案は、暫定国家経済協議会の財政政策委員会で審議され、ヒルファディングも論戦に参加した。3月9日の会議で彼はまず、「税妥協」によって減額された新税や強制公債では国庫赤字の一部しか補填できず、しかも強制公債の納入完了までは、新規国庫証券の中央銀行割引による紙幣増発で、「インフレが一層激化」⁽²²⁾すると批判した。そして紙幣マルクの強制公債ではインフレによる減収は国家の負担となり、また政府案のような自己査定による任意前納制は困難だと指摘した。彼は自ら決議案を提出し、強制公債を「経済的に極めて問題が多い」(Bl. 426)としつつも、それを既定方針とした場合には、インフレ損失の回避と早期全額徴収のために、納入期限時でのドル相場による換算や、高額所得者、商工業および銀行での従業員数そして農業での耕作面積に応じた「確定的な前納制」⁽²³⁾を提起した。

これに対して銀行家の F. v. メンデルスゾーンは、強制公債は額が不十分で農工業から資金を奪うものの、財政面で一定の「改善」(Bl. 383)と評価した。その一方で彼は、金価値資産の捕捉は企業家の信用能力を低下させ、実現性も乏しいと批判し、また永続的な資産課税の新設や増税にも反対した。そして彼は決議案で他の資産捕捉手段を農工商業に「一層不利」⁽²⁴⁾として退けつつ、「強制公債の基本思想には反対すべきでない」(Bl. 301)と結論づけた。結局3月11日の会議ではヒルファディング案の方が採択され、メンデルスゾーン案は否決となった⁽²⁵⁾。ヒルファディングは15日の会議で、われわれは強制公債そのものに責任はないが、少なくとも「一定の経済的財政的效果の達成」⁽²⁶⁾には責任があるとして、農地面積や企業従業員数、所得額など「客観的基準による前納制」(*ibid.*)を重ねて要求した。

そして6月14日の暫定国家経済協議会の総会で銀行家シュヴァルツが強制公債法案について、前納額の5分の1ずつの分割繰り延べ払いなどを提案したのに対して⁽²⁷⁾、ヒルファディングはこうした動議によって「法案をこれ以上悪化させない」(S. 1977)よう訴えた。彼自身は「原理的に強制公債の反対者」(*ibid.*)でありながら、対案が受け入れられず、しかも強制公債が実質的に連合国への公約となっている状況を考慮して、せめてその実効

性を確保するよう説いたのである。最終的にシュヴァルツ案は否決されたが、法案全体は一部修正動議つきで承認された⁽²⁸⁾。7月20日に成立した強制公債法は総額700億マルクで、資産税納税義務の全個人および法人が最初の資産10万マルクにつき1%から最高10%まで累進的に強制公債に応募義務を負い、事前応募は7月15日から可能と定めた⁽²⁹⁾。

その後同法はインフレの急激な進行によって所期の額を調達できず、同年末には修正を要する事態となり、12月7日の財政政策委員会でヒルファディングは、強制公債が「予想通り破綻した」⁽³⁰⁾と評した。そして今次の修正案についても、今やインフレが法制定時の数十倍にも達する時に、税収と物的資産の価値評価規定のわずか2倍増ではほとんど無意味であり、「法外な租税減免」(Bl. 242)を意味すると批判した。そして総額700億の制限撤廃には同意しうるものの、「全価値評価規定を一層通貨価値下落に対応させる」(Bl. 245)が必要であると主張した。しかし12月22日の修正法は総額700億の表記を削除し、資産評価額を倍増して20万マルクからの応募に変更するにとどまった⁽³¹⁾。

第2節 ドイツ中央銀行の独立性

ドイツ中央銀行の独立性問題もドイツの対外公約と見なされ、1922年3月21日に連合国賠償委員会は支払い猶予条件の一つとして、あらためて「ドイツ中央銀行の完全な独立性」⁽³²⁾を保障する法的措置をドイツ側に求めた。こうした中で政府は銀行法⁽³³⁾の改正によって同行に対する国の指揮権を廃し、完全な自治を実現する法案の作成に向かった。

財政政策委員会内に設置された中央銀行改組問題検討作業委員会の3月14日の会議でヒルファディングは、今発券銀行と国家の関係を根本的に変えるのは「極めて困難」⁽³⁴⁾だとして、慎重な姿勢を示した。平時なら中央発券銀行に自立的地位を与えるのは比較的容易だが、今や銀行券が同時に法的紙幣であり、国家財政の銀行券発行への依存が政府の諸施策によってのみ克服可能な状況では、国家は発券銀行への影響力を放棄できない。政府案のように中央銀行に対する首相の指揮権が根本的に除去され、同銀行総裁も、また理事も理事会自身の提案で終身任命されれば、総裁の権限が強まって、理事会も解任が不可能となり、「経済団体にも公共にも責任を負わない」(Bl. 52)機関ができあがる。見られるように彼は中央銀行の一般的な独立性はともかく、それを「国家内国家」(Bl. 56)にする恐れのある政府案に反対した。

続く3月17日の会議で彼は、政治的影響力の排除の名の下に政党利害と国家利害が「混同」⁽³⁵⁾されていることを批判した。彼は発券銀行における国家利害の重要性を再確認し、むしろ今や発券銀行の政策が逆に「全国家政策を妨害」(Bl. 121)しかねないことを危惧した。そしてG. ベルンハルトが総裁と理事の10年任期制や、中央銀行管理委員会への報告義務、国家的利害代表としての同行中央委員会の役割などを提案した際に⁽³⁶⁾、ヒルファディングはこの案が理事会の完全な独立性に対する一定の「予防措置」(Bl. 124)になるとして、「受け入れ可能な中間の道」(Bl. 127)と評価した。さらに20日の会議で彼は連合国の要求を、技術的操作と経済的施策の取り違えによる「誤った視点」⁽³⁷⁾に発するもの

と退け、中央銀行に経済的自立を与えようと望むなら、「財政的措置、貿易および国際収支の改善によって安定化を達成」(*ibid.*)した時に初めてそれは可能になると論じた。

結局作業委員会ではベルンハルト案について、銀行中央委員会の新たな役割などは認められたが、10年任期制は賛否同数で否決となり⁽³⁸⁾、審議は財政政策委員会に引き継がれた。3月27日の会議でヒルファディングは、総裁の最大限の独立性が望ましいのは「その通り」⁽³⁹⁾だが、責任をなくすような法的規定は政府との対立を引き起こす危険性があると重ねて批判した。そして中央銀行の独立性案は、「公共の権利を実効的に保障する」(Bl. 149)留保条項がある場合にのみ受け入れ可能だとし、政府の財政政策が銀行理事会の「他律的」支配に従属するような提案には「賛成できない」(*ibid.*)と述べた。最終的に委員会は政府案に国家的監視の強化など修正要求を付したものの、終身任命原則を多数決で承認した⁽⁴⁰⁾。

この決議は彼の意に添わぬものだったが、それでも彼は、委員会が政府案の「不十分」なことを公表して「連合国との交渉を困難にする理由はない」⁽⁴¹⁾として、決議を政府に直接渡すよう提案し、対外的な配慮を怠らなかった。5月26日に制定されたドイツ中央銀行自律法は、同行に対する国家の指揮権を除去して、その行使を首相から理事会に移し、総裁と、理事会提案により理事を終身任命することなどを規定した⁽⁴²⁾。中央銀行と政府の関係はその後通貨政策をめぐる重要な争点となり、彼は同行に対して一層批判的姿勢を強めることになる。

ところで当該期の社会政策委員会における彼の活動についても、ここで少し触れておこう。彼は当初委員ではなかったが、労働時間問題について専門家として意見を求められた。労働時間は革命直後の政令で「8時間を超えてはならない」と定められ、その後正式な法制化が課題となる一方で、企業家側は賠償負担とも絡めてその廃止を要望するようになっていた⁽⁴³⁾。

ヒルファディングは以前から「8時間労働日の維持」⁽⁴⁴⁾を主張しており、4月7日の社会政策委員会で以下のように論じた。労働時間の短縮がじきに労働密度の強化によって「直接的」に埋め合わされるということは、戦前の多くの調査研究によって確証されており、「短時間労働と高賃金は安い労働を意味する」⁽⁴⁵⁾というL. プレンターノらの一般的命題は、特に圧延工場など労働者が加工作業を行う生産過程に妥当する。賃上げと時短が進めば、技術的組織的改善への競争圧力という「間接的」作用もそれだけ強く働く。監視労働のように時短の埋め合わせが十分生じない領域も部分的に存在するにすぎず、機械化による労働力そのものの代替も考えられる。8時間労働日は現在主要な競争相手国でも実質的に導入されており、「ドイツ産業のさしたる負担にはなっていない」(Bl. 468)。いずれにせよそれは「労働者の文化的向上の必要性」(Bl. 488)からも、最低限の要求である。このように彼は8時間労働についてプレンスターノらの議論も援用しつつ、労働密度の強化や技術改善による補償を指摘して、経済への過度な負担を否認し、文化的意義からもその維持を説いた。

その後8時間労働の法制化が進むどころか、むしろ企業家側の廃止要求が一層強まる中で、ヒルファディングは10月末の政党間協議で、早急な法制化を合意事項としてまとめるよう努力した⁽⁴⁶⁾。そして12月4日の委員会で彼は法制化作業の「怠慢」を共通確認し、「8時間労働日への持続的攻撃によって生じた労働者の不安は解消されねばならない」⁽⁴⁷⁾と訴えた。その後委員会は修正法案を作成したものの⁽⁴⁸⁾、実現のめどは立たず、ついに翌1923年10月にはヒルファディング自身が大臣の地位と政権の存続をかけて、重大な政治的決断を迫られることになるのは、後に見る通りである。

一方社会化委員会では彼はこの間通貨問題を審議し、報告書の作成にも関与した。彼は1922年3月と4月の会議で以下のように主張した。通貨問題は国庫均衡問題と直結しており、賠償問題の重大性は、国家に「銀行券発行による金融」⁽⁴⁹⁾を迫り、人為的購買力による輸入誘因から貿易と国際収支を悪化させることにある。当面の予算均衡のためには、20億金マルクの「国内外の公債」⁽⁵⁰⁾が必要であり、その担保として実物資産を捕捉せねばならない。また持続的インフレによる実質的税収減を阻止するには、銀行の介入によって通貨変動を一定範囲にとどめるよう「外貨の規制」⁽⁵¹⁾を行うべきである、と。そして彼はカウツキーやリンデマン、ルッペらとともに「貨幣価値の安定化に関する報告書」をまとめ、マルク安定化策として、消費制限と生産拡大による生産と消費の均衡、税と長期国内公債による国庫均衡、賠償負担の軽減と5年間の緩和措置、および当該期間の現金支払い分の「外国公債による調達」⁽⁵²⁾を提起した。

その後6月30日と7月1日の会議で彼は、一部の経済権力集団がマルク相場改善への恐れから、「強いインフレ主義的傾向」⁽⁵³⁾を持つことを批判し、こうした「誤った考えと対決」(*ibid.*)せねばならないと訴えた。ただ彼はドイツのような工業国では「デフレ恐慌を回避」(Bl. 4)するために、マルク相場の過度な引き上げとならないよう注意を促した。その場合国内価格水準よりも「対外通用価値水準に近い」(Bl. 47)安定化の方が、一時的に物価上昇を招くとしても、生産縮小による恐慌激化を防止することができると彼は利点をあげた。一方クチンスキーはそもそも戦争による経済崩壊ゆえ、賠償が免除されたとしても、財政が正常化しマルクが安定するとは思えないとして、外国公債よりも「国内の財政改革」(Bl. 25)に集中するよう主張した。これに対してヒルファディングは生産が平時の7割に回復している現状では、外債で国際収支の赤字を乗り越えることによって、国庫均衡は達成可能だと反論した。またヴェーバーは、安定化水準の設定方法によって貨幣価値が低下すれば、金利生活者のみならず「精神労働者全体も勤労所得を奪われる」⁽⁵⁴⁾と懸念した際に、ヒルファディングは中間層問題は文化的にも重要だが、彼らの救済は社会政策の課題として、「通貨策とは完全に区別」(Bl. 44)されねばならないと説いた。

第3節 「現実的平和主義」とジェノヴァ会議

さてこの時期の国際状況をヒルファディングがどう認識していたのか、そして特に1922年4-5月のジェノヴァ会議にいかにかかわったかを本節では検討しよう。彼はまず

年頭の論文「新しい世界政策」で以下のように論じている。すなわち、国際社会では戦争と革命の後に権力政治の舞台が移動し、今や大国のイギリスとアメリカが協力して世界支配をめざすようになった。資本主義経済はそもそも利潤拡大の方法として、競争による相手の打倒か利害協調を行うが、固定資本の増大による競争の費用増大と成果の不確実性から、しだいに協調と組織化によって無政府性の克服を追求するようになる。これと同様に国際政治でも資本主義的拡張政策は、戦争の破壊的作用などから、「闘争の代わりに協調」⁽⁵⁵⁾を模索している。そのことは例えばワシントン会議で、大国が「利益共同」(S. 2, Sp. 1)によって相互に軍備を節約しつつ対中国進出を試みていることにも現れている。この新しい方法をヨーロッパにも適用し、フランスを協調関係に引き込んでアメリカとともに資本主義の危機を克服することが、イギリスの政策課題となっている。このように彼は国際的権力中枢の英米への移動と、資本主義的拡張の協調的方法への変化を、特にイギリスの政策においてとらえた。

そして彼は1月8-12日の独立社会民主党ライブツィヒ大会でも、ワシントン会議などで初めて「真の平和交渉」⁽⁵⁶⁾が開始されたと期待を表明し、ドイツ労働者も再軍備に全力で反対するよう訴え、自ら労働者による「弾薬生産の統制」の決議を実現した⁽⁵⁷⁾。また彼は2月25-27日のフランクフルト国際社会主義者会議では賠償問題を扱う委員会に加わり、可能な範囲内の現物および労働給付、国際的な戦時債務抹消、復興と信用供与の国際組織の設立などを求める決議の作成に寄与した⁽⁵⁸⁾。

さらに3月1日に暫定国家経済協議会の賠償問題委員会でヒルファディングは、来るジェノヴァ会議の準備として、国際経済関係などについて次のように論じた。昨今の世界恐慌の特徴的な困難は、通商経路の変化や国内外の産業再編、そして特にヨーロッパでの広い経済圏の離脱といった状況で、資本主義が従来とは逆に「狭められた局面での生産再建」⁽⁵⁹⁾を迫られていることにある。ロシア問題では、同国を植民地として扱うような「幻想」や、農林業のみの復興を望む「謬論」を排し、「工業の側からも復興」(Bl. 496)を図るべきであり、そもそも一国の工業化を他国の工業発展の妨げと見なす考え方から脱却せねばならない。

また国際信用については、ドイツはマルク安定化のための「息継ぎ」としてそれを必要とするが、まずその前提として「自らの力で信用を創出」(Bl. 494)せねばならず、そのことは実は同時に賠償支払い額の確定とも関連しているのである。いずれにせよ悪しき国内財政政策は対外政策をも不可能にしかねず、今こそ健全な経済と健全な国家の密接な結びつきを正しく認識して、経済も財政再建に協力し、「自己救済」(Bl. 499)の努力を通じて国際的支援を獲得すべきである。このように彼は国際経済の変容の中でロシアとの適正な関係を提起し、またドイツ自身も国庫の健全化など自助努力によって国際的協力を得よう説いた。

4月10日に始まったジェノヴァ会議は、戦後初めて敗戦国のドイツや社会主義国ロシアが、連合国と対等な資格で経済財政問題を協議する場となったものである。ドイツ代表

団はヴィルト首相以下、ラーテナウ外相、A. G. O. マルツァーン外務省局長らであり、ヒルファディングも専門家としてこれに加わった⁽⁶⁰⁾。会議はヨーロッパの経済再建を課題としたが、賠償問題はフランスの反対で取り上げられず、代わりにロシア問題が大きな焦点となった。連合国の「ロンドン覚書」はロシア復興への外資提供の条件として、帝政以来の債務継承、外国市民への補償責任、そして講和条約第 116 条の「ドイツから復興賠償を得るロシアの権利」⁽⁶¹⁾を留保した上で戦時債務とロシア側請求権の相殺、さらに司法の独立や外国人の権利保障など法制度改革を求める内容であった⁽⁶²⁾。

この覚書についてロシアは、政権の公式承認がない限り帝政期の債務は認めらず、また外債が得られなければ債務返済は困難だとの立場を示した⁽⁶³⁾。一方ドイツは、連合国がロシアに対独賠償請求権を認めることを恐れた。ヒルファディングは覚書が「ロシア人民の自決権と主権を侵害」⁽⁶⁴⁾するもので、道義的に容認できないと考えた。それゆえ彼は、連合国の経済的保障とひきかえに覚書を認めようとするラーテナウと対立し、自らドイツとロシア代表団の仲介を行った⁽⁶⁵⁾。結局彼とマルツァーンらの強い働きかけによって、4月16日に独露間でラバロ条約が締結され、「戦時費用および損害補償の相互放棄」、外交関係の即時再開、通商経済関係での最恵国待遇などが取り決められた⁽⁶⁶⁾。

連合国側は直ちにドイツに対して、「相互信頼の精神を破壊する行為」⁽⁶⁷⁾と非難した。これに対してヒルファディングは条約そのものが数ヶ月前に完成していたこと、ロシアが「ドイツ抜きにドイツに反して連合国と合意」⁽⁶⁸⁾する恐れがあったことを指摘し、条約がどの国の権利も侵害せず、独露協力が経済的に必要である事情を説明した。そして彼が「大幅に手直した」⁽⁶⁹⁾ドイツ側の回答書も、「ロシアの苛酷な対独賠償要求」⁽⁷⁰⁾を防止する必要性をあげつつ、条約がむしろ過去の最終的清算によって「共通の平和的復興基盤」(S. 65)を作ろうとする会議の趣旨に合致していると反論した。

その後会議は対立調整のために空転を伴いながらも、5月19日まで審議を続けた。その間5月3日の総会で採択された財政問題第二委員会決議は、一部の国では国庫均衡や通貨安定は、国際収支の悪化ゆえに、「国際借款の追加的支援なしには困難」⁽⁷¹⁾であることを認め、「ドイツの立場に考慮」(S. 70)を払った。このことは賠償問題が議題から除外されていた中では、ドイツにとっては少なからぬ成果であった。

ヒルファディングは後にジェノヴァ会議の意義を、世界政策も含めて次のようにまとめている。戦後国際政治では英米協力に見られるように、資本主義的拡張政策の方法が闘争から協調へと変化しつつあり、特にイギリスは世界市場の再建への利害から、「現実的平和主義」⁽⁷²⁾の政策を取るようになっていく。その内実はいぜんとして国家的権力政策だといえ、主権国家間の無制限の競争の代わりに「利益共同の創出」(ibid.)をめざしている。これに対してフランスは、小農の政治的無力や中小工業の保護主義的利害、大銀行の海外投資など国民経済の特性から、いぜんとして軍事的権力政策を追求している。しかしその経済的基盤は弱体化しつつある。

ジェノヴァ会議ではこうした英仏の対立により賠償問題が除外され、ロシア問題が前面

に出たが、そもそもヨーロッパの復興には「債務負担の大幅削減」(S. 16)が不可欠であり、ロシアの債務奴隷化と従属化は原理的に認められないと彼は言う。対露協議挫折の真の原因は、ロシアの信用要求に応じえなかったことであり、ドイツはラパロ条約などによって、対露関係を自らの利益と全般的政策方針に沿って規定した。一方経済問題ではドイツへの国際借款の必要性が認められたことで、ヴェルサイユ条約の「経済的規定の実行不可能性」(S. 27)が公に認知された。結局会議ではあらゆる解決が先延ばしにされ、今後も政治的経済的危機は続くが、イギリスの「現実的平和主義」はアメリカの支持も得て、フランスに経済的圧力をしだいに強めうるだろう。ドイツは当面忍耐と狭い政策的選択肢の中で、時期を待つほかない。このように彼は会議での根本的解決の先送りを問題にしながらも、ドイツが対露関係を自主的に規定し、また間接的ながら講和条約の欠陥を認めさせた意義を確認し、イギリスを中心とした新たな「現実的平和主義」に現状打開の期待を寄せた。

注

- (1) Cf., *Schulthess'* . . . , Jg. 1921, Teil, 1, S. 291ff.
- (2) Der Reichskanzler an den Präsidenten der Reparationskommission, 14. 12. 1921, *VdRT.*, Bd. 372, Nr. 4140, S. 30.
- (3) Cf., Die Reparationskommission an die deutsche Delegation, 13. 1. 1922, *ibid.*, S. 45f.
- (4) Cf., "Das Steuerkompromiß", *Fr.*, 27. 1. 1922, AA., S. 3, Sp. 1f.; Laubach, E., *Die Politik der Kabinette Wirth 1921/22*, Lübeck, 1968, S. 145ff.
- (5) Cf., Der Reichskanzler an den Präsidenten der Reparationskommission, 28. 1. 1922, *VdRT.*, Bd. 372, Nr. 4140, S. 48ff.
- (6) Cf., "Männer und Frauen der Arbeit! Euren Lebensinteressen droht erhöhte Gefahr!", *Fr.*, 29. 1. 1922, SA., S. 1, Sp. 1.
- (7) Hilferding, "Die unmögliche Zwangsanleihe", *Fr.*, 1. 2. 1922, MA., S. 1, Sp. 3.
- (8) Cf., Verordnung des Reichspräsidenten, betr. Verbot der Arbeitsniederlegung durch Beamte der Reichsbahn, 1. 2. 1922, *RGBl.*, Jg. 1922, Teil 1, S. 187.
- (9) Cf., Sitzung, 15. 2. 1922, *VdRT.*, Bd. 352, Berlin, 1922, S. 5868.
- (10) Cf., Sitzung, 10. 2. 1922, *ibid.*, S. 5771ff.; Richter, L., *Die Deutsche Volkspartei 1918 - 1933*, Düsseldorf, 2002, S. 253f.
- (11) Cf., Sitzung, 15. 2. 1922, *VdRT.*, Bd. 352, Berlin, 1922, S. 5884ff.
- (12) 13名の議員が意識的に採決に加わらなかった。Cf., Sitzung, 14., 15. u. 17. Feb. 1922, IISG, Fraktionsprotokolle USPD; "Vertrauensvotum für das Kabinett Wirth", *Fr.*, 16. 2. 1922, MA., S. 1, Sp. 1f.; Kastning, A., *Die deutsche Sozialdemokratie zwischen Koalition und Opposition*, Paderborn, 1970, S. 94f.
- (13) "Was wir wollen", *Fr.*, 28. 3. 1922, MA., S. 3, Sp. 2.
- (14) Hilferding, "Indirekte Steuern", *Fr.*, 17. 7. 1919, MA., S. 1, Sp. 3.
- (15) Cf., Sitzung, 3. 1. 1922, IISG, Fraktionsprotokolle USPD. 彼は別の機会にも間接税について、同時に「資産課税の十分な拡充」によって「国家財政の健全化」が図られ、インフレの停止

- とマルク相場の上昇で消費者の「負担が埋め合わせされる」場合にのみ容認しうると限定条件を付けていた。Cf., Sitzung des Reparations-Ausschusses, 11. 10. 1921, BA. B., RWR., R401/53995/612, Bl. 341; Sitzung des Reparations-Ausschusses, 17. 11. 1921, *op. cit.*, Bl. 224.
- (16) “Reichskonferenz der USPD”, *Fr.*, 23. 2. 1922, MA., S. 1, Sp. 2.
- (17) Dittmann, W., *Erinnerungen*, Bd. 2, Frankfurt am Main, 1995, S. 835.
- (18) “Die Gegendenschrift Ledebours”, *Fr.*, 1. 4. 1922, MA., Beilage, S. 3, Sp. 2.
- (19) “Parteizentrale und ‘Freiheit’-Redaktion”, *Fr.*, 26. 3. 1922, MA., S. 3, Sp. 3.
- (20) Cf., “Was wir wollen”, *op. cit.*, S. 3, Sp. 3.
- (21) Cf., Dittmann, *op. cit.*, S. 836.
- (22) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 9. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/550, Bl. 360; “Zwangsanleihe oder Goldanleihe?”, *Fr.*, 11. 3. 1922, MA., S. 1, Sp. 2f.
- (23) Cf., *ibid.*, Bl. 427; Antrag Dr. Hilferding zur Zwangsanleihe, BA. B., RWR., R401/53985/538, Bl. 290.
- (24) Entwurf zur Resolution Mendelssohn, 10. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53985/538, Bl. 300.
- (25) Cf., Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 11. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/550, Bl. 530f.
- (26) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 15. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/551, Bl. 21.
- (27) Cf., Sitzung, 14. 6. 1922, *Protokolle über die Plenarverhandlungen*. . . , Bd. 2, S. 1971.
- (28) Cf., *ibid.*, S. 1989ff. u. S. 1994.
- (29) Cf., Gesetz über die Zwangsanleihe, 20. 7. 1922, *RGbl.*, Jg. 1922, Teil 1, S. 601ff.
- (30) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 7. 12. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/552, Bl. 241.
- (31) Cf., Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Zwangsanleihe, 22. 12. 1922, *RGbl.*, Jg. 1922, Teil 1, S. 955f.
- (32) Die Reparationskommission an den Reichskanzler, 21. 3. 1922, *VdRT.*, Bd. 372, Nr. 4140, S. 171. Cf., Reinhardt, S., *Die Reichsbank in der Weimarer Republik*, Frankfurt am Main, 2000, S. 85ff.
- (33) Cf., Bankgesetz, 14. 3. 1875, *RGbl.*, Jg. 1875, S. 177ff.; Gesetz, betr. Änderung des Bankgesetzes vom 14. März 1875, 16. 12. 1919, *RGbl.*, Jg. 1919, S. 2117ff.
- (34) Sitzung des Arbeitsausschusses zur Erörterung der Frage der Umformung der Reichsbank, 14. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/54033/965, Bl. 48.
- (35) Sitzung des Arbeitsausschusses. . . der Reichsbank, 17. 3. 1922, *ibid.*, Bl. 120.
- (36) Cf., *ibid.*, Bl. 98ff.
- (37) Sitzung des Arbeitsausschusses. . . der Reichsbank, 20. 3. 1922, *ibid.*, Bl. 178.
- (38) Cf., Sitzung des Arbeitsausschusses. . . der Reichsbank, 17. 3. 1922, *op. cit.*, Bl. 136f.; Sitzung des Arbeitsausschusses. . . der Reichsbank, 20. 3. 1922, *op. cit.*, Bl. 165.
- (39) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 27. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/551, Bl. 147.
- (40) Cf., *ibid.*, Bl. 154; Bericht des Finanzpolitischen Ausschusses, 28. 3. 1922, *Protokolle über die Plenarverhandlungen*. . . , Bd. 3, Nr. 266, S. 1ff.
- (41) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 28. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/551, Bl. 200.
- (42) Cf., Gesetz über die Autonomie der Reichsbank, 26. 5. 1922, *RGbl.*, Jg. 1922, Teil 2, S. 135f.
- (43) Cf., Anordnung über die Regelung der Arbeitszeit gewerblicher Arbeiter, 23. 11. 1918, *RGbl.*, Jg. 1918, S. 1334ff.; Verordnung über die Regelung der Arbeitszeit der Angestellten während der Zeit

- der wirtschaftlichen Demobilmachung, 18. 3. 1919, *RGBl.*, Jg. 1919, S. 315ff.; Preller, L., *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart, 1949, S. 270ff.
- (44) *Der Kongreß. . . der Textilindustrie*, S. 70.
- (45) Sitzung des Sozialpolitischen Ausschusses, 7. 4. 1922, BA. B., RWR., R401/53982/521, Bl. 463.
- (46) Cf., Interfraktionelle Besprechung beim Reichskanzler in der Reichskanzlei, 26. 10. 1922, BA. Koblenz, Nachlaß (NL.) ten Hompel, R., N 1133, Nr. 16, Bl. 2ff.
- (47) Sitzung des Sozialpolitischen Ausschusses, 4. 12. 1922, BA. B., RWR., R401/53982/523, Nr. 3, S. 6.
- (48) Cf., Bericht des Sozialpolitischen Ausschusses, 8. 12. 1922, *Protokolle über die Plenarverhandlungen. . .*, Bd. 3, Nr. 308, S. 1ff.
- (49) Sitzung, 10. 3. 1922, *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission. . .*, Bd. 3, Berlin, 1922, S. 22.
- (50) Sitzung, 31. 3. 1922, *ibid.*, S. 397.
- (51) Sitzung, 1. 4. 1922, BA. B., Sozialisierungskommission (SK.), R3105/206, Bl. 12.
- (52) Gutachten über die Stabilisierung des Geldwertes, *Verhandlungen der Sozialisierungs-Kommission. . .*, Bd. 3, S. 407.
- (53) Sitzung, 30. 6. 1922, BA. B., SK., R3105/208, Bl. 3.
- (54) Sitzung, 1. 7. 1922, BA. B., SK., R3105/209, Bl. 38.
- (55) Hilferding, "Die neue Weltpolitik", *Fr.*, 1. 1. 1922, SA., S. 1, Sp. 3.
- (56) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages in Leipzig, 8. bis 12. Jan. 1922, *Protokolle der Parteitage der Unabhängigen Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, Bd. 4, ND., Glashütten im Taunus, 1976, S. 105.
- (57) Cf., *ibid.*, S. 42 u. S. 251.
- (58) Cf., "Die internationale sozialistische Konferenz", *Fr.*, 26. 2. 1922, SA., S. 1, Sp. 1; "Die Fünfländer-Konferenz", *Fr.*, 27. 2. 1922, AA., S. 1, Sp. 1; "Die Stimme der Internationale", *Fr.*, 28. 2. 1922, MA., S. 1, Sp. 1f.; Wrynn, J. F. P., *The Socialist International and the politics of European reconstruction, 1919 - 1930*, diss., Amsterdam, 1976, pp. 36ff. & pp. 52ff.
- (59) Sitzung des Reparations-Ausschusses, 1. 3. 1922, BA. B., RWR., R401/53995/613, Bl. 492.
- (60) Cf., Die erste Zusammensetzung der Deutschen Delegation, *VdRT.*, Bd. 373, Berlin, 1924, Nr. 4378, S. 22f.
- (61) Der Friedensvertrag. . . , *op. cit.*, S. 893.
- (62) Cf., Londoner Memorandum, *VdRT.*, Bd. 373, Nr. 4378, S. 27ff.; Erdmann, K. D., "Deutschland, Rapallo und der Westen", *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 11, H. 2, 1963, S. 118ff.; 清水正義「ラッパロ条約成立の一断面」『現代史研究』第31号, 1984年, 43頁以下参照。
- (63) Cf., *Schulthess'*. . . , Jg. 1922, München, 1927, S. 309.
- (64) Aufzeichnung, 12. 4. 1922, Kessler, H., *Tagebücher 1918 - 1937*, Frankfurt am Main, 1961, S. 293; ケスラー『ワイマル日記』(上), 松本道介訳, 富山房, 1993年, 290頁。
- (65) Cf., Aufzeichnung, 13. 4. 1922, *ibid.*, S. 295f.; 同書, 292頁参照。
- (66) Cf., Gesetz über den deutsch-russischen Vertrag von Rapallo, 17. 7. 1922, *RGBl.*, Jg. 1922, Teil 2, S. 677f.; Telegramm von Maltzan an das Auswärtige Amt, 18. 4. 1922, *Deutsch-sowjetische Beziehungen von den Verhandlungen in Brest-Litowsk bis zum Abschluß des Rapallovertrages*, Berlin,

- 1971, S. 601; Schieder, T., "Die Entstehungsgeschichte des Rapallo-Vertrags", *Historische Zeitschrift*, Bd. 204, H. 3, 1967, S. 584.
- (67) Lloyd George, D., u. a. an den Reichskanzler, 18. 4. 1922, *VdRT.*, Bd. 373, Nr. 4378, S. 61.
- (68) "Ein Interview Hilferdings", *Fr.*, 19. 4. 1922, AA., S. 3, Sp. 2f.; "La conférence de Gênes", *Le Temps*, 19. 4. 1922.
- (69) Aufzeichnung, 20. 4. 1922, Kessler, *op. cit.*, S. 305; ケスラー, 前掲書, 301 頁。
- (70) Reichskanzler an den Präsidenten der Italienischen Delegation, 21. 4. 1922, *VdRT.*, Bd. 373, Nr. 4378, S. 64.
- (71) Bericht über die Arbeiten der Zweiten Kommission für Finanzfragen, *ibid.*, S. 73ff.
- (72) Hilferding, "Die Weltpolitik, das Reparationsproblem und die Konferenz von Genua", *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reiche*, Jg. 46, Nr. 3/4, 1922, S. 7.

第 3 章 統一社会民主党の結成と通貨危機

第 1 節 両社会民主党の統一

1922 年 6 月 24 日にラーテナウ外相が右翼団体に暗殺されたことにより、政治的にも経済的にも深刻な不安定状況が生ずることになる。共和国の「敵が右翼にいる」⁽¹⁾ことが一層明白になる中で、政府は 6 月 26 日の共和国保護令⁽²⁾で、共和国体制の非合法的打倒や共和国政府員への暴力行為を煽動する集会および団体を禁止し、そして 7 月 21 日の共和国保護法⁽³⁾でも同様に、共和国政府員の殺害をめざす団体の処罰や、共和国体制を侵害しようとする集会と出版の禁止等を規定した。

ヒルファディングはラーテナウ暗殺当日の独立社会民主党議員団会議で、同席した G. ラートブルッフ (SPD) 法相を前にして、政令の発布によって早急に事態に対処し、さらに「法律を一刻も早く制定せねばならない」⁽⁴⁾と強く促した。そして政権問題では W. ディスマンや T. ゼンダーがブルジョア派との連立政府への入閣に反対したのに対して、ヒルファディングらは「入閣を支持」(*ibid.*) し、結局党首クリスピーンの提案により、当面「右派社会主義者との協議」(*ibid.*) を行うことになった。

その後独立社会民主党と社会民主党は政権協議を進め、7 月 14 日にまず国会内の統一会派「社会民主国会議員団共同体」を結成した⁽⁵⁾。20 日の大ベルリン党役員集会でヒルファディングは反革命的団体に対抗するために、社会民主党も含めて「全プロレタリアートの統一が必要」⁽⁶⁾だと訴え、これまでの内部対立に起因する労働者の無関心も、共同の働きかけを通じて克服し結集することができると論じた。そして原則を維持しながら強力な統一党を作り上げれば、共産党内の良識派をも引き寄せるだろうと期待した。この集会は統一会派の結成を圧倒的多数で「承認」(S. 2, Sp. 2) し、共和国保護法の実施と反動派の打倒のために「最大限の統一を作り出す」(*ibid.*) ことを決議した。

さらに9月4日には独立社会民主党側からヒルファディング、クリスピーン、ディットマンら、社会民主党側からA. ブラウン、H. ミュラー、O. ヴェルスらが代表となって会議を開き、統一の基礎となる行動綱領を共同で作成した⁽⁷⁾。行動綱領は闘争目標として「共和国の防衛」、源泉課税と応能負担原則による財政改革、基幹産業の社会化、8時間労働制の維持、そして協調外交と賠償軽減などを掲げた⁽⁸⁾。

9月12日の大ベルリン党臨時総会でヒルファディングは、あらためて以下のように訴えた。今労働者を結合させるのは「反動派からの攻撃」⁽⁹⁾であり、当面の課題は8時間労働など革命の遺産の防衛である。オーストリアでは社会民主労働者党の連立離脱で反動的政権が誕生し、イタリアでも極左主義のせいで、ファシストが勢力を拡大し内政を掌握した。われわれは今こそ「分裂とセクト主義から脱却」(*ibid.*)し、力を結集せねばならない。このように彼は国内のみならず国際的な反動の高まりも見すえて、労働者の結束によって革命の成果を防衛するよう説いた。事実オーストリアでは1920年6月のK. レンナー連立政権の崩壊から1922年5月のI. ザイベル内閣の成立へ、そしてイタリアでは1921年11月の国民ファシスト党の結成から1922年7月末のゼネスト失敗を経て、さらに来るべき10月末のB. ムッソリーニ政府樹立へと反動化が大きく進行していたのである。結局臨時総会は、行動綱領を統一党の「適切な基礎」(S. 1, Sp. 3)と見なす決議を採択した。最終的に9月20-23日のゲラ党大会は、クリスピーンの両党統一案を大差で決定した⁽¹⁰⁾。そして24日のニュルンベルク統一党大会で行動綱領が正式に決定され、新たに「統一社会民主党」(VSPD)が誕生して、ヒルファディングも執行委員に選ばれた⁽¹¹⁾。10月16日の第1回ベルリン党役員総会で彼は統一達成の意義を強調しつつ、ドイツとイギリスの労働者をヨーロッパ労働運動の「二つの支柱」⁽¹²⁾と見なした。その一方で彼は、イタリアで少数派による多数派への暴力的な意志押しつけという「誤った」考え方の結果、ファシストの支配を招き、またドイツでも最近では共産主義者の暴力行為も、「反動の助長」(*ibid.*)となっていることに注意を喚起した。

第2節 通貨危機と賠償猶予

経済面では1922年後半にはラーテナウ暗殺も契機となって、通貨価値の下落が危機的な段階に入る。ドルの対マルク為替相場指数は1913年を1として、1919年4.7、1920年15.0、1921年24.9、そして1922年前半は1月45.7から6月75.6へしだいに上昇するが、後半には7月117.5から12月1807.8へと急騰する⁽¹³⁾。こうした状況で7月12日にドイツ政府は賠償支払いの困難から、連合国賠償委員会に対して1922年度現金支払いの残り部分の「猶予」を要請し、また1923/24年度の支払い免除も「必要不可欠」であることを示唆した⁽¹⁴⁾。翌8月7-14日の連合国ロンドン会議は、フランスの拒否的態度もあって成果はなかったが、30-31日のドイツと賠償委員会の協議では、支払い猶予問題の「決定の延期」、8-12月分につき6ヶ月期限の国庫証券による支払い、およびドイツとベルギーの協定によるその保証が取り決められた⁽¹⁵⁾。これによってドイツは、少なくとも1922年

中の支払い猶予が事実上認められることになった。

このような通貨不安と賠償問題の展開の中で、まず暫定国家経済協議会におけるヒルファディングの活動を見るならば、彼は7月13日の中央銀行改組問題検討委員会で、予算均衡回復のためにマルクの安定化を不可欠と見なし、「ドイツの支払い義務の十分な延期と外債によるドイツ経済の支援」⁽¹⁶⁾によってのみそれは可能だと論じた。そして彼はA. ヴェルムート案をもとにベルンハルトも協議に加えて草案を作成し、7月15日の財政政策委員会決議を生み出した。それによれば、マルクの急落が財政赤字を自動的に増加させる状況では、賠償目的への外貨支払いはマルクの一層急激な下落を引き起こすだけである。国際借款を得られるよう信頼を回復するためには、外貨支払いの大幅削減と繰り延べが必要であり、それゆえ「政府のモラトリアム獲得の努力を是認し支持」⁽¹⁷⁾する。このように彼は通貨の安定化、外債の獲得のために、モラトリアムの要請を決議し、政府の賠償交渉を支援した。

また8月17日の経済政策委員会と輸出税委員会の合同会議で彼は、輸出税引き上げ問題を契機に通貨政策を論じた。輸出税は1919年末に、マルク急落による輸出利得の徴収のために導入されていたが⁽¹⁸⁾、今また同様の状況からその引き上げが提起されたのである。彼は輸出税引き上げによる多少の紙幣増収も、通貨価値の下落で「無意味」⁽¹⁹⁾となるため、なによりも「根本問題は通貨問題」(*ibid.*)だと主張した。マルク崩壊を阻止するためには、中央銀行の「金資産の一部を利用」(Bl. 147)し、それを担保にした公債で外貨を調達して、産業界の実需を充足することが考えられる。また国内的にはマルクの支払手段および蓄蔵手段としての排除に対処すべく、金価値公債の発行が必要である。こうした通貨問題の一定の解決後に初めて、輸出税引き上げも意味を持つ。彼はこう述べて、当面「輸出税を外国為替状況の変化に対応」(Bl. 172)させることを、企業家側の反対を押し切って共同決議した⁽²⁰⁾。

さらに8月29日の経済政策委員会と賠償問題委員会の合同会議でヒルファディングは、A. ミュラーやヴェルムートらとともに、経済・財政・通貨政策案作成作業委員会⁽²¹⁾として以下のような決議を一致して可決に導いた。すなわち、マルク崩壊の主因は「ドイツの支払い能力に応じた賠償調整の再三の遅延」⁽²²⁾であり、マルク安定のためには「現金支払いの繰り延べと現物供与の……適正化」(Bl. 202)を行い、ドイツの信用回復によって国際借款を可能にすべきである。それとともに国内の経済政策的措置としては、緊急食糧輸入のための外貨確保と国内農産物の合理的利用、輸出入規制による無用な消費の抑制、消費税立法の通貨価値変動への自動的対応、国庫の最大限の節約と国営企業の赤字克服、そしてなによりも「生産収益の増大」(Bl. 205)が必要である、と。

その後彼は経済政策委員会で、出版界に対する財政支援策の審議に加わった。7月21日の出版経済苦境対策法⁽²³⁾は、出版界の経済的困難の原因をインフレによる印刷紙価格の高騰に見出し、木材価格への課税による不当利潤の徴収と印刷紙価格の規制および払い戻し金などを規定していたが、今回はその実施令案が議題となったのである。9月27日の

委員会で彼はこうした補助金立法全体を「根本的に誤り」⁽²⁴⁾と見なし、むしろ出版界を幻想から解放する必要性を説いた。そしてもし支援を受ける権利があるとすれば、學術出版と文化的雑誌であり、それらはインフレによって精神労働の成果を完全に収奪された人々の力だけでは維持しえないからだと主張した。彼はF. タルノウらとともに、払い戻し金の対象として「學術的性格」の出版物も加えるよう修正決議をあげたが⁽²⁵⁾、結果的に10月7日の実施令は「政治的新聞雑誌」のみを支援対象とするにとどめた⁽²⁶⁾。

次いで財政政策委員会でヒルファディングは、経済の阻害要因として銀行の独占を問題にした。10月20日の会議で彼は、ドイツでは独占が「官僚機構による支援」⁽²⁷⁾を受けて広がり、戦後も大銀行の影響力が「預金独占の法的措置」(*ibid.*)などによって一層強まって、経済全体に重大な作用を及ぼしていると批判した。そして彼は具体的には、資本逃避阻止法⁽²⁸⁾が実質的に預金業務を特定の国内銀行に制限して、独占を維持強化している事態を問題にし、こうした「規定を削除する」⁽²⁹⁾よう主張した。会議ではファイラーの規定削除案も出されたが、最終的に委員会としては、預金取扱業者の「範囲を極力拡大」する方向で一致が図られた⁽³⁰⁾。

一方賠償問題委員会の審議を見るならば、10月2日の会議でヒルファディングは、今や内政的に物価騰貴と失業の恐れから、労働者と中間層の絶望的気分にも重大懸念があり、また外交的にはマルク急落ゆえ、対ドイツ批判に対して自らの対応能力を示す必要があるとして、通貨政策的措置を検討するよう訴えた。彼によれば、通貨崩壊の「第一段階」は戦時と終戦直後で、財政補填のために銀行券増発による人為的購買力の創出から物価上昇を招き、「第二段階」は戦後の対外取引再開で、国際収支の悪化によるマルク為替相場の低下から、輸入品価格とともに国内価格も高騰し、そして現在は「第三段階」に至っている。7月を「転換点」としてマルクは支払手段および蓄蔵手段機能を失って崩落し、国際収支や国庫の赤字はもはや「インフレのたんなる原因でなく、すでにその結果」⁽³¹⁾となっており、それゆえ事態の改善は通貨政策の側から図らねばならない。

マルクの低下を阻止するにはまず外貨実需を充足する必要がある、そのためには中央銀行の金資産を活用する方法があると彼は言う。中央銀行はこれに対してマルクの信用喪失と減価を危惧するが、そもそも「紙幣本位の通用力が銀行地下室の金量と関連するというのは全く誤った考え」(Bl. 21RS)であり、紙幣量の価値はむしろ「流通する商品価値量の反映」(*ibid.*)であり、したがって同行の金資産を部分的に利用したとしても、国内のマルク発行を控える限り通貨価値の低下は生じない。他方新たな金マルクの導入という金本位制による通貨安定策は、不可能でないまでも、賃金も含めて紙幣受け取りの拒否から「全国家経済の崩壊」(Bl. 22)につながるがゆえに、「断念せねばならない」(*ibid.*)。またA. フローヴァインは長期的な賠償協定や生産増による国際収支黒字といった前提がない限り、「早すぎる安定化を行ってはいけない」(Bl. 35)と主張するが、国民の「略奪意識」の高まりと、対外的に自らの通貨管理能力の提示による信用獲得とモラトリアム延長の必要性から、われわれは時期の「自由な選択肢を持たない」(Bl. 42 RS)。このようにヒルファ

ディングは通貨崩壊の「第三段階」で、内政外交上の理由から早急な通貨安定策を訴えた。この時点では彼はまだ金本位制の導入に否定的であり、彼なりの貨幣論に基づいて、マルク発行量の規制によって通貨安定を図ろうとしたことが、後の財務相時代との関連で注目される。

彼はこの会議で新設された通貨問題作業委員会に、フローヴァインやタルノウらとともに加わり、自ら委員長に就任した。10月19日の同委員会で彼は、中央銀行が6月末の通貨介入の効果を否定したことに対して、問題は介入そのものではなく方法にあると反論した。すなわち、介入額が外貨の「実際の需要に足りない」⁽³²⁾場合には、マルク相場は低下して再び新たな外貨需要が発生し、この「循環作用が継続」(*ibid.*)する。また介入額が初めから不足していることが知れば、投機にも利用されることになる。まさに介入時には、決然とした外貨需要の充足が必要なることを彼は強調した。

そして11月1日の経済政策委員会と財政政策委員会の合同会議で彼は、通貨問題作業委員会委員長として以下の決議案を提出した。永続的な通貨安定化は賠償負担の再規定、公的予算の健全化、そして生産の増強と合理化を前提とするが、その準備過程として「マルク相場の規制」⁽³³⁾を今行わねばならない。そのためには中央銀行の協力によって経済界の当面の外貨需要を満たす必要があり、この施策には連合賠償委員会の同意と外債の獲得が不可欠である。外国為替取引規制等の技術的措置も、こうした政策と結びつく場合にのみ有効に機能しうる。さらに「価値安定投資証券の発行」(*ibid.*)によって国民の資産価値維持の必要性を充足し、外貨購入を押しとどめて通常の貯蓄活動に再び向かわしめねばならない、と。この決議案は一部修正の上可決され⁽³⁴⁾、こうして彼の主導的役割により、暫定国家経済協議会の中心的な委員会で通貨政策の基本方針が定められた。

このころ社会化委員会でも同様に通貨安定策が議論された。10月13日の会議で議長のヒルファディングは、最終的な賠償規定まで「暫定的通貨支援策」⁽³⁵⁾を当面の課題と見なし、中央銀行の金資産を担保にした国際信用による外貨需要の充足や、国際的銀行シンジケート団の介入によるマルク相場維持、さらに金公債の発行を提起した。そしてフォーゲルシュタインが生産拡大と消費制限によって「ドイツ経済の余剰」(Bl. 55)を生み出さない限りは、たんなる通貨安定策では経済的均衡はもたらされないと主張したことに対して、彼は生産設備がほぼ無傷で回復基調にあるドイツ経済にとっては「誤った問題提起」(Bl. 71)と退け、そもそも生産量とインフレの間に直接的な関連は存在しないと論じた。翌14日に彼はカウツキーやレーデラー、ヴェーバーらとともに委員会決議をまとめ、特に中央銀行の金資産の利用を「唯一の手段」⁽³⁶⁾として強調した。その際彼らはこうした通貨安定策の「危険性」を十分自覚しながらも、中央銀行と政府の「宿命論的無為」(Bl. 2RS)の方がはるかに危険だとして、その実施を強く訴えたのである。

第3節 「ヒルファディング案」

さらに本節では、ヒルファディングが広く党活動や政府および他政党との直接交渉を通

じて、自らの政策をいかに実現しようとしたかを検討しよう。まず9月20-23日の独立社会民主党ゲラ大会で彼は、シュティネス・リュベルサック協定を問題にした。この協定は9月4日に独仏重工業代表の間で結ばれ、復興資材供給の仲介と発注配分をシュティネス・コンツェルン系の特定会社に委ね、そして石炭返還分の分配もフーゴ・シュティネス社にライン＝ヴェストファーレン・シンジケートとの協力を条件に取り決めさせるものであった⁽³⁷⁾。ヒルファディングはこれについて、重工業は一方で履行政策を非難しながら、他方で自ら「資本主義的履行政策」⁽³⁸⁾によって利潤追求を図ろうとしていると批判した。シュティネスは発注配分と石炭返還条項によりドイツ工業を支配し、国家の政策をも規定しうようになる。こうした「資本主義的権力策の現れ」(*ibid.*)に対抗して、民主共和国の基盤を一層強化せねばならないと彼は訴えた。そして彼はP. ヘルツとともに党大会決議を実現させ、大資本による履行政策の利用に反対して、「労働組合組織の罹災地域復興への参加と復興協定実施の共同管理」を提起するとともに、政府に通貨政策への着手や、通商、経済、財政政策による国際収支と国庫の均衡、食糧の確保、物価騰貴と暴利の阻止などを緊急に求めた⁽³⁹⁾。

次いで10月16日の党会議報告「賠償危機と通貨危機」で彼は、今や通貨価値の持続的下落による労働者や高齢者の収奪だけでなく、信用の逼迫からしだいに経営縮小と恐慌が迫り、「失業の災禍」⁽⁴⁰⁾が加わりつつあることを示した。そして彼はこれを阻止するために通貨安定化策を重ねて要求するとともに、インフレ利得者の抵抗を克服する必要性を訴え、ほぼこの内容に沿う決議を引き出した⁽⁴¹⁾。

さらに24日の統一社会民主党議員団会議では、以下のような「ヒルファディング案」が決議された。すなわち、経済健全化の最も重要な前提は「計画的なマルク支援策」⁽⁴²⁾であり、そのためには中央銀行の金資産の利用、外貨管理の強化、投機規制が必要である。また資本価値維持のための価値安定公債や、小額貯蓄者保護のための金計算による貯蓄金庫口座も導入されねばならない。そして財政政策としては徴税の早期促進と、有産者優遇阻止のため査定時の通貨価値による徴税、さらに経済政策としては贅沢品の輸入阻止、関税引き上げによる国際収支の改善、重要食糧の全面的捕捉等を要求する。けれど、「『自由経済の恵み』は広範なドイツ国民の飢餓をもたらす」(S. 1, Sp. 2) だけだからである。財政の最終的正常化と経済の健全化は、連合国賠償委員会との協議結果に依存するとはいえ、マルク低下阻止のために自ら全力を尽くす必要がある。このように決議は経済健全化のために、通貨政策を中心に財政政策や経済政策を包括的に提起し、ドイツ自身の力による事態改善の努力を求めた。

この「ヒルファディング案」は同じ24日の政府閣議で、同党のR. シュミット経済相を通じて提起された⁽⁴³⁾。しかし中央銀行総裁R. ハーフェンシュタインは、「ヒルファディングの提案した方策では……なにも達成されない」(*ibid.*)として「誤り」と批判した。彼は国際収支赤字の大きさゆえ、中央銀行の金資産ではマルクを維持できないと述べ、そもそも「巨額の賠償負担とドイツの生産不足」(S. 1142f.) という根本原因を除去しない

限り、純技術的手段による問題解決は不可能だとして、なによりも消費と輸出のために生産拡大の必要性を強調した。

「ヒルファディング案」は10月26日の首相府における各党指導者の会議でも、協議の対象となった。席上ヒルファディングは、経済状況の改善はマルク安定化によって国際収支好転の前提条件が創出される場合にのみ可能であること、自らの案はマルク安定の「出発点」⁽⁴⁴⁾となるだけで、さらに経済政策が必要なこと、そして生産拡大はむしろマルク安定化によってこそもたらされることを強調した。翌27日にはブルジョア政党間のみで協議が続行され、人民党のH. v. ラウマーは「ヒルファディングの考えには……優れた核心的部分が含まれ」⁽⁴⁵⁾ており、「利用」できると評価し、統一社会民主党との緊密な協議によって、労働時間法の早期決定、国営企業改革、源泉課税への法改正で合意が可能だろうと期待した。民主党のE. コッホとゾーメンスはラウマーに「基本的に賛成」(Bl. 5)しながらも、賠償問題の解決を優先させ、そしてヒルファディングが通貨安定策によって同時に労働者を安心させねばならないと主張するのは「正しい」(*ibid.*)と認めた。さらに28日にはこの案を検討するための小委員会が招集され、統一社会民主党からはヒルファディングとH. ミュラーが参加したが、以後の審議内容は「秘密」とされた⁽⁴⁶⁾。

同じころ政府は賠償支払い問題を連合国賠償委員会と直接交渉するための準備として、まず10月30日に国内の専門家に意見を求めた。ヒルファディングは「通貨問題の解決は、賠償問題の最終的決着が前もってなくとも可能」⁽⁴⁷⁾だと述べ、支払い猶予と借款によってマルクの安定化と予算均衡を図りつつ賠償履行に努めるべきだとして、ドイツ自身の政策的努力を強調した。他方政府事務次官C. ベルクマンや銀行家C. J. メルヒョルは賠償支払いの「新しい理性的な計画」(Bl. 248 RS)の作成を優先させ、それによって外貨信用が獲得できるとして、中央銀行の金資産の利用には反対した。

政府は同時に国外の専門家7名を招いて、通貨問題の検討を依頼した。この国際金融専門家委員会はヒルファディングやベルクマンらからも意見聴取し、11月7-8日に2つの報告書を提出した⁽⁴⁸⁾。J. M. ケインズとG. カッセルらの報告書は、ドイツの通貨安定が「債権国の利益」⁽⁴⁹⁾でもあるとして債権国に「譲歩」を求めつつも、なによりも「ドイツ自身の力」(*ibid.*)による解決を要請し、現状では賠償の「全支払いの2年間繰り延べ」(S. 19)を通貨安定の不可欠の前提条件として、その間に生産体制の確立と国庫均衡、中央銀行の金資産の利用および金国庫手形の発行、国際借款団への協力要請などを提起した。またG. ヴィッセリングとL. デュボアらの報告書は、国庫および国際収支の均衡や賠償の再規定を促しながら、当面は「貨幣銀行」による「国際的な銀行信用」⁽⁵⁰⁾と中央銀行の金資産を用いた暫定的安定化、そして金本位制導入の検討も勧告した。両報告書の力点が相違する中で、ケインズはもともと「ロンドン協定は履行不可能」⁽⁵¹⁾として「モラトリアムの供与」⁽⁵²⁾の下で賠償額自体の見直しを求めながらも、報告書で支払い猶予を前提にドイツ自身の解決能力を強調した限りでは、ヒルファディングが自国の最大限の通貨安定努力と誠実な履行政策を通じて賠償の最終的修正をめざした立場とも、相通ずる点があったと

言えるかも知れない。

政府はこうした国内外の専門家の意見聴取などをふまえて、11月14日に覚書を国際金融専門家委員会報告書とともに連合国賠償委員会に提出した。それによれば、政府は暫定的通貨安定策の緊急の必要性に鑑み、中央銀行の5億金マルク提供の意向を受けて、賠償の「全現金実物支払いの3-4年間免除」⁽⁵³⁾と「最低5億金マルクの外国銀行の確実な信用」(*ibid.*)を前提にマルク維持策を開始する。さらに国内金公債や外債の発行、国庫均衡回復、生産拡大と貿易収支改善策にも取り組む。こうした計画の実施のために、政府は賠償委員会に対して賠償額の早急な最終調整、賠償支払い繰り延べ、国際金融業者会議の招集、対ドイツ輸入規制の廃止を要請する。見られるように覚書は賠償規定の変更を期待しつつも、まず支払い猶予と国際借款を求めた。

この覚書についてヒルファディングは、項目内容の大部分が政党間で基本的に合意されたものと同じで、しかも「中央銀行の態度の変化」⁽⁵⁴⁾が認められ「重要な進歩」(*ibid.*)と評価した。一方シュティネスは覚書と国際専門家委員会報告書を強く非難し、マルクの安定よりもむしろ「8時間労働日の全面廃棄」を要求した⁽⁵⁵⁾。彼はドイツの窮状の原因を過少生産と講和条約に見出し、連合国の完全撤退などを条件に、「特別な賃金追加なしの超過労働」と全内外取引の「政府統制の廃止」を構想していた⁽⁵⁶⁾。

まさにこの覚書が提出された同じ11月14日に政府は総辞職し、政権交代が生ずることになった。ヴィルト首相はこの間政権基盤の拡大のために、人民党を加えた大連立の協議を行っていたが、与党の統一社会民主党議員団は、人民党のこれまでの態度には「安定化策の実施と賠償問題の最終的解決の促進に向けた確証が見出せない」⁽⁵⁷⁾として、「政権の拡大を拒否」⁽⁵⁸⁾し、その結果内閣は辞職したのである⁽⁵⁹⁾。

連立協議の過程でヒルファディングは「ヴィルトを擁護」⁽⁶⁰⁾しつつ、有能な人材による内閣改造を提起し、さらにヴィルト辞任後は、統一社会民主党もやむをえねば「首相擁立を決意」⁽⁶¹⁾するだろうとの見通しを示した。しかし結局11月22日にクーノ（無所属）「専門家内閣」が成立して、中央党、民主党、人民党、バイエルン人民党が閣内に入り、逆に第一党の統一社会民主党が政権を離脱して、実質的にブルジョア政党のみの右寄りの内閣構成となった。クーノ政府は賠償問題について先の「覚書に依拠する」⁽⁶²⁾ことを宣言したが、履行政策の推進主体である統一社会民主党も下野し、賠償交渉は行き詰まりを示すようになる。

ヒルファディングは同年末の論文「政治の転換」で、これまでのドイツの政治風土と今後の政党のあり方について以下のように論じている。すなわち、ドイツ国民の「受動性」は「歴史的運命による政治教育の欠如」⁽⁶³⁾に由来し、1871年の戦争による上からの統一後も、自立した国家権力は国民を統治と政治責任から閉め出し、政党をたんなる物的個別利益共同体へ墮落させた。今次戦争の崩壊から得たものは、国民の「政治的自己決定」(S. 2, Sp. 2)であり、政党は今や政治的意志の形成者として、根本目標を保持しつつも当面の実践的課題を提起して多数派を獲得し、政権政党として政策実行をめざさねばならない。

統一社会民主党は共和国の担い手を自覚して、「責任感に満ちた国政的態度」(*ibid.*)を取るようになり、他方ブルジョア党内でも伝統的な純利益代表の右派と、国政的対応を取ろうとする左派との間で「対立」が生じており、これが今後に向けた重要な発展の契機である。このように彼は戦前来の国民の受動性から戦後の政治的自己決定への転換を重要視し、統一社会民主党の国政的態度とともに、ブルジョア政党内の左派の動向にも期待し、より広い国民的基盤の形成によって諸課題に対処し、共和国の新たな活路を見出そうとしたのである。

注

- (1) Wirths Rede, 25. 6. 1922, *VdRT.*, Bd. 356, Berlin, 1922, S. 8058.
- (2) Cf., Verordnung zum Schutze der Republik, 26. 6. 1922, *RGBl.*, Jg. 1922, Teil 1, S. 521ff.
- (3) Cf., Gesetz zum Schutze der Republik, 21. 7. 1922, *ibid.*, S. 585ff.
- (4) Sitzung, 24. 6. 1922, IISG, Fraktionsprotokolle USPD.
- (5) Cf., „Sozialistische Arbeitsgemeinschaft im Reichstag“, *Fr.*, 15. 7. 1922, SA., S. 1, Sp. 1.
- (6) „Funktionärversammlung der USP. von Groß-Berlin“, *Fr.*, 22. 7. 1922, Beilage, S. 1, Sp. 3.
- (7) Cf., „Die Einigungsverhandlungen“, *Fr.*, 5. 9. 1922, S. 1, Sp. 1f.
- (8) Cf., „Ein Einigungsprogramm“, *Vorwärts (Vw.)*, 6. 9. 1922, MA., S. 1, Sp. 1f.
- (9) „Berlin für die Einigung“, *Fr.*, 14. 9. 1922, Beilage, S. 2, Sp. 1.
- (10) Cf., Protokoll der Sozialdemokratischen Parteitage in Augsburg, Gera und Nürnberg 1922, *Protokolle der Parteitage...*, S. 173. レーデブーアら一部の反対派は、「存続する独立社会民主党への忠誠」を呼びかけて、以後別行動を取った。Cf., *ibid.*; Morgan, D. W., *The socialist left and the German revolution*, Ithaca, 1975, pp. 437ff.
- (11) Cf., *ibid.*, S. 191f. 「統一社会民主党」の名称は、1924年6月のベルリン党大会で再び「社会民主党」とされるまで続く。
- (12) „Gegen den Ruin der Mark“, *Vw.*, 17. 10. 1922, MA., S. 1, Sp. 1.
- (13) Cf., *Zahlen zur Geldentwertung in Deutschland 1914 bis 1923*, (bearb.) Das Statistische Reichsamt, Berlin, 1925, S. 5; Bresciani-Turroni, C., *The economics of inflation*, London, 1953, pp. 33ff.; チュローニ『独逸インフレーションの解剖』東京銀行集会所[抄訳], 1940年, 12頁以下, Holtfrerich, C. -L., *Die deutsche Inflation 1914 - 1923*, Berlin, 1980, S. 301ff.; 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社, 1946年, 13頁以下, 北條功「第1次大戦後のドイツにおけるマルクの崩壊」『学習院大学経済論集』第15巻第2号, 1979年, 24頁以下参照。
- (14) Cf., Note der Deutschen Regierung vom 12. Juli 1922 an die Reparationskommission, *Aktenstücke zur Reparationsfrage vom 12. Juli bis 11. Dez. 1922*, Berlin, o. J., S. 5f.
- (15) Cf., Entscheidung der Reparationskommission vom 31. Aug. 1922, *ibid.*, S. 37.
- (16) Sitzung des Arbeitsausschusses... der Reichsbank, 13. 7. 1922, BA. B., RWR., R401/54033/965, Bl. 233.
- (17) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 15. 7. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/551, S. 441.
- (18) Cf., Verordnung über die Außenhandelskontrolle, 20. 12. 1919, *RGBl.*, Jg. 1919, S. 2128f.
- (19) Gemeinschaftliche Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses und des Ausfuhrabgaben-

- Ausschusses, 17. 8. 1922, BA. B., RWR., R401/53964/393, Bl. 146.
- (20) *Cf.*, *ibid.*, Bl. 172ff.
- (21) この作業委員会は 8 月 17 日の会議で設置された。 *Cf.*, Mitteilung für die Presse, 18. 8. 1922, BA. B., RWR., R401/53961/368, Bl. 162.
- (22) Mitteilung für die Presse, 30. 8. 1922, *ibid.*, Bl. 201.
- (23) *Cf.*, Gesetz über Maßnahmen gegen die wirtschaftliche Notlage der Presse, 21. 7. 1922, *RGBl.*, Jg. 1922, Teil 1, S. 629f.
- (24) Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses, 27. 9. 1922, BA. B., RWR., R401/53965/394, Bl. 39.
- (25) *Cf.*, *ibid.*, Bl. 69f.
- (26) *Cf.*, Verordnung zur Ausführung des Gesetzes über Maßnahmen gegen die wirtschaftliche Notlage der Presse vom 21. Juli 1922, 7. 10. 1922, *RGBl.*, Jg. 1922, Teil 1, S. 776.
- (27) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 20. 10. 1922, BA. B., RWR., R401/53987/552, Bl. 26.
- (28) *Cf.*, Gesetz gegen die Kapitalflucht, 24. 12. 1920, *RGBl.*, Jg. 1921, S. 36f.
- (29) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 20. 10. 1922, *op. cit.*, Bl. 28.
- (30) *Cf.*, *ibid.*; Bericht des Finanzpolitischen Ausschusses, 31. 10. 1922, *Protokolle über die Planarverhandlungen*. . . , Bd. 3, Nr. 302, S. 1.
- (31) Sitzung des Reparations-Ausschusses, 2. 10. 1922, BA. B., RWR., R401/53995/610, Bl. 20 RS.
- (32) Sitzung des Arbeitsausschusses für die Währungsfrage, 19. 10. 1922, BA. B., RWR., R401/54029/910, Bl. 44.
- (33) Gemeinschaftliche Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses und Finanzpolitischen Ausschusses, 1. 11. 1922, BA. B., RWR., R401/53965/394, Bl. 155.
- (34) *Cf.*, *ibid.*, Bl. 235ff.; EntschlieÙung, 1. 11. 1922, BA. B., RWR., R401/54030/914, Bl. 120.
- (35) Sitzung, 13. 10. 1922, BA. B., SK., R3105/210, Bl. 7.
- (36) EntschlieÙung der Sozialisierungskommission zur gegenwärtigen Lage der Valutafrage, 14. 10. 1922, BA. B., SK., R3105/67, Bl. 2.
- (37) *Cf.*, Abkommen zwischen Hugo Stinnes und Marquis de Lubersac, 30. Aug. u. 4. Sept. 1922, *Ursachen und Folgen*, Bd. 4, S. 411ff.; Wulf, P., *Hugo Stinnes*, Stuttgart, 1979, S. 325ff.
- (38) "Außen- und Innenpolitik der USP.", *Fr.*, 22. 9. 1922, S. 2, Sp. 2; Fehlende Protokollteile des Geraer Parteitags (1922), Krause, H., *USPD*, Frankfurt am Main, 1975, S. 291ff.
- (39) *Cf.*, *ibid.*, S. 2, Sp. 3; "USP. und Wirtschaftspolitik", *Fr.*, 22. 9. 1922, Beilage, S. 2, Sp. 2f.; Protokoll der Sozialdemokratischen Parteitage in Augsburg, Gera und Nürnberg 1922, *op. cit.*, S. 128ff.
- (40) "Gegen den Ruin der Mark", *op. cit.*, S. 1, Sp. 1.
- (41) *Cf.*, *ibid.*, S. 1, Sp. 2.
- (42) "Die Forderungen der Sozialdemokratie", *Vw.*, 26. 10. 1922, MA., S. 1, Sp. 1.
- (43) *Cf.*, Kabinettsitzung, 24. 10. 1922, *Die Kabinette Wirth I u. II*, Bd. 2, S. 1141.
- (44) Interfraktionelle Besprechung beim Reichskanzler in der Reichskanzlei am 26. Okt. 1922, *op. cit.*, Bl. 2. *Cf.*, "Die Verhandlungen in der Reichskanzlei", *Vw.*, 27. 10. 1922, MA., S. 1, Sp. 1f.
- (45) Besprechung der Arbeitsgemeinschaft vom 27. 10. 1922, BA. Koblenz, Nl. ten Hompel, N 1133, Nr. 16, Bl. 4.

- (46) Cf., “Die Beratungen beim Reichskanzler”, *Vw.*, 28. 10. 1922, MA., S. 1, Sp. 1; “Stützungsaktion und Finanzkonferenz”, *Vw.*, 29. 10. 1922, SA., S. 2, Sp. 3.
- (47) Protokoll über die Sachverständigen-Beratung unter dem Vorsitz des Herrn Reichskanzlers, 30. 10. 1922, BA. B., Deutsche Botschaft Moskau, R9215/365, Bl. 247 RS.
- (48) Cf., Gutachten der internationalen Finanzsachverständigen über die Stabilisierung, Weißbuch, 11. 7. 1922, *VdRT.*, Bd. 375, Berlin, 1924, Nr. 5198, S. 5ff.; Bergmann, C., *Der Weg der Reparation*, Frankfurt am Main, 1926, S. 192ff.
- (49) Gutachten von R. H. Brand, G. Cassel, W. Jenks und J. M. Keynes vom 7. Nov. 1922, *VdRT.*, Bd. 375, Nr. 5198, S. 16.
- (50) Gutachten von Vissering, Dubois und Kamenka vom 8. Nov. 1922, *ibid.*, S. 32.
- (51) *Cit.*, “Keynes über die Reparationen”, *Fr.*, 25. 4. 1922, AA., S. 2, Sp. 2.
- (52) *Cit.*, “Keynes über die Reparationen”, *Fr.*, 9. 8. 1922, Beilage, S. 3, Sp. 1.
- (53) Note der Deutschen Regierung vom 14. Nov. 1922, *Aktenstücke zur Reparationsfrage*..., S. 53.
- (54) Gemeinsame Sitzung des Wirtschaftspolitischen und Finanzpolitischen Ausschusses, 14. 11. 1922, BA. B., RWR., R401/53965/394, Bl. 432.
- (55) Cf., “Hugo Stinnes sagt Kampf an!”, *Vw.*, 10. 11. 1922, MA., S. 1, Sp. 3; “Regierungsumbildung und Stinnesprogramm”, *Vw.*, 11. 11. 1922, MA., S. 1, Sp. 1f. ちなみに、こうした暫定国家経済協議会内のシュティネス発言が、秘密協議の取り決めにもかかわらず『フォアヴェルツ』で伝えられたことに関して、ヒルファディングは「自ら公表しなかった」との声明に署名したが、後日彼は他の多数の委員が署名を拒否したことを歓迎し、自らも政治的立場ゆえの誤解の恐れがなかったなら「署名しなかっただろう」と述べた。そもそも会議終了後の突然の秘密扱いに問題があり、公衆に責任を負う公法組織はむしろ情報提供の方法を改善すべきであり、「公衆の参加と公的批判はすべての民主制度の必須要件の一つ」だと彼は論じた。Cf., Hilferding, Erklärung, 12. 11. 1922, BA. B., RWR., R401/53961/368, Bl. 521; Gemeinsame Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses und Finanzpolitischen Ausschusses, 14. 11. 1922, *op. cit.*, Bl. 400 u. Bl. 413.
- (56) Cf., Hugo Stinnes’ “Großer Plan” vom Okt. 1922, *Ursachen und Folgen*, Bd. 4, S. 414ff. シュティネスはインフレ終結までに国内外で 1664 企業を手に入れ、資産は開戦時に約 1 億金マルクから、終戦時に 3 倍となり、その後さらに 10 億金マルク以上へと増加した。Cf., *Deutsche Geschichte in Daten*, Berlin, 1967, S. 601; 松葉正文『金融資本と社会化』有斐閣, 1984 年, 113 頁以下参照。
- (57) “Kabinett Wirth gefährdet”, *Vw.*, 14. 11. 1922, MA., S. 1, Sp. 1.
- (58) “Rücktritt des Reichskabinetts Wirth”, *Vw.*, 15. 11. 1922, MA., S. 1, Sp. 2.
- (59) Cf., Kabinettssitzung, 14. 11. 1922, *Die Kabinette Wirth I u. II*, Bd. 2, S. 1168ff.; *Deutscher Geschichtskalender*, (hg.) Purlitz, F., Jg. 38, Bd. 2, 1922, Inland, Leipzig, S. 170ff.; Winkler, H. A., *Von der Revolution zur Stabilisierung*, 2. Aufl., Berlin, 1985, S. 500f.
- (60) Aufzeichnung, 7. 11. 1922, Kessler, *op. cit.*, S. 345; ケスラー, 前掲書, 340 頁以下。
- (61) Aufzeichnung, 14. 11. 1922, *ibid.*, S. 346; 同書, 342 頁。
- (62) Cunos Rede, 24. 11. 1922, *VdRT.*, Bd. 357, Berlin, 1923, S. 9101.
- (63) Hilferding, “Wandel der Politik”, *Frankfurter Zeitung*, 31. 12. 1922, 2. Morgenblatt, S. 1, Sp. 3.

第4章 ルール占領下の内外政策

第1節 ルール占領と国際的抗議運動

11月14日のドイツ政府の覚書を受けて、連合国側は12月9-11日にロンドン首脳会議を開いて対応を協議した。ドイツはこの会議に向けてあらためて、「覚書に即したマルク安定化」⁽⁴⁾、内外金公債による当面の賠償支払い、そして現金実物支払いの「2年間の免除」(S. 90)を要請した。これに対してボワンカレは「生産的担保」を求め、連合国は全体としてドイツ案を「不十分」と拒否して、協議を翌1923年1月初めのパリ会議まで延期した⁽⁵⁾。

ヒルファディングはロンドン会議について次のように評した。賠償問題の最終的解決は、「幻想的」な金額を「理性的」な水準に引き下げの場合にのみ可能だが、フランスは極度の財政悪化ゆえ、対英米債務の削減なしには対独債務の削減にも応じようとせず、まさに「全般的な国際的債務の軽減」⁽⁶⁾こそ経済の健全化に必要なことが明白になった。ドイツ政府は最後通牒の再来を防止するために、ロンドン賠償計画で総額1320億金マルク中820億の即時利払いが留保されていることを手がかりに、「支払い能力の最大限度」(*ibid.*)の具体案を提示する必要がある。またフランスの「生産的担保」の要求を回避するには、十分な保障として国庫収入のみならず経済界の負担も求めねばならない。このように彼は国際的な債務削減の必要性を説きながら、ドイツとして最大限支払いの努力を示すよう訴えた。

しかし連合国賠償委員会は12月26日にイギリスの反対にもかかわらず、ドイツの木材引き渡し量の不足を「故意の不履行」⁽⁴⁾と認定し、そして1923年1月2-4日のパリ会議の決裂を経て、9日にやはりイギリスの反対を押し切って、ドイツの石炭供与の「不履行」⁽⁶⁾を確認した。1月11日についてフランスとベルギーはルール地区の占領に踏み切り、これに対してドイツは受動的抵抗で応ずることになった⁽⁶⁾。

ヒルファディングはルール占領の直前に、ボワンカレの行動がヨーロッパの平和と経済に破滅をもたらす恐れがあると懸念を表明し、フランスの政策はドイツの支払い能力を破壊するだけで、権力政策としてならともかく「経済政策としては理解不能」⁽⁷⁾だと批判した。そして彼はドイツ政府が賠償問題の「経済的基盤に基づくあらゆる和解協定」(S. 1, Sp. 3)を受け入れる意思を表明し、併合政策への屈服のみは拒否するよう説いた。

ルール占領開始後彼は直ちに1月14日の党の大衆集会で、以下のように訴えた。国際的権力政策が世界に新たな戦争の脅威をもたらし、帝国主義的拡張要求が講和を規定している。イギリスやアメリカも帝国主義的目的を追求するものの、まず世界の生産と市場の回復を望み、それゆえ講和条約の修正に利害関心を持っている。これに対してフランスは、ルール占領によって石炭鉄鋼独占を形成し大陸の最強国となるために、権力的拡張政策を行っている。われわれはフランスとの「経済的和解」⁽⁸⁾の用意はあるが、権力政策には断固抗議せねばならない。ただわれわれはその際、国内の帝国主義的、反共和主義的政党と

国民的統一戦線を組むことはない。このように彼は英米と対比させつつフランスの権力政策を批判し、国内の反動派とも一線を画して「経済的和解」の道を説いた。

2月25日と3月4日にはベルリン地区臨時党大会が開催され、ルール占領に対する党の対応が議論された。党執行部 O. ヴェルスの決議案は、フランス帝国主義に抵抗するルール労働者に「強固な連帯」⁽⁹⁾を表明しながら、政府に対しては給与と食糧の確保、住民搾取の法的防止策、有産者の脱税阻止と資産価値捕捉による「賠償合意の条件整備」(*ibid.*)、および協議の再開を要求した。これに対して左派の P. レヴィは、ブルジョア権力の「クーノ政府に断固たる闘争を宣言」(S. 2, Sp. 2) せねばならないと主張し、また S. アウフホイザーも外交策で政府とは一致しえず、フランス帝国主義と同様に「クーノ政府支持派とも厳しく対決」(*ibid.*) すべきだと訴えた。他方ベルンシュタインは労働者は階級として国土に結合され、生産手段の剥奪防止に利害を持っており、それゆえ「労働者階級とその党こそわが国の権利を強く擁護」⁽¹⁰⁾する必要があると論じた。

ヒルファディングはヴェルスの「代理」として、次のように主張した。受動的抵抗の意義は軍国主義の攻撃から国土を無傷で守ることだが、われわれはこれによって履行政策を放棄したわけではなく、常に経済的和解の用意がある。今クーノ政府を打倒したとしても、ブルジョア政党はわれわれと連立を組むどころか、一層の右傾化が懸念され、またこれまで履行政策に反対してきた共産党との連立も可能とは思えない。われわれの任務はむしろ「クーノ政府にわれわれの意図する方向へ働きかけ」(S. 3, Sp. 1)、交渉へ向かわせるよう圧力をかけることである。ベルンシュタインの考えには賛成であり、われわれはたえず民族自決権の要求を強調するが、ただ民族主義者とは連携せず、特に「鍵十字派」の動きに警戒し、「ファシズムの危険と対決」(*ibid.*) せねばならない。見られるようにヒルファディングは受動的抵抗と区別して履行政策の立場を再確認し、後継政権の見通しの立たないクーノ政府打倒論を退けて、自主的な政治的影響力の確保を説き、他方でナチズムへの警戒を呼びかけた。結局ヴェルス決議は、若干の反対があったものの可決された⁽¹¹⁾。

この間ヒルファディングはルール占領に反対して、国際的な働きかけも同時に行った。かれは2月初めに占領当事国のフランス社会党リル大会に参加し、ドイツの立場を直接伝えて理解を求めた。彼は党大会前の2月2日の公開集会でルール占領を「敵対的」な措置と批判しつつ、賠償政策の遂行には特に「独仏国民の平和的協力」⁽¹²⁾が必要だと訴えた。そして4-5日の党大会で彼は、ドイツの領土分割は決して認められないことを強調し、経済的解決のための協議に向けて、フランスや他国の社会主義者による「仲介の可能性」⁽¹³⁾に期待を表明した。ドイツ労働者は自国とフランスの両方の資本主義と同時に戦えず、「外国社会主義者の支援」⁽¹⁴⁾を求めていると彼は論じた。

結局リル党大会では国際的な声明が出され、フランスの P. フォール党書記長や L. ブルムをはじめ、ドイツのヒルファディング、ベルギーの E. ヴァンデルヴェルデ、イタリアの G. マッテオッティ、イギリスの R. C. ウォールヘッドらが署名者となった。声明の中心的内容は、ドイツの支払い能力の枠内における債務の最終的確定、連合国間債務の帳

消し、国連による国際的信用業務、そして全ドイツ占領地区からの撤退を求めるものであった⁽¹⁵⁾。

ヒルファディングは会議後ベルギー代表と会談し、国家威信の絡みから他国や国連の介入の困難さを指摘しつつも、「仲介に有利な雰囲気を醸成する」⁽¹⁶⁾必要性を強調した。そして最終的解決は連合国間債務の帳消しと密接に関連しているが、ただこの問題にはドイツの影響力は及ばないと付言した。彼はまた2月12日にはフランスのL. ルシェール元復興相やE. エリオ議員らとも協議を行い、受動的抵抗の停止を交渉開始の前提とすることには反対した。その際彼は、最終的決着の前に敵方の産業への「担保提供は認められない」⁽¹⁷⁾としながらも、国際協調融資団に対してならその可能性もありうることを示唆し、交渉の糸口を探ろうとしていた。

彼は4月2日にはもう一方の占領当事国のベルギー労働党大会に赴き、ドイツは賠償を認めてベルギーとフランスの安全を保障するつもりだが、同時に自国の「国土が尊重される」⁽¹⁸⁾ことも求めると訴えた。党執行部のヴァンデルヴェルデも、賠償は正当な要求によってドイツ国民の同意を得る場合にのみなされると論じて、反対派を説得し、結局党大会は「いかなる強制も暴力政策も非難」(ibid.)する決議を採択した。

同じ4月初旬に開かれたブリュッセル国際社会主義者会議にもヒルファディングは参加し、300億金マルクの賠償案で合意を達成した⁽¹⁹⁾。彼は帰国後すぐにF. v. ローゼンベルク外相に対して、絶望的な財政状況の中で早急に連合国に「確定した賠償計画を提示」⁽²⁰⁾するよう訴えたが、否定的返答しか得られなかった。しかしA. ヘルメス財務相はこの新案を支持し、閣内で擁護する意向を示した⁽²¹⁾。その後5月2日に政府は連合国に対して、「賠償総額を300億金マルクに確定」⁽²²⁾し、早急に旧状復帰して交渉に入るよう提案した。だがフランスもベルギーも、この案は「全く受け入れられない」⁽²³⁾と拒否した。

さらに5月21-25日の社会主義労働者インターナショナルのハンブルク大会⁽²⁴⁾で、ヒルファディングは「帝国主義的平和と労働者階級の任務」について以下のように報告した。帝国主義戦争とその延長である講和条約の結果、世界の富と経済的均衡が破壊され、貿易や生産が縮小している状況では、巨額の賠償義務は履行不可能である。戦争は他方で大規模な資本蓄積と集中をもたらし、今や「全く新たに組織された形態の資本主義」(S. 58)が、世界の資源を支配する国際的資本主義となっている。新しい資本主義は独占の絶対的支配を追求し、国民国家や民主主義を憎み、暴力の精神を助長している。歴史的に小ブルジョア中間層の収奪時には常に暴力の波が生じてきたが、今日ではファシズムと反ユダヤ主義は「収奪され零落した社会層の悪しき全本能を利用」(S. 58f.)し、労働者階級に敵対する闘争に政治的に動員している。労働者の任務は、保護主義に対して世界市場の統一性を維持しつつ、新資本主義の絶対的支配を打破し、民主的に組織された産業の自主管理を確立することである。このように彼は帝国主義戦争の帰結たる講和条約と巨額賠償の問題性を指摘し、同時に組織された新資本主義の独占的支配やファシズムと反ユダヤ主義の暴力精神に対抗して、世界市場の統一性の維持、産業の民主的自主管理の実現を呼びかけ

た。

またイギリス労働党の S. ウェップも、現在の政治的経済的困難の「主要原因は講和条約」(S. 52)にあるとし、暴力的な方法でなく、国際借款などにより純経済的、財政的観点で問題を解決し、「講和条約の改定」(S. 53)を行わねばならないと主張した。そしてフランス社会党のブルムはヒルファディングの現状分析と賠償問題の見方に「賛成」(S. 61)し、講和条約の根本問題は、民族自決権の新しい理想主義と覇権の交代という古い外交の二原理の「重大な内的矛盾」(S. 62)と、経済事象を政治的方法と暴力で解決しようとする錯誤にあると論じた。

結局大会では、ベルギー労働党 C. ユイスマンス委員長の下でヒルファディングらの手になる委員会決議案が採択された⁽²⁵⁾。決議は講和条約が戦後の経済的困難を長期化させ復興を阻害したことを批判し、軍縮と平和的解決、反保護主義、民族自決権、社会主義の政策を提起した。そして賠償をドイツの道義的責務としながらも、経済的制約条件を指摘し、実質的賠償額の最終的確定や国際的信用による支払い計画の策定、連合国間相互の債務帳消しなどの協定締結を要求し、あらためてルール占領に抗議した。

第2節 国内経済問題への対応

ところでこうした国際的な活動と並行して、ヒルファディングは国内の経済問題に対してはどのような政策的対応を取ったのだろうか。ルール占領による政治的経済的混乱からマルクが一段と下落する中で、1月17日に彼は早速政府関係者と協議し、外貨取引の統合や石炭および穀物購入のための外貨供与、産業相互間の信用支援、暴利取締とカルテル価格調査による値上げの阻止、そして賃金闘争の回避と中央労働共同体のスライド賃上げ協定を提案した⁽²⁶⁾。また1月31日の統一社会民主党議員団会議でも彼は「外貨規制」の必要性を説き、国民経済からの外貨と金の調達などを主張した⁽²⁷⁾。

暫定国家経済協議会では彼は同じ1月31日に通貨問題委員会委員長として、通貨安定のために中央銀行の外国為替市場介入と信用規制、金資産を基礎にした外貨基金創設による緊急輸入需要の充足、外債の獲得、外貨投機と蓄蔵の阻止、価値安定公債の発行、現行税の早期徴収等を提案し、2月8日の財政および経済政策委員会合同会議で承認を得た⁽²⁸⁾。そして2月21日の経済政策委員会で彼は、中央銀行が遅まきながらようやく市場介入を信用規制とともに開始したことについて、われわれの半年来の要求に合致しており、「正しい」⁽²⁹⁾方向への歩みだとして歓迎した。ただ彼は当時とは違ってルール占領下で財政や経済政策の支援もない困難な条件を指摘しつつ、全般的な信用規制は投機阻止には必要だが、無関係な産業部門にも打撃を与えるため、漸次「外貨の直接統制」に移行するよう勧めた⁽³⁰⁾。さらに3月19日の財政政策委員会で彼は、紙幣増刷による人為的購買力創出という国内インフレ要因と、貿易収支や投機など他の為替相場規定要因とを区別し、前者を基準とすれば現行水準は維持不可能ではないと論じた。ただしその前提として、「ルール行動がまもなく停止」⁽³¹⁾され、当面の対外債務がドイツの支払い能力を過度に超えないと

いう条件を彼は付け加えた。2月から4月にかけて実際にマルク相場は一時的に安定が達成されたが、ルール占領は彼の精力的な対外的働きかけにもかかわらずその後も続き、結局通貨価値は再び全面崩壊の様相を帯びることになる⁽³²⁾。

この間財政政策にかかわる問題も議論され、1月18日の財政政策委員会では銀行秘密復活と有価証券供託義務廃止が、銀行や経済界の要求で前年に引き続き再び議題となった。メンデルスゾーンは要求の根拠として、貯蓄活動で銀行への「公衆の信頼回復」⁽³³⁾や、資本の海外逃避の阻止、情報入手作業廃止による経費節減などをあげた。これに対してヒルファディングは、貯蓄促進のためにはインフレ阻止による価値保全こそ大前提となると論じ、深刻な財政難の中で動産資本の管理を維持し、「動産資本から納税させるためにも、供託義務と銀行秘密廃止が必要」(S. 22)だと訴えた。結局委員会では彼の反対にもかかわらず、銀行秘密復活と供託義務廃止が決議され、3月20日には法改正が実施された⁽³⁴⁾。また4月19日の委員会では、占領地区住民の納税申告と支払いを非占領地区の税務局でも可能にしようとするゾーメンス案について、ヒルファディングは「徴税管理が不可能」となり、同地区の支払い能力のある少数社会層に実質的な減税措置を与えることはできないと批判し、同案を否決に持ち込んだ⁽³⁵⁾。

他方社会化委員会では、4月25日の会議でファイラーが中央銀行の割引率を引き上げて民間の信用取引に対応させ、今後「金マルク手形に対して信用供与」⁽³⁶⁾するよう主張した際に、ヒルファディングは基本的に賛成し、中央銀行は実質的に「金率による割引」(Bl. 38)によって貨幣市場への支配を回復し、経済に金信用を受け入れさせることでインフレを抑止できると論じた。そして彼はこうした金割引も国庫均衡策との結合によってのみ通貨安定効果を持つとして、「金予算」⁽³⁷⁾を提起した。今最も重要な「金収入」である関税や、世界市場価格への接近で実質的に「金税」になっている売上税と石炭税などに加えて、他の所得税等も金基準にすべきであり、「金税率設定と金納税」は税の減価回避の効果的な手段だと彼は論じた⁽³⁸⁾。

さらに増額評価をめぐる問題も、インフレの激化に伴って対応を迫られる重要課題であった。3月1日の国会でA. デューリンガー（人民党）らが提出した「抵当債権者保護法」案は、1922年1月1日以前の抵当権と土地債務の返済を、1927年1月1日までは債権者の同意がある場合にのみ認め、この「凍結措置」の間に関連法を整備して増額評価を行おうとするものであった⁽³⁹⁾。5月2日の経済および財政政策委員会の合同会議でヒルファディングは、こうした増額評価の要求は抵当のみならず国債や工業債券などにも広がり、インフレ阻止が課題で財政困難な状況では、国民経済的に「極めて有害」⁽⁴⁰⁾になりうると危惧した。しかも例えば都市家主は抵当債務の増額評価による負担増から家賃を引き上げて、借家人など別の弱い社会層に打撃を与え、他方農地所有者はすでに債務をはば返済済みで負担増を免れ、こうして新たに「一層大きな不公平」(S. 243)を生む。インフレで困窮した中間層の救済は、増額評価よりも個別に社会福祉政策によって図りながら、債務軽減で改善した農工業の担税力をむしろ公益のために利用するべきだと彼は説いた。結局会議

では、増額評価を否定して抵当債権者の救済を別途考えるとする H. ビューチャー動議が大差で可決され、国会でも当面は見送りとなった⁽⁴¹⁾。

この問題は翌5月3日の財政政策委員会でも、国債償還に関連して争点となった。ヒルファディングは国債簿の少額口座整理統合法案について、管理費用の節約のために「必要な行政措置」⁽⁴²⁾として、それ自体には基本的に「賛成」(*ibid.*)した。しかし W. ベックマン案が口座抹消時に「名目額の最低6倍」(Bl. 226)に金利を加えた金額を債権者に支払うとしたことに対しては、彼は少額戦時国債の増額評価は国債全般に及んで財政負担を増加させ、また国債の購入経過も不明で不公平になると「反対」(Bl. 228)した。メンデルスゾーンは増額評価とは無関係で、たんに「報奨金ないし補償」(Bl. 253)の問題だと主張し、最終的に「名目価値の100%の特別補償」(*ibid.*)つき即時償還という修正案で一致を見た。そして5月19日の法律も、国債簿抹消時に「代償」と「示談金」として、名目額の最低150%の追加支払いを規定した⁽⁴³⁾。

また増額評価は過去の債権債務関係への遡及は別としても、現行税の物価への対応による実質的価値の維持やインフレ利得の捕捉、今後の抵当権の価値保障という形でも問題となった。6月12日の会議でベックマンは砂糖や塩など消費税の増額評価に関して、資産税のインフレへの早急な適応によって消費税の軽減が図られるという前提でのみ同意できるとの決議案を提出し⁽⁴⁴⁾、ヒルファディングもこれに「賛成」(Bl. 19)した。今ブルジョア政党の反対で強制公債額の十分な引き上げや所得税の前払いが妨げられ、資産税もインフレで著しく軽減されている状況では、間接税の増額評価は「資産税も増額評価」(*ibid.*)されることを最低限の条件とすると彼は主張し、結局決議案は主に労働者側の賛成で可決された⁽⁴⁵⁾。

そして6月13日の経済政策委員会では、抵当権の価値安定性をライ麦や小麦など商品によって保障する法案が審議され、ヒルファディングはこの法案を「原理的に進歩」⁽⁴⁶⁾と評価しつつも、商品の価格変動への懸念から、「金抵当にすることがぜひ必要」(Bl. 456)だとして、4分の1ドルと同等の「確定マルク」(Bl. 458)による抵当権の設定を提案した。しかし彼の案は否決され、その後ライ麦や小麦ないし純金の公定価格による「価値安定抵当」が法制化された⁽⁴⁷⁾。また6月20日の委員会では彼は、価値安定性を最終的に「金計算への移行」によって広範に確立せねばならないと主張し、議題となった特許庁料金の価値安定性を求めるヴィッセル案を採択に導いた⁽⁴⁸⁾。さらに27日の会議では彼は増額評価を「全歳出入に適用」すべき原理と見なしながらも、通貨政策が不確定な中で輸出税について当面増額評価の技術的改善にとどめる H. クライル案に一致して賛成した⁽⁴⁹⁾。

さて7月11日の経済および財政政策委員会の合同会議では、6月来の急激な通貨崩落から、あらためて包括的な対応策が議論され、通貨委員会委員長ヒルファディングの政策案が焦点となった。彼の決議案は賠償協議の開始までの間、通貨下落を阻止するために体系的な経済財政政策の必要性を説き、なによりも「国庫均衡の回復による通貨の安定化」⁽⁵⁰⁾を全施策の目標と定めた。そして具体的には現行税を実効的にするために、所得税

と法人税の前払いや査定税額の増額評価、他の全税の早期納入、鉄道運賃等の早急なインフレ適応、相続税と財産税査定の改革、さらにルール闘争の支援のために追加課税と紙幣払い込みによる長期金国債発行などをあげた。また中央銀行政策としては金信用への移行、金口座の導入、外貨預金の受け入れ、民間外貨資産の動員による通貨価値維持、ならびに国や自治体の金計算への移行、特定商品に基づく価値安定債券の過渡的発行、価値安定賃金への移行と生計費指数に基づく賃金調整などを提起した。

ヒルファディングは趣旨説明で、最も重要な救済策は「税と財政の秩序回復」⁽⁵¹⁾であり、民間経済と同様に国家も至急金計算へ移行して金予算を組み、またルール闘争支援でも、従来のように短期終結の想定でたんに紙幣発行によって流動公債を増加させるだけの「戦時と同じ誤り」(Bl. 122)を是正して、特別の措置を講ずるよう主張した。そして中央銀行も信用業務を通じた経済界への補助金供与を止めて金信用へ移行し、外貨預金の開設により民間外貨資産の管理を強化し、金口座の導入で「経営資本の価値安定性への強い要求」(Bl. 126)を満たす必要がある。さらに価値安定賃金では生計費が十分考慮されねばならないこと、また価値安定債券の発行は、基礎となる商品の価格変動ゆえ、移行期のみに限定されることを彼は確認した。

この案についてファイラーは、金口座による金決済の拡大はマルクの支払手段機能を著しく損ねてしまうと危惧し、銀行や貯蓄金庫での紙幣払い込みによる「金口座の開設を拒否」(Bl. 138)する修正案を提出した。またフローヴァインは価値安定賃金に対して、中央の指数による自動的な賃上げは他商品の値上げにつながるとして「反対」(Bl. 150)し、むしろ「統制家賃や国家的価格規定……の廃止」(Bl. 153)を提起した。クレーマーはもはやマルクの救済を断念し、「安定的な金本位への一刻も早い復帰」(Bl. 175)を主張した。さらに M. コーエンはルール闘争の開始をドイツ国民への「最大の犯罪行為」(Bl. 189)と呼び、勝ち目のないこの闘争の「停止が早ければ早いほど良い」(*ibid.*)と述べた。

これに対してヒルファディングはまず、ファイラーの金口座への懸念は「事実が逆」(Bl. 203)であり、むしろ金口座、金計算への移行によってこそ「経済界から全インフレ利害を除去」(*ibid.*)し、国にも強力な租税政策を取らせることができると反論した。そして彼はフローヴァインの統制経済廃止案が、現状では労働者よりも「中間層に打撃」(Bl. 195)を与えるとし批判し、またクレーマーの言う新金通貨も最終的にマルクと一定の比率関係を要する限り、「通貨安定化と無縁な策ではない」(Bl. 200)として、いぜん安定化の前提を作り出す必要性を論じた。他方 M. コーエンに対しては、今重要なのは当時ルール行動を回避しえたか否かではなく、そこからいかに脱却するかであり、外交問題よりも「財政経済政策領域の重大な怠慢」(Bl. 196)こそ問題にするべきだと説いた。結局会議ではファイラー案は否決されて、ヒルファディングらの委員会案が一部修正の上採択された⁽⁵²⁾。こうして半年にも及ぶルール闘争の帰趨がいまだ不透明な中で、彼なりに具体的な経済政策を包括的に提示した⁽⁵³⁾。

最後に本節では、この時期に暫定国家経済協議会そのものが大きな転機を迎え、制度の

あり方が問われるようになった状況で、ヒルファディングがこの問題をどう考えていたのかもあわせて見ておこう。暫定国家経済協議会の最終的形態を含む組織問題は、これまで制度委員会で検討が重ねられてきたが、3月21日の会議で彼は以下のように問題提起した。国家経済協議会は「一方で反動的職能身分理念と、他方で協議会（レーテ）理念という二つの誤った前提」⁽⁶⁴⁾から誕生した。しかしこの両理念とも、政治的・経済的に発展した国家では「完全に無用」（*ibid.*）のものである。国家経済協議会は雇用主と労働者そして中間的身分という利害関係者で構成されているため、そもそも議会のように政治的決定を下せる団体ではない。設立当初こそ社会の全面的崩壊ゆえ一定の歩み寄りも見られたが、しだいに個別的利害から妥協が困難となり、各政党もその決議をますます守らなくなっている。こうした状況を克服するには、国家経済協議会はむしろ各経済集団の要望や問題点と解決策を調査検討し、「法案の起草中に政府に助言する諮問機関」（Bl. 345f.）にならなければならない。

このように彼は暫定国家経済協議会の設立の経緯や組織構成からして、政治的決定の議会としてよりも情報提供の諮問機関としての役割を明確にするよう説いた。彼は革命時には議会を補完するものとして協議会制度を位置づけ⁽⁶⁵⁾、その後自らも暫定国家経済協議会で積極的に活動してきたが、もともと決定権が制約され、しかも各党の無視で審議結果の実効性が削がれて形骸化が進む中では、むしろ政策の論点を明示して政治的決定に資する諮問機関に純化する方が、生産的機能を果たせると判断したものと思われる。これに対してM. コーエンは「民主主義でも二院制は可能」⁽⁶⁶⁾であり、職能身分制議会も決して反動的とは限らないと反論したが、立法議会か純諮問機関かというヒルファディングの問題提起には「完全に同意」（*ibid.*）した。結局会議は、今後の協議を小委員会に委ねることとした⁽⁶⁷⁾。

4月13日の小委員会で報告者P. ミツラフは、最終的な国家経済協議会に同意権を認めず「発議権と提言権にとどめる」⁽⁶⁸⁾こと、そして委員数を削減することを提起した。ヒルファディングも「国家経済協議会および議会的付随権限の整理縮小に賛成」（*ibid.*）し、委員選出では地区経済協議会の選挙よりも各中央団体の意向を尊重し、また委員会構成を根本的に変更して非常任委員も加えるよう主張した。その後5月15-17日の小委員会決議に基づきミツラフとM. コーエンが作成した「最終的な国家経済協議会の設立に関する指針」は、組織の権限と形態については憲法第165条の根本規定を「遵守」し、「純諮問機関から第二の共同決定立法議会への改変を求めることはできない」⁽⁶⁹⁾としながら、諮問をできるだけ早い段階で実施するよう要請した。そして現行形態になった構成、地区経済協議会と中央組織および政府による委員選出、総数削減による機能的活動、個別領域での常設委員会と臨時特別委員会の設置等を提言した。

7月2日の制度委員会でヒルファディングは、この指針が「多少の改善」⁽⁷⁰⁾になることは認めながらも、改変がごくわずかで無益な作業が存続するため、そのままの形では「賛成できない」（*ibid.*）とした。暫定国家経済協議会の設立時に抱かれた第二の議会との期

待は「幻想」であり、立法者のための諮問機関としては、財務、経済および労働省の下で活動する「三委員会」(Bl. 436)があれば十分であり、また特定の原理的問題では学術的調査委員会の設置が必要になると彼は述べた。結局「指針」は11月28日の会議で、国家経済協議会の法案提出権の「尊重」や企業家と労働者代表の「同等性」などを強調するように修正した上で採択され⁽⁶¹⁾、その後法案の作成も試みられた。しかしこの1923年を境に「節約措置」や実際の理由から、総会は6月30日を最後に閉鎖され、また委員会活動にも実質的に大きな制約が課せられることになった⁽⁶²⁾。

注

- (1) Schreiben des Reichskanzlers Dr. Cuno an den englischen Premierminister Bonar Law vom 9. Dez. 1922, *Aktenstücke zur Reparationsfrage*. . . , S. 89.
- (2) Cf., Amtliches Communiqué über die am 11. Dez. 1922 abgehaltene Schlußsitzung der Londoner Premierministerkonferenz, *ibid.*, S. 91f.; *Lord D'Abernon's diary*, vol. 2, London, 1929, pp. 137f.
- (3) Hilferding, "Notwendige Entschlüsse", *Vw.*, 24. 12. 1922, SA., 2. Beilage, S. 3, Sp. 2.
- (4) Beschluß der Reparationskommission vom 26. Dez. 1922, *VdRT.*, Bd. 376, Berlin, 1924, Nr. 5555, S. 3.
- (5) Beschlüsse der Reparationskommission vom 9. u. 16. Jan. 1923, *ibid.*, S. 4.
- (6) Cf., Note der Französischen Regierung wegen des französisch-belgischen Einmarsches ins Ruhrgebiet vom 10. Jan. 1923, *ibid.*, S. 20f.; Aufruf des Reichspräsidenten und der Reichsregierung vom 11. Jan. 1923, *ibid.*, S. 24; Fischer, C., *The Ruhr Crisis, 1923 - 1924*, Oxford, 2003, pp. 29ff.; 高橋進, 前掲書, 103頁以下参照。
- (7) Hilferding, "Poincarés Pfänderspiel", *Vw.*, 9. 1. 1923, MA., S. 2, Sp. 1.
- (8) "Der Protest der Berliner Arbeiter", *Vw.*, 15. 1. 1923, AA., S. 2, Sp. 1.
- (9) "Berliner Bezirksparteitag. Otto Wels über den Ruhrkonflikt", *Vw.*, 26. 2. 1923, AA., S. 2, Sp. 1.
- (10) "Berliner Bezirks=Parteitag", *Vw.*, 5. 3. 1923, AA., S. 2, Sp. 3.
- (11) Cf., *ibid.* ヒルファディングは3月半ばには、フランス駐独大使側近に次のように述べたとされる。ドイツが事前協議なしに賠償案をフランスやベルギーに提起したとしても、受け取り拒否の結果となるだろうから、逆にフランス政府が妥当な賠償総額や一般的な支払い方法と保証を非公式に示唆すれば、クーノも忌避はしないだろうし、また「来るべき大連立の政党も彼に案の提出を迫る」ことができるだろう、と。Cf., Margerie, F. M. P. de, *Télégramme*, 17. 3. 1923, Ministère des Affaires étrangères, Archives diplomatiques, Paris, Europe 1918 - 40, Ruhr 16, fo. 48sq.; Feucht, S., *Die Haltung der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands zur Außenpolitik während der Weimarer Republik (1918 - 1933)*, Frankfurt am Main, 1998, S. 286. そして同じころヒルファディングらは、「連立与党の中央、民主および人民党も自分たちとともに活動する」だろうと考えていたことが伝えられている。Cf., Margerie, *Télégramme*, 20. 3. 1923, *ibid.*, fo. 107sq. こうしたことからすれば、ヒルファディングは賠償交渉の進展を促すとともに、大連立政権の可能性も考え始めていたことがわかる。
- (12) "Französischer Sozialistenkongreß. Begrüßungsrede Hilferdings", *Vw.*, 4. 2. 1923, SA., S. 3, Sp. 3.

- (13) “Hilferding in Lille”, *Vw.*, 6. 2. 1923, MA., S. 1, Sp. 2.
- (14) “Französischer Sozialistenkongreß”, *Vw.*, 5. 2. 1923, AA., S. 2, Sp. 3.
- (15) *Cf.*, “Das Weltgewissen erwacht!”, *Vw.*, 6. 2. 1923, MA., S. 1, Sp. 1; Parti Socialiste (Section Française de l’Internationale Ouvrière), *XXIe congrès national*, 30. jan. – 3. fév. 1923, Marseille, *Rapports*, Paris, 1923, pp. 27 sqq. なおフランス政府側はヒルファディングの訪問に際して、最近この問題で「彼の善意が減退」しているように見えるため、フランス社会主義者が自国のルール行動を是認しないまでもせめて賠償請求権を明確に確認するのを彼に見てほしいと願っていた。 *Cf.*, Margerie, *Télégramme*, 2. 2. 1923, Ministère des Affaires étrangères, Europe 1918 – 40, Ruhr 9, fo. 76.
- (16) “In der Sackgasse der Machtpolitik. Eine Unterredung mit Hilferding”, *Vw.*, 8. 2. 1923, AA., S. 3, Sp. 1.
- (17) Aus Rücksprache mit Dr. Hilferding am 12. Feb. 1923, BA. B., Reichskanzlei, R43 I/35, Bl. 116.
- (18) “Kongreß der belgischen Arbeiterpartei”, *Vw.*, 3. 4. 1923, AA., S. 3, Sp. 1.
- (19) *Cf.*, Aufzeichnung, 6. 4. 1923, Kessler, *op. cit.*, S. 388; ケスラー, 前掲書, 387 頁参照。
- (20) Aufzeichnung von Schubert, 6. 4. 1923, *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918 – 1945*, Serie A, Bd. 7, Göttingen, 1989, S. 446.
- (21) *Cf.*, Aufzeichnung, 7. 4. 1923, Kessler, *op. cit.*, S. 389; ケスラー, 前掲書, 388 頁参照。
- (22) Note der Deutschen Regierung vom 2. Mai 1923, *VdRT.*, Bd. 380, Berlin, 1924, Nr. 6226, S. 8. ドイツ政府は事前にイギリス政府関係者と協議し、支払い能力の最高限度額の大胆な提示と、支払い能力の広範な調査検討の要請で一致し、ヒルファディングや G. シュトレゼマンら「列席者も全く賛成」した。 *Cf.*, Aufzeichnung von Maltzan, 27. 4. 1923, Politisches Archiv des Auswärtigen Amts, Bonn, R28140k, Büro Reichsminister, 37/3, Reparationen, Bl. 410f., D719495f.
- (23) Französisch-belgische Antwortnote vom 6. Mai 1923, *ibid.*, S. 14.
- (24) *Cf.*, *Protokoll des ersten Internationalen Sozialistischen Arbeiterkongresses*, Hamburg, 21. bis 25. Mai 1923, ND., Glashütten im Taunus, 1974; Sigel, R., *Die Geschichte der Zweiten Internationale 1918 – 1923*, Frankfurt am Main, 1986, S. 101ff. この会議で、かつて独立社会民主党と社会民主党がそれぞれ所属していた「国際社会党共同体」と第二インタナショナルは統一した。なお会議に先立って亡くなった亡命ロシア社会民主主義者 J. L. マルトフについてヒルファディングは、彼が第三インタナショナル批判で重要な寄与をなし、西欧帝国主義からの攻撃に対してはロシアを擁護しながら、労働者の自決権の否定と人道性の冒瀆ゆえにポリシェヴィキを追及した「自由の情熱」に満ちた理想主義的社会主義者だったと悼んだ。 *Cf.*, Hilferding, “Martow und die Internationale. Dem Freunde und Kämpfer!”, *Vw.*, 10. 4. 1923, MA., S. 2, Sp. 1; Julius Martow, Berlin, 1924, S. 30ff. ヒルファディングは一年後にも、マルトフはポリシェヴィズムがロシアの経済的後進性のみならず世界戦争の産物であることを認識し、彼自身は権力と暴力の政治家ではなく、洞察力に富んだ「知的活動」の人だったと追憶した。 *Cf.*, “Martow =Gedenkfeier”, *Vw.*, 14. 4. 1924, AA., S. 3, Sp. 1.
- (25) *Cf.*, *ibid.*, S. 86f.; Beschlüsse, *ibid.*, Anhang, S. 6ff.
- (26) *Cf.*, *Das Kabinett Cuno*, (bearb.) Harbeck, K. -H., Boppard am Rhein, 1968, S. 206, Anm. 3.
- (27) *Cf.*, Fraktionssitzung, 31. 1. 1923, Archiv der sozialen Demokratie (AsD.), Bonn, Nl. Giebel, C., Kassette 2, Teil 2, Bl. 225.
- (28) *Cf.*, Hilferding, Antrag, 31. 1. 1923, BA. B., RWR., R401/54030/914, Bl. 171; Hauschild, *op. cit.*,

S. 72.

- (29) Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses, 21. 2. 1923, BA. B., RWR., R401/53965/396, Bl. 181.
- (30) Cf., *ibid.* 3 月 1 日の財政政策委員会でも彼は同様に、「直接的外貨規制」による信用規制の補完と代替を説いた。Cf., Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 1. 3. 1923, BA. B., RWR., R401/53987/554, Bl. 76.
- (31) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 19. 3. [1923], BA. B., RWR., R401/53987/554, Bl. 163.
- (32) Cf., *Zahlen zur Geldentwertung*. . . , S. 5; Webb, S. B., *Hyperinflation and stabilization in Weimar Germany*, New York, 1989, pp. 68f.
- (33) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 18. 1. 1923, BA. B., RWR., R401/53987/553, Bl. 9.
- (34) Cf., *ibid.*, Bl. 65f.; Mitteilung für die Presse, 18. 1. 1923, BA. B., RWR., R401/53985/539, Bl. 314ff.; Gesetz über Berücksichtigung der Geldentwertung in den Steuergesetzen, 20. 3. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 208.
- (35) Cf., Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 19. 4. 1923, BA. B., RWR., R401/53987/554, Bl. 206 u. Bl. 210.
- (36) Sitzung, 25. 4. 1923, vm., BA. B., SK., R 3105/213, Bl. 34.
- (37) Sitzung, 25. 4. 1923, nm., BA. B., SK., R 3105/214, Bl. 63.
- (38) Cf., *ibid.* なお社会化委員会の審議は、この日をもって停止した。前掲拙稿「ヒルファディンクと第二次社会化委員会」, 45 頁参照。
- (39) Cf., Düringer, A., u. a., Entwurf eines Gesetzes zum Schutze der Hypothekengläubiger, 1. 3. 1923, *VdRT.*, Bd. 376, Nr. 5597, Antrag, S. 6325; Hughes, M. L., *Paying for the German Inflation*, London, 1988, pp. 26ff.; 後藤俊明『ドイツ住宅問題の政治社会史』未来社, 1999 年, 324 頁以下参照。
- (40) Gemeinsame Sitzung des Wirtschaftspolitischen und des Finanzpolitischen Ausschusses unter Hinzuziehung des Ausschusses für Siedlungs- und Wohnungswesen, 2. 5. 1923, BA. B., RWR., R401/53965/397, Bl. 236; Hilferding, *Die "Aufwertungsfreundlichkeit" der Sozialdemokraten*, Berlin, 1925.
- (41) Cf., *ibid.*, S. 275.
- (42) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 3. 5. 1923, BA. B., RWR., R401/53987/554, Bl. 227.
- (43) Cf., Gesetz, betr. die Beseitigung kleiner im Reichsschuldbuch eingetragener Forderungen, 19. 5. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 296.
- (44) Cf., Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 12. 6. 1923, BA. B., RWR., R401/53987/555, Bl. 17f.
- (45) Cf., *ibid.*, Bl. 30.
- (46) Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses, 13. 6. 1923, BA. B., RWR., R401/53965/397, Bl. 426.
- (47) Cf., *ibid.*, Bl. 462; Gesetz über wertbeständige Hypotheken, 23. 6. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 407f.
- (48) Cf., Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses, 20. 6. 1923, BA. B., RWR., R401/53965/398, Bl. 24 u. Bl. 37.

- (49) Cf., Gemeinschaftliche Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses, des Aussenhandelskontrollausschusses und des Währungsausschusses, 27. 6. 1923, BA. B., RWR., R401/53965/398, Bl. 101 u. Bl. 110f.
- (50) Hilferding, Antrag des Währungs-Ausschusses, 5. 7. 1923, BA. B., RWR., R401/53961/370, Bl. 144.
- (51) Gemeinschaftliche Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses und des Finanzpolitischen Ausschusses, 11. 7. 1923, BA. B., RWR., R401/53965/398, Bl. 120.
- (52) Cf., *ibid.*, Bl. 209ff. u. Bl. 218; Vorläufiger Reichswirtschaftsrat an den Reichskanzler, sowie an sämtliche Reichsminister und an das Reichsbankdirektorium, 12. 7. 1923, BA. B., RWR., R401/53961/370, Bl. 148ff.; “Der Reichswirtschaftsrat zur Sanierung der Währung”, *Kölnische Zeitung*, 13. 7. 1923.
- (53) なお彼はこれより先に 6 月 19 日の統一社会民主党議員団会議でも、政府が「賃金の適正化は必要不可欠」と宣言して価値安定賃金を支払い、予算も民間経済に合わせて金計算に移行し、さらに外貨政策や実物資産の捕捉も実施するよう提起した。Cf., Fraktionssitzung, 19. 6. 1923, AsD., NI. Giebel, Kassette 2, Teil 2, Bl. 238.
- (54) Sitzung des Verfassungsausschusses, 21. 3. 1923, BA. B., RWR., R401/53989/568, Bl. 343.
- (55) 前掲拙稿「ドイツ革命初期のヒルファディングの政治経済構想」, 18 頁以下, 「ヒルファディングの社会化思想」, 4 頁以下参照。
- (56) Sitzung des Verfassungsausschusses, 21. 3. 1923, *op. cit.*, Bl. 350.
- (57) Cf., *ibid.*, S. 351.
- (58) Sitzung des Unterausschusses des Verfassungs-Ausschusses, 13. 4. 1923, BA. B., RWR., R401/53989/566, Bl. 318.
- (59) Mitzlaff, P., Cohen, M., Leitsätze über Bildung des endgültigen Reichswirtschaftsrats, 18. 5. 1923, BA. B., RWR., R401/53989/567, Bl. 58. Cf., Die Verfassung des Deutschen Reichs, *RGBl.*, Jg. 1919, S. 1415.
- (60) Sitzung des Verfassungsausschusses, 2. 7. 1923, BA. B., RWR., R401/53989/568, Bl. 433.
- (61) Cf., Mitteilung für die Presse, o. J., BA. B., RWR., R401/53989/567, Bl. 157ff.
- (62) Cf., Hauschild, *op. cit.*, S. 514ff. u. S. 630; *id.*, “10 Jahre Reichswirtschaftsrat”, o. J., BA. B., RWR., R401/53953/300, Bl. 5f.

第 5 章 財務大臣としてのヒルファディング

第 1 節 財務大臣への就任

1923 年半ばに至ってもルール占領や賠償協議はさほど事態の進展もなく、急激なインフレで内政不満が高まり、6 月 6 日にザクセン、7 月 20 日にブレスラウ、そして 23 日にフランクフルトなど各地で騒乱が生じていた⁽¹⁾。このころヒルファディングは、「経済的、政治的状況はもはやこのままでは続けない」⁽²⁾と判断していた。だが彼は社会革命による危機の克服については「当てにすべきでない」⁽³⁾とし、むしろ新たな再編計画の着手に

よって「産業家と労働者の譲歩と協定」(ibid.)をもたらし、国家予算の金計算や中央銀行の金信用の導入で状況を改善する方向を示唆した。

統一社会民主党もしだいに政権批判を強め、8月11日にはついに重大局面で大衆の支持を必要とする政府としては「信任できない」⁽⁴⁾と決議し、翌日クーノ内閣は辞任した。そして13日には人民党のシュトレゼマンを首班として、統一社会民主党、中央党、民主党の加わった大連立内閣が成立した。ヒルファディングは財務相に就任し、他にシュミット副首相兼復興相、ラートブルッフ法務相、W. ゴルマン (VSPD) 内務相、H. ルター (無所属) 食糧農業相、H. ブラウンス (中央党) 労働相、O. ゲスラー (民主党) 国防相、ラウマー経済相らが入閣した。14日にシュトレゼマンは国会の施政方針演説で、ルール問題の国際的仲裁裁判への付託、暴力行為による立憲国家体制の破壊防止、金公債等による財政再建と通貨安定、価値安定貨金の支払いを提起し、国家人民党や共産党などを除いて信任を得た。ただし統一社会民主党議員のうち43名は大連立政府に反対の立場を表明して投票を欠席し、当初から政権の支持基盤は脆弱性をはらみ、後の政策にも影響が及ぶことになった⁽⁵⁾。

ヒルファディングの入閣については、すでにしばらく前から統一社会民主党内で右派を中心に、大連立政府の樹立とあわせてその必要性が語られていた。5月末にH. ズィンツハイマーはゴルマンにあてて、現在の危機的状况では大連立しか考えられず、その際党の「最高の人材」を送り込むためには「ヒルファディングは絶対欠かせない」⁽⁶⁾と記した。一方人民党側でもラウマーの働きかけが、ヒルファディングの登用に大きく寄与した。ラウマーは既述のごとくヴィルト政権末期に、ヒルファディングの経済政策案を評価して他のブルジョア政党との協調を図ったが、今回も7月中から彼との接触を求め、「社会民主党員の責任分担」による「大連立」を予期して、抜本的な財政改革や資産捕捉の強化と労働条件での譲歩など、事前に政策調整の必要性をシュトレゼマンに進言していた⁽⁷⁾。そしてラウマーは経済省と財務省の協力の重要性から、「ヒルファディングとの協議」⁽⁸⁾を自らの入閣の条件とし、またヒルファディング自身も「大連立を強く希望」⁽⁹⁾していたため、シュトレゼマンはこの両者の共同作業に大きな期待を寄せた。

ヒルファディングは入閣する前から、独自の通貨案を含めた政策構想を持ち、8月9日付けの論文「ドイツ中央銀行の任務」で以下のように提示した。今や国家経済の崩壊がインフレ阻止による救済かの岐路にあり、徹底した計画的な通貨政策によって租税政策を補完するためには、まず「国家内国家」として障害になっている「中央銀行指導部の交代」⁽¹⁰⁾が不可欠である。そして中央銀行は金信用、金口座の開設、輸出業者の外貨供託義務などによって外貨管理を強化するとともに、民間経済への「金税」導入の前提を作り出さねばならない。さらにマルク受け取り拒否の状況で「金支払手段」の必要性から、中央銀行を金マルク部門と紙幣マルク部門に分割し、前者は同行の3億金マルクの金資産を利用して「金マルク銀行券の発行権」(S. 2, Sp. 1)を持ち、後者は当面紙幣流通の技術的処理に当たり、税や公債で補填不可能な限りで国庫証券を割り引き、民間への新規紙幣信用

を停止する。ただ金本位が創出されても紙幣マルクの安定はいぜん必要であり、租税政策による税と公債での歳入確保、および通貨政策による買い支えがその前提条件となる。このように彼は中央銀行改革と金本位への移行、紙幣増刷停止、税收確保策とマルク買い支えなどを提起し、これらの「全施策を同時に実施」(S. 2, Sp. 2)するほか道はないと総括した。

そして彼は同じ8月9日の財政政策委員会でも、租税政策と通貨案を論じた。彼はまず税の価値安定性について、間接税では税率の固定化と早期納税により一定の改善を認めたものの、直接税では企業家の恣意的な金会計などで真の金課税は困難なため、暫定的に紙幣で税査定して支払い期日に金相場で換算し金税率で徴収する方法などを示唆した。またインフレによる租税政策の機能喪失を防止するためには、「中央銀行政策の根本的変更」⁽¹¹⁾を行い、「過渡期に金本位制を樹立」(Bl. 100)する必要があるとして、同行の部門分割による金銀行券発行、金信用、金口座開設等をここでも提案した。そして彼は銀行指導部が通貨財政政策の改革の「重大な妨げ」となっていることを確認し、通貨計画の早期実施を求める決議をまとめた⁽¹²⁾。

新内閣の発足後8月15日の国会では、早速「ヒルファディングとの協議」⁽¹³⁾に基づいたヘルツらの決議案が、連立与党の合意として提出された。それは政府に対して、「経済の資産価値への賦課と価値安定通貨への移行」⁽¹⁴⁾によって国庫の健全化と信用強化を図る法案を早急に求めるものであった。これに対して国家人民党のヘルフェリヒは、国による資産の強制的捕捉ではなく、自発的な「経済的職能集団の協力の下で経済の資産価値によって実物に基礎づけられた支払手段を創出」(S. 11881)する修正案を対置した。ヒルファディングは両案の「実質的差異はさほど大きくない」(*ibid.*)と述べ、ヘルフェリヒの構想も当然検討し、職能集団とも緊密に協議するとして、融和的姿勢を示した。結局ヘルツ案はそのまま採択され、修正案は否決された⁽¹⁵⁾。

ヒルファディングは具体的な施策として、まず外貨強制公債案に着手した。8月20日の閣議で彼は、外国為替相場を管理するために経済界から外貨を入手する必要があるとして、資産税ないし強制公債の査定に基づいて外貨を割り当て、「外貨強制公債の方法で総額2-2.5億金マルクを調達」することを提案し、基本的な了承を得た⁽¹⁶⁾。続いて彼は22日に経済界代表や政党指導者と協議し、外貨基金創出のために「一定額の外貨納入義務」の必要性を説き、あわせて中央銀行の金口座開設や金信用への理解も求めた⁽¹⁷⁾。

そして彼は翌8月23日の国会予算委員会における「就任演説」⁽¹⁸⁾で、財政状況と健全化策について以下のように論じた。前政権末期の通貨崩落で大衆の憤激と財政制度の混乱が生じ、新内閣は政治的、社会的のみならず財政的にも「ほぼ絶望的状況」⁽¹⁹⁾で業務を引き継いだ。ルール闘争費用や自治体補助、鉄道経営管理費、食糧供給費等の国庫支出の急増と通貨の無秩序状態の中で、増税など赤字補填策とともに「外貨市場の支配権」(Bl. 310)の獲得が当面の緊急課題であり、それゆえ「極めて厳正で……強力な租税政策」(*ibid.*)と特に外貨基金の創出が必要である。こう述べて彼は具体的に、パン供給確保税1万マル

クごとに外貨1金マルクを、金公債と引きかえに9月15日までに納入すべきことを提案した⁽²⁰⁾。

この案について中央党のF. クレクナーは「早急に厳格に実施」(Bl. 312 RS) するよう求め、また民主党のB. デルンブルクも「絶対に必要」(Bl. 313) と述べて、両者とも基本的に賛成した。しかし国家人民党のK. ヴェスタルプは「重大な疑念」(Bl. 314 RS) を表明し、政府が生産拡大に不可欠な労働増強には触れずに、誤った賃金政策が硬直的な8時間労働のマルクス主義的思考と結合していると批判し、むしろ「紙幣経済からの脱却、労働増強、統制経済の非合理的拘束からの経済活動の解放」(*ibid.*)こそ必要だと主張した。

これに対してヒルファディングは、これまでの経済政策はマルクス主義とは無関係で、基本的に他の敗戦国で実施されたものと類似しており、重要なのはただ「資本主義的世界の法則を正しく認識して、経済的諸条件に合わない施策は行わない」(Bl. 315) ということだと反論した。そしてインフレの犠牲者である労働者の不安定状況を克服することが、生産拡大の前提となると付け加えた。最終的に彼の提案は8月25日の外貨資産供出令⁽²¹⁾として実現し、その際営利会社の外貨支払い額を2金マルクずつへと引き上げるよう一部修正が施された。この政令によって翌年2月22日までに総額1.35億金マルクが調達されるが、これがなかったなら国の外貨勘定は崩壊し、国民への食糧供給も外国でのマルク買い支えも不可能だっただろうとされる⁽²²⁾。

第2節 ルール問題と財政政策

新政権の財政政策にとってはルール問題が大きな重圧となっており、これにいかに対処するかが大きな課題であった。ヒルファディングは大臣就任後に、向後4週間の収入は169兆マルクに対して支出は405兆マルクで、うちルール費用は240兆マルクと見積り、財政負担の大きさを指摘していた⁽²³⁾。8月23日に政府はプロイセン州政府代表と秘密協議を行い、シュトレゼマン首相はボワンカレに対する「抵抗の強化」⁽²⁴⁾を訴えつつも、深刻な財政および内政状況ゆえ、「受動的抵抗は寒冷期の開始までしか維持できない」(*ibid.*)との見通しを示した。J. フックス(中央党)占領地区担当相は住民の意志の強さから、「受動的抵抗を今後も政策の基本とする」(S. 79)べきだと主張し、ルターも数週間以内のルール闘争停止は、「フランスの支配」(S. 80)をもたらすだけだと述べた。これに対してプロイセン州首相O. ブラウン(VSPD)は、ルール闘争はフランスの覚書⁽²⁵⁾の前向きな姿勢と結びつけて「できるだけ早く停止」⁽²⁶⁾するよう説き、また同州内相C. ゼーヴァリング(VSPD)も「受動的抵抗はもはや論外」(*ibid.*)であり、早急に闘争を停止せねば絶望的状况に陥ると警告した。ヒルファディングは「ルール闘争は税などの財政措置では費用を賄えない」(S. 82)ことを明確にし、ドイツ国民に別の打開策があることをすぐに示さねばならないと論じた。そして彼もまた、フランスの覚書による協議の可能性を最大限生かして対応するよう求めた。最後にシュトレゼマンは「積極的な外交政策」

(S. 83) の必要性を確認して、会議を締めくくった。

さらに 8 月 30 日の閣議でヒルファディングは、ルール闘争による一層の財政悪化と特定国民層による租税政策の妨害を報告し、「ルール信用の制限」⁽²⁷⁾を主張した。これに対してフックスは信用制限が闘争の即時停止を招くと懸念しつつも、「受動的抵抗の形態を変えねばならない」(S. 163) と示唆し、またシュトレゼマンは「価値安定支払手段の創出」(S. 159f.) を求め、そしてルターも食糧調達の必要性からこれに同調した。シュミットはヒルファディングのようなたんなる状況の認識だけでは不十分で、ルール問題の決着までは「絶望的状况からの脱出方法」(S. 161) を見い出さねばならないと批判した。ヒルファディングはあらためて、価値安定支払手段や技術的方法のみでは問題は解決せず、現状では「外交政策の方法」(S. 164)こそ重要だと反論した。ただ受動的抵抗の緩和は労働者への裏切りと見なされて危険なため、むしろフランスに対してルールでの行政権の回復を条件に一定の対応を取る意向を伝えるべきだとして、外交交渉の推進を要請した。結局シュトレゼマンは外交的決着はすぐには不可能だと述べ、「価値安定支払手段の導入の準備」(S. 167) と「受動的抵抗の形態の変更」(*ibid.*) を閣議の一致として確認した。

翌 31 日にヒルファディングはプロイセン州政府および各県知事と協議し、ルール支援の節約策として、財政支出の管理強化や失業者扶助の削減、財務省代表の派遣による監督などを提案した⁽²⁸⁾。ヴィースバーデン県知事 K. ヘーニシュ (VSPD) は「支援が節約されれば受動的抵抗はすぐに崩壊」(*ibid.*) するだろうと述べて、現地の住民意識の悪化を伝えた。また労働省局長 F. ズールプは「工場の再稼働」(*ibid.*) によって支援を節約できると示唆したが、これに対してフックスは受動的抵抗の放棄につながると「反対」(*ibid.*) し、フランスの一方的な支配を阻止するにはなお最後の猶予期間が必要だと主張した。他方ゼーヴァリングは「早急に受動的抵抗を放棄」(*ibid.*) すべきだと主張し、またイギリスやイタリアの共同関与でフランスの単独支配も回避されうると付言した。ヒルファディングも「受動的抵抗の停止に賛成」(*ibid.*) したが、ただ極力それを交渉材料として利用するよう説いた。後日彼は上述のような施策を、たんに節約の観点だけでなく、存続可能な経営でも労働者が解雇され失業者扶助に依存するといった「弊害」を防止する観点からも、決断するに至った⁽²⁹⁾。

ヒルファディングはこうしたルール問題への対応と並行して、財政再建に向けて国庫収入の確保に尽力した。8 月 27 日の閣議でラウマーが経済界の負担となっている石炭価格の引き下げのために、「石炭税の一時的停止」⁽³⁰⁾を求めた際に、彼は現歳入の 15% を占める石炭税の停止はドイツ財政の対外的信用を損ね、また値下げ効果も不確かだとして「賛成できない」(S. 128) と退けた。そして彼は 9 月 1 日には贅沢品や緊急性の乏しい商品の関税引き上げ令案を暫定国家経済協議会に諮問し、その後の審議で「賛同」を得た⁽³¹⁾。さらに 8 日には鉄道運賃の適宜引き上げにより時期遅れや大幅値上げを回避するよう閣議に提案し、交通省にそうした対応を取らせることで一致を図った⁽³²⁾。

一方節約策としては、9 月 4 日に彼は官吏俸給の四半期前払いの暫定的廃止案について

閣議決定を取り付けた⁽³³⁾。そして10日には、65歳以上の官吏の退職や任意退職時の年金保障など官吏削減法案の必要性を閣議で訴え、その後官吏組織に対しても直接に法案の緊急性や官吏の基本的地位の維持を説明して説得を試みた⁽³⁴⁾。さらに9月15日には包括的な歳出削減案を閣議に提示し、国防訓練や装備補充の停止、失業保険法の早急な制定、財政調整法⁽³⁵⁾に基づいた州や自治体への財政支援の抑制、文化的支出の削減等を提案した⁽³⁶⁾。その際は特に失職者給付など「全く正当な要求」(S. 263)であっても当面抑制せざるをえないとして、「破滅的」財政事情を示して理解を求めており、まさに当時の彼の置かれた厳しい立場がうかがわれる。

第3節 通貨改革案

ヒルファディングは同時にインフレ対策として、通貨改革の検討にも当初から取り組んだ。彼はまず8月18日に内閣府で、ヘルフェリヒに通貨案の提示を求めた。彼はもともとヘルフェリヒについては、特に戦時財政で支配階級の物的利害と民族主義的デマゴギーを結合させた「典型的な代表者」として批判的に見ていた⁽³⁷⁾。だがそれでも今回は、ヘルフェリヒがすでに前政権末期に通貨案を一部閣僚に示していたこともあって⁽³⁸⁾、新内閣としてあらためてその説明を求めたのである。

席上ヘルフェリヒは逆にヒルファディング自身の通貨案の有無を問いただし、後者が中央銀行の分割と金資産による「金本位への移行」(S. 28)を示唆した際に、金資産の不十分さを指摘し、「国家破産で職務を開始」(S. 29)しようとしていると批判した。これに対してヒルファディングは金の不足があったとしても、少なくとも戦前のオーストリアと同様に、『金に縁取られた』本位制」(*ibid.*)を導入することができると反論した。その際彼が念頭に置いていたのは、古典的な金本位制というよりはむしろ「自由鑄造の禁止された本位制」⁽³⁹⁾であった。彼によれば、そこでは貨幣の通用価値は金の価値ではなく、流通すべき商品の総価値、すなわち「社会的に必要な流通価値」(S. 29; 67頁)によって規定され、その限りでは「純粹紙幣本位制」と「同じ法則」(S. 42; 87頁)に従うが、ただ金鑄貨の減価は金の価値により下限を画される。したがって貨幣の価値は金の価値から相対的に独立して、数量的管理によって安定性の維持も可能だと彼は考えたのである⁽⁴⁰⁾。

ヘルフェリヒはさらに自らの通貨案の前提条件として、経営税法⁽⁴¹⁾の廃止と、職能身分による通貨の安定をあげた。ヒルファディングは経営税法については、経済界に「特別な負担を課すつもりはない」⁽⁴²⁾と述べ、通貨が安定すれば税制を再編するとしたが、同法の廃止は確約しなかった。その後ようやくヘルフェリヒは、「金に基礎づけない」(S. 26)通貨を発行するべく、ライ麦価値による新通貨銀行の設立案を提起した。

ヘルフェリヒ案は修正された上で、8月29日にあらためて財務省での審議に供された⁽⁴³⁾。それによれば、経済的職能身分によって設立される通貨銀行は、基本資本金12.5億ライ麦マルクおよび基本準備金として、農林業用土地につき国防分担金価値⁽⁴⁴⁾の5%の金額でライ麦価値表記の年利5%土地債務を、そして商工業からも同額の土地債務ないし

債務証券を入手する。その際ライ麦価値の算定は、国防分担金価値 8 マルクにつきライ麦 1 ツェントナー (50 Kg) とする。そして土地債務および債務証券をもとに発行する年利 4% レンテン証券 1 トンライ麦価値ごとに、200 ライ麦マルクの貨幣標章を流通させる。同行が経営税の弁済として基本準備金から国に支払う 3.75 億ライ麦マルクは、国庫証券の償還にあてられ、中央銀行は以後国庫証券を割り引かず、ライ麦マルクを流通銀行券の準備と換金に用いる。一方通貨銀行は 2 年間で 21.25 億ライ麦マルクまで国庫証券の割引や他の信用業務を行い、純益は基本準備金の補充、持ち分所有者に対する拠出額の 5% までの支払いなどにあてる。そして金本位が再建され、貸付金が国から通貨銀行に返却された場合には、国は同行の貨幣標章の発行停止と回収を要求しうる。

こうしたヘルフェリヒ案についてヒルファディングは初めは内容には直接触れず、むしろ決定的問題は「支払手段を増やさずに国庫の必要を一定期間確実に充足」⁽⁴⁶⁾できるか否かだとし、ルール闘争と財政的無秩序ゆえ極めて困難だと述べたが、通貨案の検討自体は続ける姿勢を示した。これに対してヘルフェリヒは「価値安定支払手段こそ赤字克服の前提」(*ibid.*)と見なし、ルターもその必要性を認めながら、ライ麦よりも「金に基づく支払手段」を求め⁽⁴⁶⁾、さらにラウマーは「ヘルフェリヒの全思想を歓迎」(S. 139)した。

ヒルファディングはその後 9 月 7 日の閣議で、価値安定支払手段の価値尺度は「金のみ可能」⁽⁴⁷⁾であり、他の通貨は外国でも受け入れられないだろうと述べて、ヘルフェリヒ案に対して否定的見解を示した。そして彼は、たとえ価値安定支払手段が創出されたとしても、国庫が均衡しない限りインフレの危険性は続き、今後も流通マルク紙幣を安定させる必要があることを重ねて強調した。

さらに 10 日の閣議で彼は、ヘルフェリヒ案では通貨銀行の純益が持ち分所有者たる抵当債務者に流れ、結局「経済界の実際の負担分有にはならない」⁽⁴⁸⁾と批判した。一方彼は、ドイツ工業全国連盟から出された金発券銀行案⁽⁴⁹⁾にも疑問を呈した。同案は、独立した金発券銀行が株式資本 5 億金マルクのうち 2 億金マルクを共同設立団体から、また 3 分の 1 までを外国から調達して、資本金の 2 倍の金銀行券を発行し、代わりに国には無利子貸付と利益配分を約束するものだった。この案について彼は当初金に一層近い限りでまだしも「好意的」⁽⁵⁰⁾だったが、いまだ具体的な確証を欠き、「工業界の予定金額提供の意志も極めて疑わしい」と批判的立場を明確にした⁽⁵¹⁾。

続いて彼は自らの通貨案を、以下のように提示した⁽⁵²⁾。すなわち、価値安定通貨への移行は国庫赤字が補填されない限り不可能だが、過渡的に一定の範囲で価値安定支払手段を創出することはできる。ただ国庫補填のために今後もマルク紙幣の発行が必要であり、新価値安定支払手段をもインフレに巻き込まないようにするには、両者の固定的な交換比率は設定しえない。一方新支払手段の発行は最終的な金本位への移行の準備として金を基礎とし、また新発券銀行は国家の通貨および財政主権保持の観点から、職能身分による設立は拒否される。そして中央銀行自身も金信用や金預金など金計算へ移行予定であるため、両行の緊密な連携が必要となる。具体的には、中央銀行が設立者となって、自らの 1 億金

マルクと民間の 8 千万金マルクで株式資本 1.8 億金マルクの金発券銀行を創設し、払い込み資本の 2 倍の金マルク発行権を付与し、自行の全金取引を委譲する。

そしてこの組織を補完するために「ヘルフェリヒ案の一部も利用」⁽⁵³⁾し、経済界の資産を動員して、金発券銀行の強化と国家の救済を図る。経済界に対して資本価値の 5% の額で抵当を設定し、金発券銀行はそれをもとに金債券を発行して、一部分を銀行券発行権の代償として国家に提供し、他の部分は価値安定利付投資証券として銀行券と換金可能とする。このように彼は財政均衡がない限り根本的な通貨安定はありえないとしつつも、暫定的な価値安定支払手段の可能性を認め、中央銀行を主体に金発券銀行を設立して金に基づく新支払手段を創出し、同時に経済界の資産への抵当設定による金債券の発行で、国庫の救済をも図ることを提案した。

この案についてラウマーもルターも基本的に「賛成」(S. 226)したが、前者は農産物取引と小売の必要性を考慮し、また後者も平時の貨幣流通約 50 億金マルクに比した 3.6 億金マルクの不十分さを理由にして、いずれもヘルフェリヒ案の活用を求めた。最終的にシュトレゼマンはヒルファディング案が閣議で「了承」(S. 227)されたことを確認し、早急な実施を要請した。

ヒルファディングは 9 月 12 日の暫定国家経済協議会の経済および財政政策委員会合同会議で通貨案について、「国家の財政管理から完全に分離」⁽⁵⁴⁾した金発券銀行を設立し、その際流通過程の商品すなわち商業手形に対して金や外貨を準備金として発券するという「旧来からの原理」に従わねばならないと論じた。これに対して「擬制資本」すなわち資本還元された収益は、経済への賦課によって恣意的に創出され、経済変動とともにたえず変化し、経済の真の流通必要量についてなにも示さないため、「発券準備としては拒否」(Bl. 7) すべきである。むしろそうした擬制資本を「補助手段」(Bl. 10) として発券銀行と国家の支援に利用し、経済全体への抵当設定をもとに債券を発行して、国庫赤字の削減、インフレの阻止に役立てる必要があると彼は説いた。

しかし翌 13 日の閣議で彼は金発券銀行設立案の準備状況を報告しながら、中央銀行の態度ゆえに「実施に困難が生じている」⁽⁵⁵⁾ことを示唆した。はたして中央銀行は 14 日にヒルファディング案に「重大な懸念」⁽⁵⁶⁾を表明し、自行の金資産が奪われれば、国の財政需要にマルク紙幣発行で対応できず、マルクの全面崩壊につながり、また新金発券銀行の脆弱な資本では内外取引の需要に応じえないと批判した。むしろ重要なのは「中央銀行を国の信用需要から分離」(S. 143) することであり、この点でヘルフェリヒ案の方が「実行可能」(S. 145) な方策であり、同案を部分修正して即時実施するよう主張した。

またヘルフェリヒも、ヒルファディングの案は「理論的には実施可能」⁽⁵⁷⁾だが、実際には重要な部分で「失敗する」(*ibid.*) だろうと評した。中央銀行券と同行自体への信頼がひどく揺らいでいる状態では、中央銀行券に対する最良の支援策でも役立たず、また銀行法と中央銀行制度の大幅な変更を要するため、あまり利点はない、と⁽⁵⁸⁾。

結局中央銀行の反対で金発券銀行の設立が不可能となった後、ルターは法務省や経済省、

中央銀行などからも専門家を招いて、ヘルフェリヒ案を「審議の出発点」⁽⁶⁰⁾として検討を開始し、そしてヒルファディングの「文句なく客観的な態度」(S. 117)のおかげで財務省代表の参加も得て、通貨案をまとめた⁽⁶¹⁾。それによれば、経済的職能身分が資本金 24 億ボーデンマルクの通貨銀行を設立し、農林業地では国防分担金価値の 3%の金額で、金 1 kgにつき 2790 マルクあての金マルク表記の年利 6%土地債務を、また商工業から同額の土地債務と債券を入手し、そしてそれに基づく年利 5%レンテン証券 500 金マルクごとに、500 ボーデンマルクの貨幣標章を発行する。通貨銀行は国との取引に限定し、今後 2 年間に総額 20 億ボーデンマルクを信用供与するが、3 億ボーデンマルクは即無利子で用立てて国庫証券を償還し、一方中央銀行は受け取ったボーデンマルクを流通銀行券の換金に利用し、以後国庫証券は割り引かない。通貨銀行の純益は持ち分所有者に拠出額の 3%まで支払われ、残余は償還口座の強化等に使われる。このようにルター案はヘルフェリヒ案の枠組みに依拠しつつ、ライ麦価値でなく金マルクを基礎とし、通貨銀行の業務を対国家信用に限定した。

この案についてヒルファディングは、対国家信用の 20 億ボーデンマルクが多すぎるとして、代わりに 12 億ボーデンマルクを提案し、ルターもこれを受け入れた⁽⁶¹⁾。ヒルファディングはルター案をもとに直ちに省内で精力的に法案作成に取りかかり、そして 9 月 19 日には土地債務を年利 6.5%に引き上げ、法定支払手段をボーデンマルクのみにする修正草案を経済界や中央銀行代表に示した⁽⁶²⁾。これによって新通貨銀行は過渡的に「国家のための信用供給源」(S. 25)となり、マルク紙幣も国庫証券割引の停止で価値が安定するだろうと彼は期待した。これに対して工業全国連盟 E. ヒルガーは経営税廃止の見送りを問題にし、また全国農業同盟 G. レーゾイクは金での賦課に不満を表明し、さらに銀行家 F. ウルビッツは金利の高さに異を唱えた⁽⁶³⁾。最終的にヒルファディングはこの案が「かなりの改善」(S. 312)であるという点で意見の一致を確認したが、いずれにせよ新通貨は、「占領地区にもはや従来のように配慮する必要がなくなった時」(*ibid.*)に初めて生ずるだろうと付け加えた。

9 月 22 日の再協議⁽⁶⁴⁾で工業全国連盟ビューチャーは、通貨銀行の少ない資本がもっぱら国への信用に供されれば、工業界は資金不足に陥るとして、資本金の増額を提案した。ヘルフェリヒもこれに賛成しつつ、あらためて経営税の廃止を協力の前提とした。これに対してヒルファディングは、資金は国を通してすぐに経済界に還流すると反論し、なによりも「通貨改革とインフレの除去こそ経済への最良の支援策」(S. 28)だとして理解を求めた。その後の討論でボーデンマルクは新マルクへ改称され、通貨銀行は中央銀行とも取引するよう修正が加えられた。そして 24 日には修正法案が、財務省で経済界や中央銀行によって最終的に確認された⁽⁶⁵⁾。

続いて法案は 9 月 25 - 26 日の閣議に回された。ラウマーが農業層の協力確保のために経営税の廃止を重ねて要求したのに対して⁽⁶⁶⁾、ヒルファディングは農業への不公平な負担は存在しないと退け、そもそも「重要な税の廃止によって同時に国庫均衡が完全に疑わし

くなるようなら、どんな通貨案も主張することはできない」(ibid.)と論じた。ルターは農業の負担を一部軽減する「妥協策」(S. 376)を示唆したが、シュトレゼマンは財務大臣はどんな税も放棄できないと述べ、結局法案の閣議での「了承」(ibid.)を確認した。

その後受動的抵抗の停止を経て10月1日に国会に提出されることになる通貨銀行設立法案⁽⁶⁷⁾について、ヒルファディングは趣旨説明で以下のように記した。すなわち、通貨問題の最終的解決は金本位への復帰にあり、国家財政の完全な健全化を前提とするが、この目的はすぐには達成できないため、暫定的解決策が求められる。本法案は金や外貨の不足、ライ麦などの経済的難点、また外債獲得の困難から、別の打開策として「ドイツ経済全体の土地債務と債務証券で保障される支払手段」(S. 5)を創出することになった。それゆえ新マルクに対して責任を負うのは国ではなく、経済全体が私有財産の一部で保障する私法上の銀行である。

そして法案の具体的内容としては、農工商業等の代表により設立される通貨銀行は資本と準備金を32億新マルクと定め、農林業地につき国防分担金価値の4%で金マルク表記の年利6%土地債務を、また商工業企業からも同額の土地債務ないし債券を入手して、それをもとに発行する年利5%のレンテン証券500金マルクごとに、500新マルクを流通させる。通貨銀行は国に対して今後2年間に年利6%で12億新マルクを、また中央銀行と私的発券銀行に対しては、民間信用のために無利子で12億新マルクを信用供与する。通貨銀行は国に直ちに3億新マルクを無利子で貸し付け、国はそれを国庫証券の償還にあて、以後中央銀行では国庫証券割引を行わない。通貨銀行の純益は持ち分所有者に拠出額の3%まで支払い、また法的支払手段は新マルクと中央銀行券等とする。

このようにヒルファディングの法案は、ルター案に基づいた最初の草案とその後の協議をふまえて、資本と準備金を24億ボーデンマルクから32億新マルクに、国防分担金価値の3%から4%にそれぞれ引き上げて資本基盤を強化し、他方で土地債務の年利を6.5%から6%に戻し、また通貨銀行の国への信用を12億新マルクに削減して、中央銀行や私的発券銀行とも12億新マルクまで取引するように変更した。この案についてヘルフェリヒは後に10月9日の国会で、基本的構成は自案に立脚しているが、個々の点で「変質」し、本来の効果が得られるか「重大な疑念」があると述べた⁽⁶⁸⁾。彼は特に経済的職能団体の自由な活動の制限と、経営税の廃止要求の無視に不満を表明した。いずれにせよこうした新通貨案は、当時は統一社会民主党内でも、危険性を伴った「大胆な実験」⁽⁶⁹⁾と受け止められていたのである。

注

(1) Cf., *Schulthess*’, . . . , Jg. 1923, München, 1928, S. 108 u. S. 137.

(2) *Cit.*, Raumer, H. v., an Stresemann, G., 23. 7. 1923, Politisches Archiv des Auswärtigen Amts, Nl. Stresemann, 7117 H/H 145749.

(3) “Keine Kapitulation! Genosse Hilferding über die Verständigungsfrage”, *Vw.*, 7. 8. 1923, MA.,

S. 3, Sp. 2.

- (4) “Cuno=Krise”, *Vw.*, 12. 8. 1923, SA., S. 1, Sp. 1.
- (5) *Cf.*, Sitzung, 14. 8. 1923, *VdRT.*, Bd. 361, Berlin, 1924, S. 11839ff. u. S. 11871ff.; Arns, G., “Die Linke in der SPD-Reichstagsfraktion im Herbst 1923”, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 22, H. 2, 1974, S. 195ff.
- (6) Sinzheimer, H., an Sollmann, W., 30. 5. 1923, Historisches Archiv der Stadt Köln, Bestand 1120, Nl. Sollmann, 546/II-18-16c.
- (7) *Cf.*, Raumer an Stresemann, 23. 7. 1923, *op. cit.*, 7117H/H 145749ff.
- (8) Bernhard, H., “Das Kabinett Stresemann (I)”, *Deutsche Stimmen*, Jg. 35, Nr. 24, 1923, S. 408.
- (9) Tagesnotizen, 10. 8. 1923, Stresemann, *Vermächtnis*, Bd. 1, Berlin, 1932, S. 77.
- (10) Hilferding, “Die Aufgaben der Reichsbank”, *Vw.*, 9. 8. 1923, AA., S. 1, Sp. 3.
- (11) Sitzung des Finanzpolitischen Ausschusses, 9. 8. 1923, BA. B., RWR., R 401/53987/555, Bl. 97.
- (12) *Cf.*, *ibid.*, Bl. 122 u. Bl. 125.
- (13) Keil, W., *Erlebnisse eines Sozialdemokraten*, Bd. 2, Stuttgart, 1948, S. 274.
- (14) Sitzung, 15. 8. 1923, *VdRT.*, Bd. 361, S. 11879.
- (15) *Cf.*, *ibid.*, S. 1181. なお国会はこの日以後、9月27日の再開まで休会に入った。
- (16) *Cf.*, Kabinettsrat, 20. 8. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, (bearb.) Erdmann, Vogt, Bd. 1, Boppard am Rhein, 1978, S. 48 u. S. 52.
- (17) *Cf.*, Parteiführerbesprechung, 22. 8. 1923, *ibid.*, S. 58; “Diktatorische Maßnahmen”, *Vw.*, 23. 8. 1923, MA., S. 1, Sp. 2f.
- (18) “Hilferding im Hauptausschuß”, *Vw.*, 23. 8. 1923, AA., S. 1, Sp. 1.
- (19) Sitzung des Ausschusses für den Reichshaushalt, 23. 8. 1923, BA. B., Reichstag, R101/31142/1476, Bl. 309.
- (20) *Cf.*, *ibid.*, Bl. 310 RS. パン供給確保税は困窮住民の食糧確保のため、強制公債の最終確定額の6倍を資産に課税するものであった。*Cf.*, Gesetz zur Sicherung der Brotversorgung im Wirtschaftsjahre 1923/24, 23. 6. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 410f. なお国家財政の状況は、ヒルファディングの財務大臣就任直前の1923年7月には、歳入4億7390万金マルクのうち税収はわずか4830万金マルクで約1割強にすぎず、1920-22年度の平均4割前後から急速に悪化していた。*Cf.*, *Deutschlands Wirtschaft, Währung und Finanzen*, unter Leitung des Vorsitzenden der Deutschen Kriegslastenkommission, Berlin, 1924, S. 32.
- (21) *Cf.*, Verordnung des Reichspräsidenten über die Ablieferung ausländischer Vermögensgegenstände, 25. 8. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 833ff.
- (22) *Cf.*, Beusch, P., *Währungszersfall und Währungsstabilisierung*, Berlin, 1928, S. 101.
- (23) *Cf.*, Besprechung über die Währungssanierung, 18. 8. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 25.
- (24) Kabinettsitzung, 23. 8. 1923, *ibid.*, S. 78.
- (25) *Cf.*, Der französische Ministerpräsident Poincaré, R., an den britischen Botschafter, 20. 8. 1923, *VdRT.*, Bd. 379, Berlin, 1924, Nr. 6204/70, S. 140ff. この公開覚書でフランスは、連合国賠償委員会によるドイツの「支払い能力の定期的検討」と「支払い期限の変更」(S. 159), そしてドイツの財政再建期間中でも可能な限りの支払いを求め、賠償と連合国間債務の全般的規制の際に「ドイツの現状を考慮」(S. 160)する意向を表明した。

- (26) Kabinettsitzung, 23. 8. 1923, *op. cit.*, S. 80.
- (27) Kabinettsitzung, 30. 8. 1923, *ibid.*, S. 156.
- (28) Cf., Besprechung am 31. Aug. 1923 im Preußischen Staatsministerium, IISG, Nl. Braun, O., Nr. 347; Vorschläge für Sparmaßnahmen auf dem Gebiet der Erwerbslosenfürsorge, *ibid.*, Nr. 347/4.
- (29) Cf., Reichsminister der Finanzen, Hilferding, an den Reichsarbeitsminister, 6. 9. 1923, BA. B., Reichskanzlei, R43 I/2034, Bl. 230ff. ヒルファディングは9月1日にはフランス大使館関係者に対して、受動的抵抗問題の解決の必要性を率直に認め、ただ「民族主義者の反対を除去し最小限緩和するために十分名誉ある条件」を求めた。Cf., Margerie, Télégramme, 1. 9. 1923, Ministère des Affaires étrangères, Archives diplomatiques, Europe 1918-40, Ruhr 28, fo. 7. その後彼はJ. ヒルシュと共同で基本方針案を作成し、「首相の同意」の下でフランス側に手渡した。この案はルール問題の「友好的」解決のために、ルール占領の段階的縮小、協議開始後ドイツの早急な石炭供与再開と連合国の占領地区輸出入規制の撤廃、ドイツの受動的抵抗支援信用の即時停止と占領地区財政権限の回復、鉄道員の抵抗停止と被追放者の復職を提起し、そしてさらに両国の「より広範な経済協力」をも展望して、石炭鉄鉱と鉄半製品の相互供給などを構想するものだった。Cf., “Résumé des idées principales de MM. Hilferding et Hirsch, adoptées par M. Stresemann (Note recuite par M. Haguenin)”, 8. 9. 1923, *ibid.*, Europe 1918-40, Ruhr 29, fo. 64sq.; Feucht, *op. cit.*, S. 324f. なおこうしたヒルファディングやシュトレゼマンのフランスとの関係は、他面では極右勢力にとって「暗殺への呼びかけ」となりかねないことも危惧されていた。Cf., Böhm an Stresemann, 31. 8. 1923, AsD., Nl. Sévering, C., 109, Nr. 158, Bl. 1.
- (30) Cf., Kabinettsitzung, 27. 8. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 127; Kohlensteuergesetz, 20. 3. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 193ff.
- (31) Cf., Hilferding an den Vorläufigen Reichswirtschaftsrat, 1. 9. 1923, BA. B., RWR., R 401/53961/370, Bl. 318ff.; Mitteilung für die Presse, 18. 9. 1923, *ibid.*, Bl. 329.
- (32) Cf., Kabinettsitzung, 13. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 253 u. Anm. 5.
- (33) Cf., Kabinettsitzung, 4. 9. 1923, *ibid.*, S. 186.
- (34) Cf., Kabinettsitzung, 10. 9. 1923, *ibid.*, S. 230; Besprechung mit den Spitzenorganisationen der Beamten, 18. 9. 1923, *ibid.*, S. 296ff.
- (35) Cf., Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Reich, Ländern und Gemeinden (Finanzausgleichsgesetz), 23. 6. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 494ff., bes. S. 504f. 同法により、州や公的福祉と公教育機関は、俸給引き上げ時に国から補助金を得るとされた。なお彼はこの問題で、「州の租税主権の回復」がある程度必要だとも考えていた。Cf., Kabinettsitzung, 18. 8. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 31; Menges, F., *Reichsreform und Finanzpolitik*, Berlin, 1971, S. 272ff.
- (36) Cf., Schreiben vom Reichsminister der Finanzen, Hilferding, 15. 9. 1923, BA. B., Reichskanzlei, R43 I/2357, Bl. 262ff.
- (37) Cf., Hilferding, “Sozialistische und bürgerliche Steuerpolitik”, *op. cit.*, S. 1, Sp. 3. ヘルフェリヒは戦時に国債の事後処理について、「傲慢にもこの戦争を引き起こして物的被害をもたらした敵が負担せねばならない」と語っていた。Cf., Sitzung, 10. 3. 1915, *VdRT.*, Bd. 306, Berlin, 1916, S. 34.
- (38) Cf., Besprechung über die Währungssanierung, 18. 8. 1923, *op. cit.*, S. 24, Anm. 3; Lumm, K. v.,

Karl Helfferich als Währungspolitiker und Gelehrter, Leipzig, 1926, S. 102f.

- (39) Hilferding, "Das Finanzkapital", *Marx-Studien*, Bd. 3, ND., Glashütten im Taunus, 1971, S. 30; ヒルファディング『金融資本論』(上), 岡崎次郎訳, 岩波書店, 1982年, 69頁。
- (40) 彼は例えば戦時にスウェーデンで金自由鑄造の禁止の結果, 紙幣のみならず金鑄貨も金の価値を上回った事例を紹介している。Cf., Sitzung des Reparations-Ausschusses, 2. 10. 1922, *op. cit.*, R401/53995/610, Bl. 21 RSf.
- (41) Gesetz über die Besteuerung der Betriebe, 11. 8. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 769f. この法は商工企業家に賃金税源泉徴収額の2倍, また農林業土地所有者に国防分担金価値2000マルクにつき1.5マルクを6ヶ月間納付するよう義務づけた。
- (42) Besprechung über die Währungssanierung, 18. 8. 1923, *op. cit.*, S. 24.
- (43) Cf., Projekt Helfferich, Beusch, *op. cit.*, Anlage 7, S. 116ff.; Elster, K., *Von der Mark zur Reichsmark*, Jena, 1928, S. 215ff.; 日本銀行調査局, 前掲書, 144頁以下参照。
- (44) Cf., Gesetz über einen einmaligen außerordentlichen Wehrbeitrag, 3. 7. 1913, *RGBl.*, Jg. 1913, S. 505ff. 国防分担金は国防費調達のために, 資産と所得に課せられた臨時累進税であり, その際資産は売却価値, 土地では純益の25倍の収益価値, 有価証券では相場価値で確定された。ちなみに, 農林業用土地の価値は, 約400億マルクであった。Cf., Elster, *ibid.*, S. 217.
- (45) Besprechung über die Schaffung einer neuen, real fundierten Währung im Reichsfinanzministerium, 29. 8. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 141.
- (46) Cf., *ibid.* ルターは9月3日にも, 「ヘルフェリヒ案の建設的な基本構想を堅持」しつつ, 支払手段を金に基礎づけるよう首相に提言した。Cf., Der Reichsernährungsminister an den Reichskanzler, 3. 9. 1923, *ibid.*, S. 175.
- (47) Kabinettsitzung, 7. 9. 1923, *ibid.*, S. 208.
- (48) Kabinettsitzung, 10. 9. 1923, *ibid.*, S. 225.
- (49) Cf., Richtlinien des Reichsverbandes der Deutschen Industrie zur Errichtung einer Goldnotenbank, Beusch, *op. cit.*, Anlage 14, S. 139f.
- (50) Kabinettsitzung, 1. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 174.
- (51) Cf., Kabinettsitzung, 10. 9. 1923, *ibid.*, S. 224. その他にシュティネス・コンツェルン総支配人 F. ミヌーの通貨案もあったが, ヒルファディングは特に論評しなかった。Cf., Der Vorschlag Minoux', Beusch, *op. cit.*, Anlage 12, S. 133ff.
- (52) Cf., Plan Hilferdings, Beusch, *ibid.*, Anlage 15, S. 140f.
- (53) Kabinettsitzung, 10. 9. 1923, *op. cit.*, S. 225.
- (54) Gemeinschaftliche Sitzung des Wirtschaftspolitischen und Finanzpolitischen Ausschusses, 12. 9. 1923, BA. B., RWR., R 401/53965/399, Bl. 11.
- (55) Kabinettsitzung, 13. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 257.
- (56) Stellungnahme der Reichsbank zu den Leitsätzen des Reichsfinanzministers Dr. Hilferding, 14. 9. 1923, Beusch, *op. cit.*, Anlage 16, S. 141.
- (57) Helfferich an Hilferding, 18. 9. 1923, *cit.*, Ramhorst, F., *Die Entstehung der Deutschen Rentenbank*, Berlin, 1924, S. 22.
- (58) ヒルファディングはこのころイタリアで静養中のヘルフェリヒに対して, 「通貨問題の決定のため帰国」を要請した。Cf., Hilferdings Telegramm an Helfferich, *cit.*, Lumm, *op. cit.*, S. 111.

- (59) Luther, H., *Politiker ohne Partei*, Stuttgart, 1960, S. 116.
- (60) Cf., Plan des Reichsernährungsministers Dr. Luther, Beusch, *op. cit.*, Anlage, 17, S. 147ff.
- (61) Cf., Luther, *op. cit.*, S. 117. ルターは後の経過からすれば、この修正は「正しい」ものだったと評価した。
- (62) Cf., Der Entwurf der Schaffung der Bodenmark, *cit.*, Ramhorst, *op. cit.*, S. 23ff.
- (63) Cf., Besprechung über die neue Währung Bodenmark im Reichsfinanzministerium, 19. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 310ff.
- (64) Cf., Ramhorst, *op. cit.*, S. 27ff.
- (65) Cf., *ibid.*, S. 29.
- (66) Cf., Kabinettsitzung, 26. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 375.
- (67) Cf., Hilferding, Entwurf eines Gesetzes über die Errichtung der Währungsbank, 1. 10. 1923, *VdRT.*, Bd. 380, Nr. 6216, S. 1ff.
- (68) Cf., Sitzung, 9. 10. 1923, *VdRT.*, Bd. 361, S. 12072.
- (69) “Währungsbank”, *Vw.*, 22. 9. 1923, MA., S. 1, Sp. 2.

第6章 受動的抵抗の停止と内閣の再編

第1節 受動的抵抗の停止

ルール闘争の取り扱いはずでにしばしば政権内で議論になっていたが、この間新通貨案の作成に携わりつつその前提条件をルール問題の解決に見ていたヒルファディングは、しだいに受動的抵抗の停止を明確に主張するようになった。9月15日にプロイセン州政府代表を招いた閣議で彼は、ルール支援費用が日々増加し、支出削減策も一時的効果しか期待できないことを説明し、当方の窮状が相手方にも熟知されている状況では、むしろ自分自身を苦しめているだけの「受動的抵抗を即時放棄」⁽¹⁾すべきではないかと問題提起した。プロイセン州首相ブラウンも受動的抵抗がこのまま自壊するよりも、「自主的な決定で放棄した方が政治的に有利」(S. 277)だと主張した。だがブラウンス労働相は、政府決議なしに実質的に受動的抵抗の放棄となるような支出削減策は、占領地区住民への責任転嫁との政府批判をもたらすとして、なお消極的態度を見せた。シュトレゼマン首相も、現時点での受動的抵抗の即時放棄は「重大な外交的誤り」(S. 278)であり、内政的にも大きな社会不安を引き起こすため、外交交渉の推移を暫時見守るよう要請した。

シュトレゼマンはその後9月18日の閣議でベルギーとの交渉経過を報告し、被追放者の帰還など受動的抵抗の停止の条件を示唆した。これを受けてヒルファディングも、当面「首相の施策の結果を待つ」⁽²⁾姿勢を示した。しかし結局外交交渉はフランスの頑な態度もあって成果がなく、ついに20日の閣議でシュトレゼマンは、近日中に「重大決定」⁽³⁾を下さざるをえないことを伝えた。そして25日の閣議では受動的抵抗の停止の声明内容が議論され、ヒルファディングはルール侵入が講和条約と法の侵害なのは明らかだと

しても、今後も交渉抜きには先へ進めないため、戦術的には「あらゆる外交的可能性を十分利用」⁽⁴⁾できるよう適切な法的表現を選ぶべきだと主張した。これに対して A. ヘーフレ（中央党）郵政相は「あまりにも弱腰すぎる」(ibid.)と批判し、またラウマーも「不法性の主張をはっきり盛り込む」(S. 366) ことこそ今後の交渉の基礎だと反駁した。

最終的に 9 月 26 日に政府は、国民に向けて次のような声明を発した。フランスとベルギー軍による法と条約に反したルール占領に対して、政府は住民の労働拒否を支援してきたが、国庫支出の増大と生産停止による経済破綻で、今や「闘争中断の厳しい必要性」⁽⁵⁾に直面している。われわれは国民と国土の自由のためにはいかなる物的犠牲も払う用意はあるが、国土分割の協定には決して同意することはない。国の存在と名誉、自由のために、今こそ国民は一致団結すべきである、と。そして同日の国会外交委員会でシュトレゼマンは受動的抵抗の停止を説明し、与党代表の賛成を得たが、国家人民党と共産党は反対した⁽⁶⁾。

ヒルファディングは受動的抵抗の停止を契機に、新通貨発行も見すえてなお財政再建に努力した。9 月 27 日の国会予算委員会で彼は、先に閣議決定済みの官吏俸給四半期前払い暫定廃止法案を提案した。これに対して中央党の T. v. ゲラールは「官吏の基本的既得権を侵害してはならない」⁽⁷⁾と主張しながら、ただ国家の窮状を考慮して、基本給は現状のまま他の手当を月前払いに変え、さらに適用期限を短縮するよう求めた。ヒルファディングは今のインフレ状態では前払いの係数の確定が極めて困難であり、しかも現行のまま一挙に大量の貨幣が投入されれば、「極度のインフレ作用」(S. 332)が生じて、新通貨の価値もすぐに下落するだろうと警告した。しかし結局ゲラールらの提案通り、官吏の基本給の適用除外や期限の短縮が決議され、翌日法律が成立した⁽⁸⁾。ヒルファディングはこの問題で与党が政府に反対したことは、「不可解な事態」(S. 333 RS)だと不信感をあらわにした。

10 月 1 日に彼は件の通貨銀行設立法案を国会に提出し、それとともに新通貨の成功は「国庫の均衡化」⁽⁹⁾が達成される場合のみだとして、官吏削減など大幅な歳出抑制の必要性を閣議で訴えた。そして翌 2 日に彼は、ルールへの出費がいぜん続いて赤字が増大している状況で、ルール炭鉱業と鉄鋼業に対して、過渡的に「補償廃止を信用供与の継続によって負担軽減」⁽¹⁰⁾しつつ、信用も段階的に削減して 10 月 20 日には最終的に廃止することを提起した。その際彼は、新通貨がかりにもっと早くルール占領期に導入されていたならば、今ではとうに「価値安定していない」⁽¹¹⁾だろうと述べた。まさに彼はこの時点で、これまでしばしば通貨改革に消極的と批判されてきたことに対して、自ら準備を重ねつつ時期を慎重に考慮してきたことの正当性を、再確認しているように思われる⁽¹²⁾。

また賠償問題については彼は 9 月 26 日に、イギリス政府との新たな実物供与協定の締結に「強く反対」⁽¹³⁾する立場を首相に伝えた。今財政再建期にあって、それは 8 月 11 日の閣議の実物供与停止決定⁽¹⁴⁾にも矛盾しており、むしろ多くの個別案件を「単一の包括的賠償支払いへ統合」⁽¹⁵⁾することが今後の交渉課題だと彼は訴えた。さらに彼は 10 月 4 日にも

首相に対して、「当面賠償支払いは不可能」と明確に宣言しつつ連合国賠償委員会と交渉し、講和条約第 234 条に基づいてドイツの支払い能力の調査を求めるよう進言し、賠償委員会あての覚書私案を添付した⁽¹⁶⁾。その際は彼は前年 11 月の政府覚書を交渉の出発点とし、あらためてモラトリアム要請を行うべきだと主張し、早急に閣議決定を促した。

第 2 節 ヒルファディングの辞任

さて受動的抵抗の中止とともに政情不安が激化し、9 月 26 日に大統領 F. エーベルトは公共の安全と秩序回復のために戒厳令を出し、執行権を国防相に委譲した⁽¹⁷⁾。そしてこの日バイエルンでも独自に非常事態令が出され、保守的な G. v. カール州首相が総監に就任して執行権を握り、29 日には州内で共和国保護法の執行令を停止した⁽¹⁸⁾。また翌 30 日にデュッセルドルフでは分離主義者が、ライン共和国宣言の動きを見せた。

こうした緊迫した状況の下で 9 月 30 日の閣議では、シュトレゼマンのバイエルン報告に対して、ブラウンス労働相は国会審議の前に政府の内政外交方針を明確に決定すべきだと主張し、国会から「広範な全権を要求」⁽¹⁹⁾することもありうると述べた。またゾルマン内相や R. エーザー（民主党）交通相も「全権」(S. 414)の必要性を訴えた。ヒルファディングはバイエルンでの公然たる右翼的権力支配の確立によって、他の地域でも同じ勢力が拡大しており、「右翼独裁思想が一層多くの支持者を獲得」していることを危惧した⁽²⁰⁾。そして彼は、国会でのこうした問題の審議によって連立政権が解体することを恐れ、国を守る唯一の方法として、政府が国会から財政的、政治的に必要なことを行う全権を得て、国会を休会するよう説いた。これに対してシュトレゼマンは国会休会には反対したが、国会審議の前に議員団指導者と協議する必要性を認めた。翌 10 月 1 日の閣議で彼は政府が授權法を必要とし、最重要経営部門では公的規制により労働時間延長の可能性も持たねばならないとの方針を示して、基本的な了承を得た⁽²¹⁾。

そして 10 月 2 日の政府と党指導者との協議でシュトレゼマンが授權法を提起した際に、統一社会民主党のミュラーは、「特に通貨問題のために政府の権限拡大は必要」⁽²²⁾としながら、労働時間問題は除外するよう訴えた。これに対して人民党の E. ショルツは労働時間で「必要な施策」(S. 438)を要求し、バイエルン問題では対立回避のために同州への非常事態令撤回要求に反対し、そして連立政権に新たに国家人民党も加えるよう求めた。中央党の W. マルクスは首相の発言に「基本的に賛成」(S. 440)し、民主党の C. ペーターゼンも「労働時間の変更に尻込みしてはならない」(*ibid.*)と述べた。さらに同日夕刻の再協議でミュラーはあらためて授權法を「財政と通貨のためだけ」⁽²³⁾に限定し、バイエルン非常事態令の撤回を求めたのに対して、ショルツは今度は「財務相と経済相の更迭」(S. 444)を要求した⁽²⁴⁾。

その夜の閣議でヒルファディングは今の危機で「右派内閣は考えられない」⁽²⁵⁾と述べ、特に占領地区の労働者はそうした右派内閣への服従を拒否して、ライン共和国樹立に向かう恐れがあると指摘した。彼は危機の原因を人民党による統一社会民主党排除の企てに見

出し、そうした前提では政権維持は困難だと述べた。ただ授權法やバイエルン問題ではなお一致が可能であり、また労働時間についても前年11月の政府覚書、すなわち8時間労働制を維持しつつ労働協約ないし公的規定で例外を認めるという条件で合意の余地があるとして、連立存続のために協調姿勢を示した。

この発言についてエーザー交通相は「和解の可能性」(S. 449)を認め、シュトレゼマンは統一社会民主党の排除を「人民党は意図しない」(*ibid.*)と否定し、そしてブラウンス労働相は「健康衛生上許される最大限労働日」の考え方を示した⁽²⁶⁾。結局ヒルファディングと労働相、首相らによる協議の後、以下の定式で一致が達成された。すなわち、国家の経済的政治的存亡にかかわる緊急性ゆえ、暫定的に原料生産等で「健康に堪えうる範囲で労働時間を延長」(S. 451)せざるをえず、ただ重労働で不健康な経営部門では当然8時間労働が維持される、と。そして授權法案についても合意が図られ、政府は「財政的、経済的」領域で緊急の布告を出し、現政府の交代の時、遅くとも1924年3月末までには失効するものとされた⁽²⁷⁾。

こうした閣議了解を受けて10月3日に各党の態度が再度示され、人民党議員団は労働時間の規定を受け入れたが、「財務相職の交代」⁽²⁸⁾には固執した。一方統一社会民主党議員団は授權法の社会政策領域への適用を拒否して議会での決定を要求し、労働時間については11月の覚書を容認可能としたが、いまだ最終的な結論には至っていなかった⁽²⁹⁾。首相は最も重要なのは「社会政策問題に関する社会民主党の決定」(S. 454)だと述べ、またヒルファディングも「社会問題での授權法の受け入れ」⁽³⁰⁾、閣議了解に沿った労働時間の規定、そして個別人事問題の処理によってのみ内閣の存続が可能だとして、自党の閣僚に議員団への説得を要請した。しかし結局議員団はこの日授權法による社会政策問題の規制を、賛成54、反対61で否決した⁽³¹⁾。深夜の閣議でヒルファディングはこの結果を伝え、首相も「辞職」することで閣内の了承を確認し、ただ職務は新内閣発足まで継続することにした⁽³²⁾。

新たな政権協議は、大統領からシュトレゼマンへの再度の組閣要請によって開始された。10月5日の統一社会民主党議員団会議でミュラーは前日の彼との協議結果を報告しつつ、右派内閣では中央党や民主党は協力できず、国会解散なら分離主義と国家の解体が生じて、独裁による救済を求める声が高まるため、戦術的には「大連立の形成」⁽³³⁾の方が正しいと述べた。そして同日首相府で開かれた旧与党代表者会議において、労働時間法については8時間労働日を原則的に保持しつつも、協約および法に基づく超過労働の可能性も認めるとの方針に沿って、国会で処理することが確認された⁽³⁴⁾。翌6日の党議員団会議でミュラーは、もしわれわれが拒否すれば、政権樹立が不可能になって労働者は一層苦しむため、「賛成」⁽³⁵⁾せねばならないと訴えた。結局この日第二次シュトレゼマン内閣が第一次と同じ政党構成のまま誕生したが、ただヒルファディング財務相とラウマー経済相は更迭され、ルターとJ. ケートがそれぞれの後任となった⁽³⁶⁾。

統一社会民主党内ではこうした指導部の対応をめぐる直ちに議論がわき起こり、同日

の党委員会ではヒルファディングによる経済政治動向の報告⁽³⁷⁾の後に、一部の反対があったものの、以下の決議が採択された。すなわち、党委員会は「議員団が連立維持に同意することになった重要な理由を認め」⁽³⁸⁾、反動の脅威に対して警戒を呼びかけ、党の結束維持を訴える、と。

他方6-7日のベルリン地区党大会では、意見対立から審議が難航した。ヘルツは8時間労働問題では人民党に抗して11月の政府覚書が基礎とされ、授權法案も時限立法で現政府の存続と党派構成に拘束されるため、わが党の意思に反する社会政策はなされず、また国会による政令撤回など歯止めがかけられたことを説明した。決定的に重要なのは「重工業の要求が満たされなかった」⁽³⁹⁾ことであり、われわれはこの方法の危険性を自覚しながらも、共和国防衛のために連立維持を選択せざるをえなかったと彼は論じた。これに対してアウフホイザーは、不利な労働時間規定等で労働者の権利が掘り崩されるなら、それはもはや「小ブルジョアの共和国」(S. 3, Sp. 1)にしかすぎないと批判した。そして彼はファシストと重工業の反動的結合による一揆や内戦の危険性も、われわれの入閣によって阻止できないとし、今や資本主義のための問題処理内閣にとどまらずに、自由に闘争準備すべきではないかと提起した。

ヒルファディングは政治状況について、以下のように論じた。現在の危機は「あからさまな右翼一揆」(S. 3, Sp. 2)の試みであり、政治的破綻を引き起こしてラインラントとルールとの分離を放置し、バイエルンのカールと同じことを他地域でも行い、全ブルジョア層の独裁をうち立てようとするものだった。危機の契機となった人民党の声明はカールとの連帯を意味し、われわれにとってはまさに大連立を再建するか右派独裁に従うかの選択であった。10月初めのキュストリーン右翼一揆の拡大を阻止できたのは、プロイセン州と中央政府の内務省がわが党の手にあったからである。連立を支持した同志は、今や「右派政府が最大の危険」(*ibid.*)であるとの確信から出発したのである。

ファシストに対して非武装の労働者が対峙しており、われわれは「弱い側」(S. 3, Sp. 3)として幻想を持つてはいけないと彼は警告する。党も労働組合も分裂策動と内部対立、指導者批判で弱体化して大衆への影響力を失い、その結果多くの労働者は指導部をもはや信用せず、国家社会主義の陣営に向かっている。「社会民主主義の破壊」(*ibid.*)は世界中で進み、反革命が日に日に強まっている。今まさに必要なのは、連帯意識を持って他者の意見を冷静に聞き、審議の結果を一致結束して擁護することである。このように彼は右翼一揆の危険性に対抗して連立維持による権力的地歩の確保を訴え、そして労働者の不信感による離反を防止すべく、党の連帯と団結を呼びかけた。結局この会議では、地区執行部の信任確認のために即時再選挙を求める決議が僅差で可決されたが、いぜん準備不足との意見表明もあって決着がつかず、選挙は延期となった。

その後10月13日には国会で授權法が、共産党や国家人民党の退席する中で採択された⁽⁴⁰⁾。これによって政府は財政や経済、社会領域で緊急措置を行う権限を得たが、労働時間の規制等は対象外とされ、また政令は国会の要求で廃止され、さらに法律自体も現内閣

ないしその政党構成の変更により、遅くとも1924年3月31日までに失効するものと規定された⁽⁴¹⁾。そして10月15日に同法に基づいて、ドイツレンテン銀行設立令⁽⁴²⁾が出された。それは基本的にヒルファディングの法案に依拠しており、一部修正された点としては、名称が「ドイツレンテン銀行」と「レンテンマルク」へ変更され⁽⁴³⁾、また中央銀行と私的発券銀行への信用供与にも金利6%が課され、さらに持ち分所有者への利潤分配が拠出価値の6%までに引き上げられたことなどであった。実際の新通貨発行はさらに1ヶ月後の11月15日であり、その間のインフレで、結局11月20日には1ドル=4.2兆紙幣マルク=4.2レンテンマルクの交換比率で一応の安定を見た⁽⁴⁴⁾。ちなみにヒルファディングが辞任した10月3日には1ドル=4.4億紙幣マルクであったから、それからなお約1万分の1に低下したことになり、国庫証券残高も1億9千万金マルクに減価して、国の債務が大幅に軽減され、国庫証券償還用の無利子貸与枠3億レンテンマルクも余る結果となった⁽⁴⁵⁾。

一方政治的には10月10日にザクセンと16日にチューリンゲンで統一社会民主党と共産党の州連立政権が誕生し、23-24日にはハンブルクで共産党が蜂起するなど新たな事態が生じ、政府は治安回復を理由に、29日にザクセン州政権の「解任」に踏み切った⁽⁴⁶⁾。これに対して統一社会民主党は戒厳令の廃止やバイエルンへの同様の処分を要求したが、受け入れられず、11月2日には政府から閣僚を引き上げた⁽⁴⁷⁾。その後11月8-9日のバイエルンでのヒトラー一揆や12日のチューリンゲン州政府からの共産党離脱を経て、23日に統一社会民主党はついに内閣不信任案を提出し、結局第二次シュトレゼマン内閣も辞任することになった⁽⁴⁸⁾。11月30日に誕生したマルクス少数派ブルジョア内閣は、12月8日に授權法を再び成立させ、同月21日の労働時間令で8時間労働を原則として10時間までの延長も可能にし、また官吏の削減など歳出抑制を進めたが、軍事的戒厳令を廃止したのは翌年3月1日であった⁽⁴⁹⁾。

そして賠償問題では、1923年10月24日に政府は連合国に対して支払い能力の検討を要請し、また11月23日にはルール炭鉱企業家も連合国工場鉱山監督使節団(MICUM)と暫定協定を締結して、現物供与の再開に動き出した⁽⁵⁰⁾。他方連合国側も12月26日にドイツの財政状況を検討する専門委員会を設置し、1924年4月9日にドーズ案を得た。同年9月1日に発効することになるこの案は、ドイツに8億金マルクの外債を供与し、当面5年間の経過措置として10億金マルクから25億金マルクへと段階的な自国通貨払いを認め、さらにルール占領の終結も規定した⁽⁵¹⁾。これと同時にドイツも8月30日の銀行法などによってレンテン銀行券を償却し、ドイツ中央銀行に50年間の発券独占を付与して、中央銀行券の金と外貨での兌換準備を規定し、金本位へ復帰した⁽⁵²⁾。こうしてドイツは、ようやく相対的安定を得ることになるのである。

注

- (1) Kabinettsitzung mit dem Preußischen Staatsministerium, 15. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 275.

- (2) Kabinettsitzung, 18. 9. 1923, *ibid.*, S. 305.
- (3) Kabinettsitzung, 20. 9. 1923, *ibid.*, S. 320.
- (4) Ministerrat, 25. 9. 1923, *ibid.*, S. 365.
- (5) “An das Deutsche Volk!”, 26. 9. 1923, BA. B., Reichskanzlei, R43 I/215, Bl. 205.
- (6) *Cf.*, *Schulthess*’ . . . , Jg. 1923, S. 179f.
- (7) Sitzung des Ausschusses für den Reichshaushalt, 27. 9. 1923, BA. B., Reichstag, R101/31142/1476, Bl. 331 RS.
- (8) *Cf.*, *ibid.*, S. 331 u. S. 333; Gesetz über die vorübergehende Aufhebung der vierteljährlichen Gehaltszahlungen, 28. 9. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 915.
- (9) Ministerrat, 1. 10. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 427.
- (10) Reichsminister der Finanzen, Hilferding, an den Staatssekretär in der Reichskanzlei, 2. 10. 1923, BA. B., Reichskanzlei, R43 I/215, Bl. 247.
- (11) Besprechung mit Parteiführern, 2. 10. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 442.
- (12) 同時代人の回想録によれば、シュトレゼマンはヒルファディングが通貨問題等で「容易に決断しようとししない」(Keil, *op. cit.*, S. 276) と不満を漏らし、ブラウンも「彼に決定的措置を取らせようとするのは見込みのない試み」(Braun, O., *Von Weimar zu Hitler*, 2. Aufl., New York, 1940, S. 126) と述べ、そしてエーベルトは、彼が集会で自分への攻撃に労働者を煽動しながら自らは「閣内でなにもしない」(Gessler, O., *Reichswehrpolitik in der Weimarer Zeit*, Stuttgart, 1958, S. 273) と批判し、さらにゼーヴァリングは、彼が徹底的な経済介入策を「拙速に行うことはできない」(Severing, *Mein Lebensweg*, Bd. 1, Köln, 1950, S. 451) といつも返答したことを紹介している。*Cf.*, Bücher, H., *Finanz- und Wirtschaftsentwicklung Deutschlands in den Jahren 1921 bis 1925*, Berlin, 1925, S. 64; Schwerin von Krosigk, L., *Es geschah in Deutschland*, Tübingen, 1951, S. 80f. しかし他方では H. ベルンハルトは後の経過からして、「価値安定通貨の発行よりも先に受動的抵抗の放棄をめざした彼の行動は、決して誤っていないかった」(Bernhard, “Das Kabinett Stresemann (II)”, *Deutsche Stimmen*, Jg. 36. Nr. 1, 1924, S. 8) と評価し、同様に A. メラーも、彼が「ルール闘争解決後に初めて通貨安定策を成功させうることを正しく認識」(Möller, A., *Im Gedanken an Reichsfinanzminister Rudolf Hilferding*, Bonn, 1971, S. 13; 米川紀生 (訳) 「Rudolf Hilferding に関する忘れられた一回想録」『新潟大学経済論集』第 33 号 1982-I, 1982 年, 142 頁) していたと述べ、さらに H. シュッファーは、彼が「予算均衡の早期実現がなければ、新支払手段も短期的効果しか持たないことをよく自覚」(Schäffer, H., an Salin, E., 6. 3. 1961, Institut für Zeitgeschichte, München, Archiv, Akz. 2721/61, Best.: ZS 329, Bl. 268) していたと評している。*Cf.*, *Sozialdemokratische Parteikorrespondenz für die Jahre 1923 bis 1928*, Erg. Bd., Berlin, [dat. 1930], S. 64. いずれにせよヒルファディングの個人的性格はともかく、彼が通貨政策について、前提条件や時期選択も含めて極めて自覚的に行動していたことは、これらの回想録のみならず、彼自身のこれまでの言動からも確認されるだろう。
- (13) Reichsminister der Finanzen, Hilferding, an den Reichskanzler, 26. 9. 1923, BA. B., Reichskanzlei, R43 I/39, Bl. 334.
- (14) *Cf.*, Ministerbesprechung, 7. 8. 1923, *Das Kabinett Cuno*, S. 720f.; Bekanntmachung über weitere Einstellung der Reparationssachleistungen, 11. 8. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 2, S. 325.
- (15) Reichsminister der Finanzen, Hilferding, an den Reichskanzler, 26. 9. 1923, *op. cit.*, Bl. 334 RS.

- (16) Cf., Der Reichsfinanzminister an den Reichskanzler, 4. 10. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 472f.
- (17) Verordnung, betr. die zur Wiederherstellung der öffentlichen Sicherheit und Ordnung für das Reichsgebiet nötigen Maßnahmen, 26. 9. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 905f.
- (18) *Schulthess'* . . . , Jg. 1923, S. 180 u. S. 183.
- (19) Kabinettsitzung, 30. 9. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 411.
- (20) Cf., S. 413. このころヒルファディングら統一社会民主党閣僚はバイエルンから同党代表の訪問を受け、国家社会主義的犯罪者に対する政府の断固たる措置を求められた際に、彼はこれに「賛成」し、さらに「ヒトラーを即座に逮捕」すべく法的措置の必要性を説いたが、ゾルマンはこの問題にあまり反応せず、結局具体的な交渉成果はなかったとされる。Cf., Hoegner, W., *Der schwierige Aussenseiter*, München, 1959, S. 27.
- (21) Cf., Ministerrat, 1. 10. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 430.
- (22) Besprechung mit Parteiführern, 2. 10. 1923, *ibid.*, S. 437.
- (23) Parteiführerbesprechung, 2. 10. 1923, *ibid.*, S. 445.
- (24) 同じ 10 月 2 日に開かれた統一社会民主党系の労働組合総同盟委員会会議で金属労働者同盟議長デイスマンは、シュトレーゼマンやヒルファディングの政策が 8 時間労働の延長などで「全負担の労働者への転嫁」を図ろうとしており、政府の授権法要求は「極めて危険」だと批判し、また労働組合総同盟議長 T. ライパルトも、失職者扶助費用を労働者に転嫁しようとするヒルファディング案には「賛成できない」とする立場を再確認した。Cf., Sitzung des Bundesausschusses, 2. 10. 1923, *Die Gewerkschaften in den Anfangsjahren der Republik 1919 - 1923*, (bearb.) Ruck, M., Köln, 1985, S. 943f.
- (25) Kabinettsitzung, 2. 10. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 448.
- (26) Cf., *ibid.*, S. 450; Fraktionssitzung, 2. - 3. 10. 1923, *Die Protokolle der Reichstagsfraktion der Deutschen Zentrumspartei 1920 - 1925*, (bearb.) Morsey, R., Ruppert, K., Mainz, 1981, S. 484.
- (27) Cf., *ibid.*, S. 451f.
- (28) Kabinettsitzung, 3. 10. 1923, 16. 30 Uhr, *ibid.*, S. 454, Anm. 2.
- (29) Cf., *ibid.*, Anm. 3.
- (30) Kabinettsitzung, 3. 10. 1923, 18. 30 Uhr, *ibid.*, S. 458.
- (31) Cf., Fraktionssitzung, 3. 10. [9. sic.] 1923, AsD., Nl. Giebel, Kassette 2, Teil 2, Bl. 245.
- (32) Cf., Kabinettsitzung, 3. 10. 1923, 22 Uhr, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 459 u. S. 462.
- (33) Fraktionssitzung, 5. 10. 1923, AsD., Nl. Giebel, Kassette 2, Teil 2, Bl. 251.
- (34) Cf., Aufzeichnung über die Besprechung der Führer der Koalitionsparteien beim Reichskanzler, 5. 10. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 1, S. 484f.
- (35) Fraktionssitzung, 6. 10. 1923, AsD., Nl. Giebel, Kassette 2, Teil 2, Bl. 254.
- (36) Cf., Stresemanns Rede, 6. 10. 1923, *VaRT.*, Bd. 361, S. 11933. ヒルファディングの更迭について O. パウアーは、彼が当初からルール闘争の停止以前には財政的措置は不可能と公言し、まさにその停止とともに実物資産を捕捉しようとしたがゆえに、大資本は「危険すぎる」彼を追い落としたのであり、したがって決して「彼が経済を破壊させたからではなく、資本家の意にあまり添おうとしなかった」ことに原因があると分析した。Cf., Bauer, O., “Die Freude über Deutschlands Not”, 11. 10. 1923, *Werkausgabe*, Bd. 6, Wien, 1979, S. 885. またヒルファディ

ング自身も後年、通貨の永続的安定には「受動的抵抗の停止」が必要だったにもかかわらず、ルール信用削減に対して「極めて激しい利害集団の抵抗と政治的反対」があったことを指摘して、「逡巡」批判に反論した。そして自らは農業層の協力獲得など「政治的理由」ゆえにヘルフェリヒ案と「技術的妥協」を図りながら、通貨制度の国家主権の維持やライ麦価値の拒否、対国家信用の削減など「根本的変更」を加え、しかもその間決定的に重要な「国庫均衡の回復」に努めてきたのであり、結局ブルジョア政党によって辞任に追い込まれたとはいえ、「われわれはたえずインフレと戦ってきた」と主張した。Cf., Hilferdings Rede, 5. 7. 1928, *VdRT.*, Bd. 423, Berlin, 1929, S. 101f.; Hilferding, "Wir 'Verbrecher'", *Vw.*, 26. 2. 1933, MA., S. 2, Sp. 1f.

- (37) 彼はこの会議と次のベルリン地区党大会で、自らの解任をものともせず、「大連立の再結成を熱心に擁護」したとされる。Cf., "Der Brandenburger Zentralvorstand zur Lage", *Vw.*, 15. 10. 1923, AA., S. 2, Sp. 2; Stampfer, F., *Die vierzehn Jahre der ersten deutschen Republik*, 3. Aufl., Hamburg, [dat. 1953], S. 352.
- (38) "Beschluß des Parteiausschusses", *Vw.*, 7. 10. 1923, SA., S. 2, Sp. 3.
- (39) "Berliner Bezirksparteitag", *Vw.*, 8. 10. 1923, AA., S. 2, Sp. 2.
- (40) Cf., Sitzung, 13. 10. 1923, *VdRT.*, Bd. 361, S. 12152ff.
- (41) Cf., Ermächtigungsgesetz, 13. 10. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 943.
- (42) Cf., Verordnung über die Errichtung der Deutschen Rentenbank, 15. 10. 1923, *ibid.*, S. 963ff.
- (43) 「レンテンマルク」の名称は、ルター新財務相が 10 月 13 日に経済界との協議中に着想を得たとされる。Cf., Luther, *Feste Mark – Solide Wirtschaft*, Berlin, 1924, S. 69.
- (44) Cf., *Zahlen zur Geldentwertung*. . . , S. 10.
- (45) Cf., *ibid.*; *Deutschlands Wirtschaft, Währung und Finanzen*, S. 62; Krohn, *Stabilisierung und ökonomische Interessen*, Düsseldorf, 1974, S. 27f.
- (46) Cf., Verordnung, betr. die zur Wiederherstellung der öffentlichen Sicherheit und Ordnung im Gebiete des Freistaats Sachsen nötigen Maßnahmen, 29. 10. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 995.
- (47) Cf., Ministerbesprechung, 2. 11. 1923, *Die Kabinette Stresemann I u. II*, Bd. 2, S. 948ff.; Schmidt, Radbruch, Sollmann an den Reichskanzler, 2. 11. 1923, *ibid.*, S. 954.
- (48) Cf., Kabinettsitzung, 23. 11. 1923, *ibid.*, S. 1163; Sitzung, 23. 11. 1923, *VdRT.*, Bd. 361, S. 12290ff.
- (49) Cf., Ermächtigungsgesetz, 8. 12. 1923, *RGBl.*, Jg. 1923, Teil 1, S. 1179; Verordnung über die Arbeitszeit, 21. 12. 1923, *ibid.*, S. 1249ff.; Verordnung des Reichspräsidenten über die Aufhebung des militärischen Ausnahmezustandes und die Abwehr staatsfeindlicher Bestrebungen, 28. 2. 1924, *RGBl.*, Jg. 1924, Teil 1, S. 152f.
- (50) Cf., Antrag der Deutschen Kriegslastenkommission an die Reparationskommission vom 24. 10. 1923, *Ursachen und Folgen*, Bd. 6, S. 59f.; Vorläufiges Abkommen mit der "Micum", 23. 11. 1923, *ibid.*, Bd. 5, S. 268ff.
- (51) Cf., *Die Sachverständigen-Gutachten. Der Dewes- und Mc. Kenna-Bericht*, Frankfurt am Main, 1924, S. 20, S. 41f., S. 44f. u. S. 48ff.; Gesetz über die Londoner Konferenz, 30. 8. 1923, *RGBl.*, Jg. 1924, Teil 2, S. 289ff.
- (52) Cf., Gesetz über die Liquidierung des Umlaufs an Rentenbankscheinen, 30. 8. 1924, *RGBl.*, Jg. 1924, Teil 2, S. 252ff.; Bankgesetz, 30. 8. 1924, *ibid.*, S. 235ff.; Münzgesetz, 30. 8. 1924, *ibid.*, S. 254ff.

結 び

ヒルファディングは戦後のヴェルサイユ講和条約を連合国帝国主義と見なして根本的に批判したが、条約の拒否が封鎖の強化や占領の拡大、民族主義の助長につながるとして調印を促した。1921年1月のパリ連合国会議で具体的な賠償金額が示された際に、彼は賠償自体は道義的に認めつつも、「天文学」の負担額でドイツへの輸出強制による国際競争の激化、支払い能力の破壊から連合国にも害となることを指摘し、ただ決裂、暴力的解決は回避すべく、条約の修正を求める国際的決議の作成に参加した。そして彼は5月のロンドン最後通牒も「より小さな悪」として受諾する党声明の起草にかかわり、賠償履行がむしろ連合国経済に破滅的影響を及ぼし、政策の変更を迫るだろうと予想した。このように彼は賠償負担の過大さのみならず、履行による連合国自身への否定的反作用という自己矛盾からも条約を批判し、改正の必要性を説いた点がまず注目される。彼はまた同時期のオーバーシュレージェン問題でも民族主義的動きを警戒し、平和的解決を訴えた。彼は国内の反動派に対抗して民主共和制の防衛と、賠償および国庫均衡のための資産課税を主張し、租税政策と社会化の結合により経済再建をめざした。

社会化委員会では彼は7月に暫定声明をとりまとめ、生産拡大と合理化をめざす経済政策の枠内での賠償を基本方針とした。その際彼は銀行の高利率信用や強制カルテルを、合理的生産の阻害要因として批判した。彼は当面生産活動の促進による企業収益に税収源を期待し、そして社会化としてよりは源泉課税の方法として国家の株式取得による収益参与や、統制経済廃止に伴う価格上昇で生ずる地代の接収等を提起したのである。その後彼は秘密声明の作成に加わり、賠償支払いのために実物資産の捕捉も考慮しながら、経済界自身の国際信用による外貨調達と国家への用立てを求めた。

また暫定国家経済協議会の賠償問題委員会でも彼はロンドン最後通牒を批判し、賠償支払いの指数の見直しを求めつつ、なによりも「権力問題」を根本問題としてとらえ、そして国庫均衡のために累進制の下で源泉課税を説いた。彼は9月の総会に共同決議案を提出し、経済界の納税忌避やインフレ格差の克服のために金価値資産の捕捉を提起し、その後経済界の信用行動拒否に対して、国の法的強制力による担保資産の獲得を主張した。さらに財政政策委員会では外国為替投機阻止を求める議案を提案し、また税収確保のために早期納税の促進や、有価証券供託義務および銀行秘密廃止の維持による動産資本課税の管理強化を訴え、納税共同体構想については合法的独占の恐れゆえ拒否した。12月の金属産業経営協議会では彼は経済回復と財政難を対比させ、インフレ利得者たる生産手段所有者の実物資産の捕捉、原料支配の私的独占の社会化を主張し、共同決議では対外的に賠償繰り延べと信用供与を求めた。このように彼は財政困難の中で企業家のインフレ利得や納税忌避のゆえに、しだいにたんなる課税から実物資産の捕捉、社会化を強調するようになってゆく。

1921年末から1922年にかけて政府は賠償支払いの猶予を連合国に要請するとともに、

ブルジョア政党との「税妥協」により実物資産捕捉を放棄して強制公債と消費税の引き上げに向かうが、ヒルファディングはこれを大衆負担のみならず、国庫赤字の継続によるインフレ助長の点からも批判した。だが彼は強制公債に強く反対しながらも、高額所得や企業従業員数および農地面積に応じた確定額前納制を提起して実効性の確保に努め、彼なりに政治状況の中で次善の策を追求しようとした姿勢が見て取れる。またドイツ中央銀行の独立性については、彼はそれ自体に必ずしも全面的に反対ではなかったが、総裁と理事会の終身任命および自己補充による「国家内国家」化と国の政策の妨害を懸念し、任期制などの予防策や公的影響力の確保を求めた。そして社会化委員会では彼は一部大企業家のインフレ志向を批判して、通貨安定化のための報告書を共同提出し、消費制限と生産拡大、税と長期国債による国庫均衡、賠償の軽減と外債による支払いを提起した。

他面対外政策では、彼は世界的権力中枢の英米への移動と資本主義的拡張の協調的方法への変化を認識し、軍縮と平和交渉の推進を訴えて、戦時債務抹消などを求める国際的決議にも加わった。さらに4月のジェノヴァ会議に際しては、国際信用獲得のためにもドイツ自身の財政再建の努力を説き、またロシアの自決権を擁護して対等な経済関係を提起し、自ら国交回復と相互賠償放棄のラパロ条約の締結に尽力した。彼は「現実的平和主義」に状況の打開を期待したが、それはいまだ一般的傾向としてよりは、フランスと対比したイギリス中心の政策として把握されていたことが留意されねばならない。

6月のラーテナウ暗殺で右翼の脅威が高まる中でヒルファディングは共和国と革命の成果の防衛を訴え、自ら統一協議と行動綱領の起草に参加して、統一社会民主党の結成に努めた。同時に彼は通貨崩壊の「第三段階」との認識から、暫定国家経済協議会でまず賠償支払い繰り延べ要請の決議をとりまとめ、また通貨安定のために中央銀行の金資産利用による外貨実需の充足や金価値公債の発行を求め、社会化委員会でも同様の決議をあげた。彼は政府や中央銀行の「宿命論的無為」を批判し、自らの政策の危険性を自覚しつつも、積極的な行動を主張した。その際彼は独自の通貨論に基づき、通貨の発行量規制により減価を回避できると考え、この時点ではなお金本位制によらずして、現行制度の下でインフレ阻止に全力を傾けていたことが確認される。

また彼はこのころ党内では重工業の「資本主義的履行政策」による権力拡大と利潤追求を批判して、労働者の復興への関与を求める決議をあげた。そして中央銀行の金資産利用や有産者の税優遇阻止、基礎的食糧の確保などの「ヒルファディング案」をまとめ、ブルジョア政党の理解も得つつ政府に提言し、11月の覚書の提出に導いた。しかし統一社会民主党は連立政権協議を契機に下野し、こうした政策の実現も著しく制約されことになる。彼は党が伝統的な政治的受動性を脱して積極的に実践的課題を提起し、多数派を獲得して政権をめざすよう働きかけるとともに、国政責任を担うブルジョア左派との幅広い協力の可能性も模索していたのである。

1923年1月のルール占領に際しては、ヒルファディングはドイツの支払い能力を破壊する経済的に非合理的な権力策と批判し、受動的抵抗を擁護しつつも、国内の右翼勢力やナ

チスの動きを警戒し、履行政策を再確認して経済的和解を追求した。そして彼は占領当国フランスとベルギーに直接赴いて問題解決を働きかけ、さらに5月の国際社会主義者大会では組織された資本主義の独占的支配と暴力精神との対決を訴え、賠償全体の見直しを求める決議を起草した。

この間彼は政府関係者との協議や党内、暫定国家経済協議会、社会化委員会で、通貨崩壊阻止のために外貨取引管理、投機とカルテル価格引き上げの防止、信用規制などを提起した。また彼は抵当の増額評価には反対し、むしろ債務軽減で向上した農工業の担税力を公益に利用するよう主張した。そして彼はルール占領の長期化の中でたんなる紙幣増発と流動公債累積という「戦時と同じ誤り」を批判し、財政均衡をめざして現行税の実効化、ルール闘争支援の追加税、中央銀行の金信用、国や自治体の金計算、価値安定賃金などを求めた。だがこのころ社会化委員会は活動を停止し、暫定国家経済協議会も総会は閉鎖されて政治的影響力を失ってゆく。

8月にヒルファディングは社会的、財政的に「絶望的状态」で連立政権の財務相に就任するが、それ以前からすでに新通貨案を含む経済政策構想を保持していた。就任後彼はまず国庫均衡と外貨市場支配を優先課題とし、強力な租税策を追求するとともに、経済界の外貨を捕捉すべく外貨強制公債を実現した。彼は財政面ではとりわけルール闘争の負担を重大視し、州政府とも支援の節約を協議しつつ、受動的抵抗そのものの停止に向けて外交努力の必要性を訴えた。それと同時に自ら財政再建策として奢侈品の関税引き上げや官吏減員、国防支出削減などを立案した。彼は自らの任務を社会主義の政策としてよりは、むしろ資本主義法則の認識に基づき現状に対応した政策として理解しており、その点では所与の条件下で最大限の経済合理性を追求することにより、立場を超えて広範な国民的理解を得ようとしたものと思われる。

他方では彼は通貨安定のために過渡的に一定範囲で価値安定支払手段を創出する必要性を認め、金本位への移行を準備した。ただその際彼が金不足の状況で考えていたのは、限定的な「金に縁取られた」本位制であり、自由鑄造禁止下で紙幣マルクの併存も前提に、通貨量規制により安定化を図ろうとしたのである。具体的には中央銀行を主体に金発券銀行を設立して金マルクを厳格に発行し、同時にヘルフェリヒ案をも補完策として部分的に利用する。つまり経済界の資産への抵当設定により金債券を発行して、国家財政の健全化に役立てることで、紙幣マルク発行をも抑制するのである。しかしこうした彼の通貨案はいったんは閣議決定されたものの、中央銀行の反対で実現せず、結局彼はヘルフェリヒ案に依拠したルター案をもとに、あらためて法案を作成することになる。彼の法案は経済全体の金マルク土地債務と債務証書をもとに発券銀行を設立して新通貨を流通させ、国と中央銀行等に信用供与するものであり、後のレンテンマルク発行の基礎となる。

ヒルファディングの当初の案は実現せず、しかも彼はヘルフェリヒ案のような擬制資本をもとにした通貨発行を批判していたことからすれば、確かに彼にとっては不本意な事態の推移であったかもしれない。だが彼はもともと一貫して通貨安定の根本的前提を財政健

全化に見出し、そのためにかなり早い段階からヘルフェリヒ案の利用を考えていたのであり、その限りでは、最終的に同案をライ麦に代えて金マルクに基礎づけ、経営税の廃止要求を退け、純益の還流を抑制しつつ経済界の資産を国家財政に動員し、またルター案よりも对国家信用を削減して財政規律を条件づけたことは、力関係の妥協の中で自分なりの政策意図を極力反映させようとしたものと思われる。ヘルフェリヒが自らの案の「変質」と経営税の存続に不満を表明したことも、ある面でその証左と言えよう。

9月下旬の受動的抵抗の停止後も彼は新通貨発行に向けてなお財政再建の努力を続け、官吏俸給前払い停止やルール信用の削減計画を提起した。そして賠償問題ではイギリスとの個別協定に反対して包括的処理を求め、また支払い能力の検討を連合国賠償委員会に要請する覚書を自ら起草して、局面の転換を図ろうとした。彼はこれまで通貨改革そのものに決して消極的だったわけではなく、ルール問題の処理など時期を慎重に見極めながら準備を重ねてきたのであり、そしてその後も新通貨の永続的安定の条件整備として国庫の均衡化や賠償問題の解決に取り組むが、それはとりもなおさず後任の政策担当者がそのまま引き継がねばならなかった重要課題であった。

受動的抵抗の停止後バイエルンでの右翼強権政府誕生など政情不安の中で、ヒルファディングは10月初頭の政権危機時に授權法や、自らこれまで擁護してきた8時間労働制でも歩み寄りの姿勢を示して、連立政権の維持を追求し、そして閣僚辞任後も連立の再結成を説いた。そのことはなによりも彼が政治的反動の危険性を深く憂慮し、右派内閣の阻止を最優先課題と見なしていたからである。事実その後のヒトラー一揆は、彼の危惧を裏書きしている。彼は自らの陣営の弱さを自覚しつつ、右翼一揆やファシストに対抗するために政治権力の保持が不可欠と考え、労働運動の内部分裂と相互不信を克服して連帯し結束するよう訴えたのである。

統一社会民主党は結局バイエルン問題等を契機に11月下旬に内閣不信任を決議するが、この間授權法に基づくレンテン銀行の設立でレンテンマルクが発行され、インフレによる国家債務の大幅減価やその後の財政抑制もあって一応の通貨安定を得、さらに賠償支払い能力検討の要請を受けて、翌1924年9月のドーズ案発効による外債供与と段階的支払い、金本位制復帰を通じてようやく相対的安定に向かうことになる。これまで対外的に巨額の賠償負担、内政的には右翼の脅威の高まり、大インフレーションと財政崩壊という状況の下で、ヒルファディングは自ら資本主義批判の視点を持ちながらも、その時々条件に応じてより重要な課題のために合意を追求しつつ、具体策の提示と決議のとりまとめや直接協議を通じて国内外に多様に働きかけ、そして短期間ではあるが政権運営の重責をも担った。まさに国家的危機の中で、彼が国際協調による賠償問題の解決、民主的共和制の維持、国民生活の社会的経済的安定のために果たした役割は決して小さくなかったと思われる。ヴァイマル共和国は相対的安定期以降も大きな政治的経済的困難に直面し、彼の理論的、実践的活動も引き続き新たな課題への対応を迫られることになる。

付記 本稿は，2002/03 年度科学研究費補助金〔基盤研究(C)(2)〕の成果の一部である。
(かわの ゆうこう 金城学院大学教授)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 51*

発行所 東京都国立市中 2 - 1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2004 年 3 月 31 日

印刷所 新宿区早稲田鶴巻町 565-12

(有)啓文堂松本印刷
